

始





拾昭和  
年和  
日本  
基督教會  
年鑑

76  
R







★ 日曜學校局刊行總書目 ★

日曜學校 日曜學校の友  
教師専門誌

日本日曜學校協會新編集教授要目による日曜學課を始め、模範兒童說教、日曜學校の指導的研究講座等實際に役立つ資料を以て毎月號百頁横溢！信仰教育の陣頭に立つSS教師のための新鮮なる材料はこれ。表紙オフセット刷 定價1冊20錢送料1錢1年前金2.40錢—主筆小出正吾—

SS學課進達 日曜學校 生徒の友  
生徒教材グラフ

毎日曜の學課のお話が繪解きでできる様に工夫した新しい生徒用教材。小出主筆編輯。一枚四頁で一ヶ月使へて一錢。眼からの傳道教話の情採的印象のために効果100%です。日曜學校の友に是非供ふべき生徒の友！20部20錢50以上1割引100部以上2割引

母のための教案 嬰兒科讀本  
日曜學校リーフレット

信仰は母の膝からの信念の下に母への家庭教案として毎月發行。  
高崎能樹先生執筆 1部4頁5厘 20部10錢 50部20錢 100部37錢

★ 日曜學校パンフレット ★

第1編 馬場久成著 四六版 110頁 25錢 送料2錢  
日曜學校禮拜の原理と實際

第2編 小平國雄著 四六版 105頁 25錢 送料2錢  
聖地の歴史地理 (上卷)

第3編 小平國雄著 四六版 130頁 30錢 送料4錢  
聖地の歴史地理 (下卷)

別刊 小河内美男編著  
聖書地名辭典

寫真版圖面多數 横組菊版 百頁 90錢 送料6錢

日本基督教會  
家庭禮拜曆  
大會の依頼により毎年本局にて編纂出版する。十年の依囑に採り用マス。牧師編纂。一の贈物として。三六分して。昭和九年分。和。

東京市赤坂區 日本基督教會日曜學校局 電話青山 3594  
新町四丁目三 振替東京 56885

最新刊

童話の泉

ジャンセン女史編・加藤こよ譯

保母さんがたへ——園兒を楽しくほゝあます爲  
お母様がたへ——愛兒の心をあかるくする爲  
先生がたへ——生徒を朗かに育てる爲  
子供さんたちへ——美しい夢の世界へ旅立つ爲

四六版・二八〇頁  
五號總カナ  
箱入・布  
定價一圓八十錢

物の判評大でカリメア  
ため集り撰くし新  
編十六話童

自然のさゝやき

スキナ一編  
川守田正雄譯  
布裝 一圓五十錢  
並裝 一圓十錢

自然界の現象を面白く、題材とせる宗教的童話集！  
宗教で生かした理科の話が四十七篇！

東京市麻布區材木町二四  
振替東京四一七四〇(電話青山七八〇二)

聖公會出版社



最新刊

# 神秘なる結合

八代斌助著  
四六版上等紙  
コットン上等紙  
定價四十五錢

知識階級と青年の爲 宗教の新しい研究！

内容 第一篇、詩と散文の世界。第二篇、神秘なる結合。第一章、宇宙に於ける私。第二章、私を構成するもの。第三章、私と家庭。第四章、私と社会。第五章、私と国家。第三篇、私の心を響かすもの。第六章、財産。第七章、事業。第八章、戀愛。第四篇、神秘なる結合の極致。第九章、見えざるものへの人類の憧憬。第十章、主よわが靈は汝を仰ぎ望む。

忽三版

# 主イエス

四六版・四百頁  
聖書表紙  
特装版は八十錢  
布装版は二十錢

絶讃を博せる大イエス傳！ 全篇各章に躍如とし、  
て生き給ふ大聖の輝く御姿！ さながら名映畫を  
見るが如し！

東京市麻布區材木町二四  
振替東京四一七四〇（電話青山七八〇二）

聖公會出版社

大好評

# 舊約の話

四六版・上製  
コットン上等紙  
地圖及索引附  
定價二圓九十錢

クラシックな  
寫眞  
三十六枚入

ケンブリッジ大學教授・神學博士ネアン著 八代斌助譯

魂の文學！ヘブル民族の光榮史！

新鮮味溢るゝ大衆的舊約聖書神學！

内容目次

一、サムエル。王統なる權威。エジプトからの解放。エロヒムとヤハウェ。ヨシヤア。支族の勇將達。預言者のベテレヘム。エフライム。イスラエルよ汝の神に會ふ準備をせよ。ヤハウェの慈悲。イスラエルの聖なる者。聖徒の兩翼の劍。天の御國。エスタセルの讚美の中に住み給ふ。主の燈火なり。空の空なる哉。アレキサンドリア。ラタク及ソロモン。イスラエルの讚美の中に住み給ふ。主の僕。以上の三十四章よりなる

東京市麻布區材木町二四  
振替東京四一七四〇（電話青山七八〇二）

聖公會出版社



譯 翻

監 督 エス・エチ・ニコルス  
聖公會神學院長 落合吉之助  
立教大學教授 須貝 止  
Y M C A 總主事 村尾 昇  
聖公會神學院教授 アル・デ・エム・シヨウ

四六版・總カナ附  
並裝一圓  
布裝天金箱入二圓  
皮裝特製四圓五十錢

版三忽

# 舊約聖書續篇

新約と舊約との間の聖書！ 聖書と合せて讀め！  
ギリシヤ語原本より全譯されたるアポクリファ！  
埋れたりし寶！ 世紀の荒野に隠れてゐた聖書！  
宗派教派を超越して今や絶讃の極にある聖書！  
本書出て、靈界又更に新生命の活躍旺盛！

東京市麻布區材木町二四  
電話東京四一七四〇(電話青山七八〇二)

聖公會出版社

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
マカビ	マカビ	マカビ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ	ベナ
第二	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書

見よ遂に十四版!! 眞價は事實が雄辯に物語る!!  
入門より奥義まで! 傳道書中の明星! (某傳道團の好意に依り舊價六十五錢品)  
(と同一紙質を使用して此廉價特賣!)

# 基督教要領

四六判百五十頁  
柳原貞次郎著  
特價二十錢  
(多數特典)  
送料四錢

大衆向きの傳道書のとして絶對的價値を有す!

目次

第一章 素人宗教觀。第二章 基督教の神觀。第三章 人生の悲痛問題。第四章 人生と罪惡問題。  
第五章 基督教の救世觀。第六章 基督の救世。第七章 信仰生活の二大武器。第八章 靈魂不滅論。説、  
小崎弘道氏其他教界先輩の本書推薦文。

特選祈禱書  
イエスの歩み  
兒童劇集

牧師、横田道信編著  
教師、布田道信編著  
定價一圓、送料六錢  
セルドン著  
法用堂譯  
特價金六十錢  
四六判裝  
石黒つぎ子著  
定價金九十錢  
教會、學校、家庭、團體、個人何人でも便利に祈れる。二百有餘の自由祈禱の理想的集大成! 牧師にも信者にも真参考書。  
二十一ヶ國の國語に翻譯されたる大思想家の最近傑作。世界に思想界に一大センセーションを起したる靈著。忽八版! プレゼント用として大部註文殺到!  
クリスマス。イスター。花の日。學藝會等々に大好評。ラネオに放送稱讚せられたる基督教主義の兒童劇集!

東京市麻布區材木町二四  
電話東京四一七四〇(電話青山七八〇二) 聖公會出版社



內外特許商標  
及  
一般法律事務

東京丸ノ内三丁目二番地三菱二十一號館

中松特許法律事務所

電話丸ノ内 (23) 一一九〇一〇〇番

大阪市東區今橋一丁目九番地「帝國ビル」四階四〇三號

中松特許事務所大阪出張所

電話園本局一八二七番

立教大學教授 村尾昇一著 イエスの垂訓 價壹圓八錢 送料八錢	青山學院教授 渡邊善太著 舊約書の由來 價壹圓八錢 送料八錢	青山學院教授 松本卓夫著 改訂新約の時代 價壹圓貳拾錢 送料十錢	九州帝大教授 今中大廣著 イエスの宗教とシズム 價壹圓八錢 送料八錢	ストリイター著 村尾昇一譯 現代思想と基督教 價參圓五拾錢 送料二十錢	マツギフアルト著 栗原有實共譯 近代基督教思想史 價五圓 送料二十二錢	同志社大學教授 大塚節治著 基督教倫理學序說 價五圓 送料二十二錢	青山學院教授 渡邊善太著 舊約文學のユイ思想 價壹圓八錢 送料八錢	立教大學教授 村尾昇一著 愛の神學 價壹圓八錢 送料八錢	青山學院教授 松本卓夫著 日本人の觀たる基督 價壹圓八錢 送料八錢	Y.M.C.A.主事 鈴木榮吉著 青年指導の原理と實際 價壹圓八錢 送料八錢	應理本教會牧師第十イ 賞二 福島高商教授再 營 著 藤原 著 藤原 其基督教經濟倫理 價壹圓五十錢 送料十二錢		
ストリイター著 村尾昇一譯 科學・哲學・宗教 價壹圓八錢 送料八錢	トツ藤著 トツ藤著 世界の現勢と基督教 價壹圓八拾錢 送料十四錢	博士一著 著者 神の國建設者 價壹圓八錢 送料八錢	エディントン著 千葉勇五郎譯 科學と見えざる世界 價壹圓八錢 送料八錢	ホルトン著 高松孝治譯 現代心と有神思想 價壹圓八錢 送料八錢	ラウエンブッシュ著 栗原有實譯 新社會建設のため 價八拾錢 送料六錢	關西學院教授 岩崎武夫著 失樂園の詩的學 價貳圓參拾錢 送料二十錢	日本神學教授 桑田秀延著 再版辯證法的神學 價貳圓參拾錢 送料十四錢	淺地昇著 基督教の根本問題 價壹圓貳拾錢 送料十錢	現明治學院教授 鷲山貞三郎著 文學と神の問題 價壹圓貳拾錢 送料十錢	代龍德正臣著 神と罪惡の問題 價壹圓貳拾錢 送料十錢	教龍德正臣著 神と罪惡の問題 價壹圓貳拾錢 送料十錢	監野義幸著 キリスト論の問題 價壹圓貳拾錢 送料十錢	書小田信士著 神と經濟の問題 價壹圓貳拾錢 送料十錢

發行所 基督教思想叢書刊行會 (東京 三三四七九番)  
東京市神田區西神田一會館內



てしか生に面紙全をトツリビス會教督基本日  
きな隙の分五くなダムの行一

月刊  
**基 督 教 大 衆 新 聞**

代誌

一年三十錢・(外國行)・(以上) 一部一錢半  
以上 一部一錢・申込次第見本進呈

日本の基督教界に定期購讀實數壹萬七千部を有つて全國津々浦々、遠くは比律賓、布哇、米國まで送り出され傳道戦線に欠かされぬ尖鋭武器として侮るべからざる役割を演じてゐる此の福音新聞をゼヒ今より愛用せられよ。福音的にして實踐的、大衆的にして而かも卑俗に墮ちず八頁の誌面に溢れるばかりに神の言を滿載して毎月、讀む人一人々々のたましひの戸を叩くであらう。

(ともしび社出版書)

- 靈應錄(いづれも十數版を重ね) 大衆への基督教 (價十錢) 信仰者(か)生活する (同) 人間になつた神 (同) イエスさま物語 (價十五錢) 大使徒パウロの話 (價四錢)
- 吉野丈夫著・挿畫十篇入 少年少女への (價十五錢) 石井十次先生 (價十錢) 佐治三三著 新約聖書の急所 (價十五錢) 江村寛一編著・挿畫八篇入 信仰偉人血戰記 (價四錢)

電話 七四九一

社びしもと

振替 一六三六五

堺市熊野町東四丁



**日本基督教會年鑑**

日本基督教會事務所

發行所寄贈本







目次

325425

教會索引  
 教職者索引  
 故人寫真  
 同小照小傳に就て

第一 日本基督教會略史……………一  
 第二 特に記憶すべき大會の決議摘録……………三  
 第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例、附宣教屆、教會堂設立願外諸屆雛形……………四  
 第四 維持財團寄附行爲と財團の説明及加入手續並諸稅法規抄録……………五  
 第五 役員、委員、職員、其他一覽……………一〇  
 第六 各教會及牧師、役員、氏名住所……………一九  
 第七 維持財團加入者……………二七  
 第八 昭和九年度教勢諸統計表……………三五



第九 教職者一覽、附世を去りし教職者と遺族……………二五二

第十 關係諸ミツシヨン宣教師……………二五九

第十一 關係諸事業……………二六六

一、學校……………二六六

二、各種社會事業……………二六四

三、新聞雜誌……………二五五

教會索引

有田	三二四	飯盛野	一五	浦和	二二	大森	二九	大阪汎愛	一五
旭川	三二六	神戸	一七	ウキルミナ	一六	大崎	二九	大阪イニス團	一五
安東	三二六	イニス團	一七	上野	一七	荻窪	二二	大坂	一五
鞍山	三二〇	岩沼	一六	白杵	二二	小千谷	二二	姫松	一五
伊勢崎	三二六	石巻	一六	宇佐	二二	(埼玉縣)大宮	二二	大垣	一五
市ヶ谷	三二六	飯坂	一五	宇部	二二	忍	二二	相生	一五
市ヶ谷臺町	三二六	一ノ関	一五	鶴殿島	二二	(静岡縣)大宮	二二	太田	一五
伊那	三二〇	飯塚	一五	松山榎町	二二	桶川	二二	(岐阜縣)大井	一五
飯田	三二〇	伊萬里	二二	遠輕	二二	大阪西	二二	置賜	一五
池袋	三二〇	井萩	二二	惠須取	二二	大阪北	二二	大曲	一五
岩本	三二〇	上田	二二	榮山浦	二二	大阪東	二二	大河原	一五
岩槻	三二〇	牛込	二二	【オラ】	二二	大阪住吉	二二	小高	一五
池田	三二〇	宇都宮	二二	大井町	二二	岡崎	二二	御藏入	一五
茨木	三二〇	上原	二二	(東京市)大井町	二二	大道	二二	大分	一五
大阪イニス團	三二〇							大牟田	一五

索引

一







玉島	三三	瀧川	三六	伊達(北海道)	三九	臺北	三三	臺南	三三	臺中	三三	高雄	三三	大連	三三	大邱	三三	千葉	三三	湖州	三三	青島	三三	鎮海	三三	【ツ】	
角管	三三	鶴見	三三	津賀	三三	津島	三三	鶴岡	三三	津山	三三	田園調布	三三	天下茶屋	三三	天津	三三	鐵嶺	三三	【ト】		豊島岡	三三				
栃木	三三	友の家	三三	徳島	三三	金澤殿町	三三	富山	三三	鳥取	三三	東北學院	三三	登米	三三	豊浦	三三	苦小牧	三三	豊原	三三	【チ】		長岡	三三		
名古屋	三三	中津川	三三	濃波	三三	名古屋	三三	清水	三三	名古屋	三三	櫻山	三三	中村(高知縣)	三三	西	三三	名古屋	三三	福島長岡	三三	中村(福島縣)	三三	長岡	三三		
中津	三三	中野本町	三三	【ニ】		日本橋	三三	新潟	三三	西栗鴨	三三	西萩窪	三三	西代	三三	二戸	三三	二本松	三三	新野	三三	【ク】		那覇	三三		
野方	三三	野邊地	三三	能代	三三	野付牛	三三	【ハ】		濱松	三三	蓮田	三三	波瀬	三三	大阪汎愛	三三	土師	三三	原町(福島縣)	三三	仙臺原町	三三	八戸	三三		
野方	三三	野邊地	三三	能代	三三	野付牛	三三	濱松	三三	蓮田	三三	波瀬	三三	大阪汎愛	三三	土師	三三	原町(福島縣)	三三	仙臺原町	三三	八戸	三三	羽犬塚	三三		
野方	三三	野邊地	三三	能代	三三	野付牛	三三	濱松	三三	蓮田	三三	波瀬	三三	大阪汎愛	三三	土師	三三	原町(福島縣)	三三	仙臺原町	三三	八戸	三三	羽犬塚	三三		

馬山	三三	哈爾濱	三三	葉山	三三	【ヒ】		兵庫	三三	姫路	三三	大阪姫松	三三	東山	三三	東六番丁	三三	日詰	三三	弘前	三三	聖ヶ塔	三三	日出	三三	聖ヶ丘	三三	廣島	三三	美深	三三	美瑛	三三
東旭川	三三	富士見町	三三	福井	三三	伏見	三三	福島(福島縣)	三三	古川	三三	長岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三	福岡	三三
撫順	三三	釜山	三三	別府	三三	屏東	三三	平壤	三三	【ホ】		(東京市)本郷	三三	本郷	三三	香港	三三	本所	三三	木郷(福島縣)	三三	奉天	三三	【マ】		松本	三三						
松澤	三三	松阪	三三	丸龜	三三	前川	三三	松山(宮城縣)	三三	丸森	三三	枕崎	三三	松山榎町	三三	松江	三三	圓山	三三	【ミ】		水戸	三三	三島	三三	美竹	三三	漢川	三三	都島	三三		
御船	三三	三好	三三	美馬	三三	三豊	三三	宮古	三三	三春	三三	都城	三三	宮崎	三三	三原	三三	三次	三三	【ム】		武藏野	三三	村上	三三	室町	三三	室戸	三三	撫養	三三		
村田	三三	室蘭	三三	明星	三三	目白	三三	明治學院	三三	盛岡	三三	本宮	三三	門司	三三	森	三三	木浦	三三	【ヤ】		山梨	三三	山梨(三重縣)	三三	山田	三三						
村田	三三	室蘭	三三	明星	三三	目白	三三	明治學院	三三	盛岡	三三	本宮	三三	門司	三三	森	三三	木浦	三三	山梨	三三	山梨(三重縣)	三三	山田	三三								



山形 一八八	兩國 二三三	嶺前 二二九	和食 一八〇	雨宮 道雄 二二五	池野 朝雄 二二五
(岩手縣) 山田 一九九	旅順 二二七	開水 二四六	(會津) 若松 一八八	新垣 新一 二二五	伊藤 貫一 二二五
八幡 二〇七	裡里 二二五	和歌山 二二五	(福岡縣) 直埋 一八八	荒井源三郎 二二六	伊藤 恭治 二二六
柳河 二〇八	磯川 二二九	若狭 一七〇	若草町 二二五	飯島 誠太 二二五	伊藤 道夫 二二六
八重山 二二二	赤岩 二二九	赤城 英夫 二二六	兩宮 正士 二二五	伊江 朝貞 二二五	伊藤 庄太郎 二二六
山口 二二二	赤岩 長吉 二二九	秋月 茂雄 二二五	池田 喜徳 二二五	石川 四郎 二二五	井深 楓之助 二二五
横須賀 二二二	赤石 義明 二二九	秋月 勝次 二二五	池田 龜之助 二二五	石川 泰次郎 二二五	井田 健司 二二五
京都吉田 二二二	青木 朋一 二二九	秋保 孝次 二二五	石田 喜徳 二二五	石倉 徳松 二二五	井原 磯美 二二五
四日市 二二二	青木 勝久 二二九	秋保 孝藏 二二五	石田 正 二二五	石島 三郎 二二五	井原 郷祐 二二五
米澤 二二二	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井原 忠生 二二五
横手 二二二	青木 朋一 二二九	秋保 孝次 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【リ】 羅津 二二二	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【エ】 江村 寛一 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
江口 忠八 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【ウ】 上野松次郎 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
上川 ます 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
植村 環 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
梅崎太郎次 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
梅崎 實 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
梅津吉之助 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
梅森 豪勇 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
内海 十郎 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
宇津木 保 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
苑原 丁一 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
苑原 八郎 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
内田 康一 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【エ・エ】 江村 寛一 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
江口 忠八 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【オ・ウ】 遠藤甚四郎 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
遠藤 榮 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小川 上ね 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小倉鐵之助 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小野村林蔵 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小野 國嗣 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小笠原政繁 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
岡田 正夫 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
岡田 稔 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
岡田 大吉 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
岡部 久 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
岡本 繁男 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
奥田 鹿三 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
神田 竹史 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
尾島 眞治 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
大和吉五郎 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
尾山 多喜 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小幡 慶助 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
小野寺恭司 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【カ】 川添万壽得 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
川俣 義一 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
川崎 義敏 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
川島 專助 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
川田 幹一 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
河内 齊美 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
河内 廣三郎 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
上 與二郎 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
上河原雄吉 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
鎌田 安通 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
金井 爲一郎 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
金田 弘義 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
金田 榮一 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
賀川 豊彦 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
柏井 光藏 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
銀谷 凌雲 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【キ】 唐牛 正 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
加藤 俊三 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
加藤 邦雄 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
兼子常四郎 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
釜土 八ナ 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
勝保 好子 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
上岡千代松 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
角田 桂嶽 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
柏井 忠夫 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
樺山 かね 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
加藤 みき 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
加藤 精吉 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
加藤 貞枝 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【ク】 木名 元 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
木村勝七郎 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
木村喜代助 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
木村 重雄 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
木村 義雄 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
吉良 初見 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
吉川 逸之助 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
吉川 二郎 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
聽濟 誠夫 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
菊池 賢治 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
菊池 愛二 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
菊池 雄一 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
北川 直一 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
【ク】 桑田繁太郎 二二五	青木 勝久 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
桑田 秀延 二二五	青木 義明 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五
草川 顯義 二二五	青木 朋一 二二九	秋保 親晴 二二五	石田 正 二二五	石黒 寅太郎 二二五	井上 さわ 二二五

生月 前 二二五	遠藤甚四郎 二二五	小川 上ね 二二五	唐牛 正 二二五	木名 元 二二五
上野松次郎 二二五	遠藤 榮 二二五	小倉鐵之助 二二五	加藤 俊三 二二五	木村勝七郎 二二五
上川 ます 二二五	小川 上ね 二二五	小野村林蔵 二二五	加藤 邦雄 二二五	木村喜代助 二二五
植村 環 二二五	小野 國嗣 二二五	小笠原政繁 二二五	兼子常四郎 二二五	木村 重雄 二二五
梅崎太郎次 二二五	小笠原政繁 二二五	岡田 正夫 二二五	釜土 八ナ 二二五	木村 義雄 二二五
梅崎 實 二二五	岡田 正夫 二二五	岡田 稔 二二五	勝保 好子 二二五	吉良 初見 二二五
梅津吉之助 二二五	岡田 稔 二二五	岡田 大吉 二二五	上岡千代松 二二五	吉川 逸之助 二二五
梅森 豪勇 二二五	岡田 大吉 二二五	岡部 久 二二五	角田 桂嶽 二二五	吉川 二郎 二二五
内海 十郎 二二五	岡部 久 二二五	岡本 繁男 二二五	柏井 忠夫 二二五	聽濟 誠夫 二二五
宇津木 保 二二五	岡本 繁男 二二五	奥田 鹿三 二二五	樺山 かね 二二五	菊池 賢治 二二五
苑原 丁一 二二五	奥田 鹿三 二二五	神田 竹史 二二五	加藤 みき 二二五	菊池 愛二 二二五
苑原 八郎 二二五	神田 竹史 二二五	尾島 眞治 二二五	加藤 精吉 二二五	菊池 雄一 二二五
内田 康一 二二五	尾島 眞治 二二五	大和吉五郎 二二五	加藤 貞枝 二二五	北川 直一 二二五
【エ・エ】 江村 寛一 二二五	大和吉五郎 二二五	尾山 多喜 二二五	【キ】 唐牛 正 二二五	【ク】 桑田繁太郎 二二五
江口 忠八 二二五	尾山 多喜 二二五	小幡 慶助 二二五	加藤 俊三 二二五	桑田 秀延 二二五
【ウ】 遠藤甚四郎 二二五	小幡 慶助 二二五	小野寺恭司 二二五	加藤 邦雄 二二五	草川 顯義 二二五
遠藤 榮 二二五	小野寺恭司 二二五	川添万壽得 二二五	兼子常四郎 二二五	
小川 上ね 二二五	川添万壽得 二二五	川俣 義一 二二五	釜土 八ナ 二二五	
小倉鐵之助 二二五	川俣 義一 二二五	川崎 義敏 二二五	勝保 好子 二二五	
小野村林蔵 二二五	川崎 義敏 二二五	川島 專助 二二五	上岡千代松 二二五	
小野 國嗣 二二五	川島 專助 二二五	川田 幹一 二二五	角田 桂嶽 二二五	
小笠原政繁 二二五	川田 幹一 二二五	河内 齊美 二二五	柏井 忠夫 二二五	
岡田 正夫 二二五	河内 齊美 二二五	河内 廣三郎 二二五	樺山 かね 二二五	
岡田 稔 二二五	河内 廣三郎 二二五	上 與二郎 二二五	加藤 みき 二二五	
岡田 大吉 二二五	上 與二郎 二二五	上河原雄吉 二二五	加藤 精吉 二二五	
岡部 久 二二五	上河原雄吉 二二五	鎌田 安通 二二五	加藤 貞枝 二二五	
岡本 繁男 二二五	鎌田 安通 二二五	金井 爲一郎 二二五	【ク】 桑田繁太郎 二二五	
奥田 鹿三 二二五	金井 爲一郎 二二五	金田 弘義 二二五	桑田 秀延 二二五	
神田 竹史 二二五	金田 弘義 二二五	金田 榮一 二二五	草川 顯義 二二五	
尾島 眞治 二二五	金田 榮一 二二五	賀川 豊彦 二二五		
大和吉五郎 二二五	賀川 豊彦 二二五	柏井 光藏 二二五		
尾山 多喜 二二五	柏井 光藏 二二五	銀谷 凌雲 二二五		
小幡 慶助 二二五	銀谷 凌雲 二二五	【カ】 唐牛 正 二二五		
小野寺恭司 二二五	【キ】 唐牛 正 二二五	加藤 俊三 二二五		
川添万壽得 二二五	加藤 俊三 二二五	加藤 邦雄 二二五		
川俣 義一 二二五	加藤 邦雄 二二五	兼子常四郎 二二五		
川崎 義敏 二二五	兼			



草地 操 二六六	小林 壽雄 二六四	郡山源四郎 二六三	坂 文一 二五三	佐藤 貞一 二五三	島村 穂吉 二五三
日下 一 二六八	小林 良子 二六六	河野 進 二六〇	坂井 晋二 二五三	佐藤 俊彦 二六六	島村 龜鶴 二六一
黒田 四郎 二六六	小平 國雄 二五五	甲賀 毅一 二五七	坂野 大龍 二六三	佐藤 俊秀 二六八	島本 正榮 二六七
黒川時之輔 二五九	小園小一郎 二五九	兒玉甚右衛門 二六九	佐倉 彌吉 二五三	佐治 真三 二六七	清水久次郎 二五三
熊野 義孝 二五七	小辻 節三 二五七	近藤 治子 二六九	佐尾 衆太郎 二五三	榑原 巖 二六〇	霜越 四郎 二五八
熊野 清子 二五五	小鹽 力 二五九	郡 博之 二六九	佐森 修一 二六三	棧敷ジュリア 二六七	白井 慶吉 二五三
栗原喜久治 二六三	小松 文興 二六〇	近藤 利夫 二六九	佐原 周 二六三	II・Gザウグ 二五九	白石保太郎 二六〇
栗原 久雄 二六八	小針大四郎 二五五	齋藤 敏夫 二五八	佐尾 清史 二六四	佐藤津義夫 二六九	白石 退藏 二六四
久世 隆猪 二六四	兒玉充次郎 二六三	齋藤 一 二五八	佐々木純一 二五三	佐々木義雄 二六九	城生 安治 二五三
栗栖 あさ 二六五	小島 末喜 二五五	齋藤 良雄 二六六	佐々木安治 二五三	佐藤 喬 二六八	新階 朝香 二五七
楠瀬千恵伊 二六六	近藤 治義 二五八	齋藤 洞輔 二五三	佐々木慶治郎 二六三	佐藤 喬 二六八	白澤 恒章 二六九
【ケ】	近藤助四郎 二六三	齋藤 信篤 二五三	佐羽内哲三 二五七	【シ】	【ス】
【エ】	郷司 健爾 二五五	齋藤 周藏 二六三	佐藤 互 二五五	鹽塚 三郎 二五七	末永 英郎 二六四
小林 格 二五三	後藤金次郎 二五九	齋藤 信篤 二五三	佐藤 善助 二六〇	四龜 一郎 二五五	末包 一夫 二六八
小林 誠 二五五	後藤 光三 二六七	齋藤 庄一 二六八	佐藤 餘藏 二五五	茂村徳太郎 二五五	菅生 三雄 二六〇
小林 龜太郎 二五五	古瀬 敏道 二六四	齋藤 列泉 二六〇	佐藤 良雄 二五五	穴戸 七彌 二六四	菅 日出男 二五三
小林喜久七 二五九	紺野瀧一郎 二六〇	佐伯 儉 二五九	佐藤 義郎 二六三	篠原 愛三 二五七	菅井 愛子 二六六

杉田虎獅狼 二五七	征矢野 豊 二五九	武田 公平 二五七	田口 泰輔 二五五	土田 熊治 二五三	富田 諒吉 二五四
杉山 豊胤 二六〇	相馬 進 二六八	武田 政助 二五五	田島 進 二五三	辻 徳兵衛 二五五	富山 光慶 二六六
杉山 義邦 二六三	袖山信一郎 二五八	武田 榮七 二六八	玉井 義治 二六一	辻本 四郎 二五三	留川 一 二五三
杉山健一郎 二六七	園田 勇吉 二五九	武南 高志 二六八	丹 忠 二五五	椿 種三 二五三	樋田 豊治 二五三
鈴木 高志 二五三	園部丑之助 二五三	竹内 虎也 二五三	丹波源一郎 二六三	都留 仙次 二五三	土井 辰郎 二六〇
鈴木 傳助 二五四	高尾益太郎 二五五	竹内 浩 二五七	武田 俊三 二六九	手塚 儀一郎 二五三	土井 洪郎 二五九
鈴木吉三郎 二六八	高崎 能樹 二五五	竹前 豊藏 二五五	武本 武夫 二六九	出村 剛 二五三	東山 磯男 二六二
諏訪 修治 二五五	高田 銀造 二五四	竹村 清 二五五	【チ】	寺尾 喜六 二五九	【ナ】
鈴木 武男 二六九	高橋 一男 二五八	多田 素 二五三	千葉太次郎 二六四	寺田 博 二五七	内藤 正人 二五三
【セ】	高橋 キク 二六六	多田いくり 二五五	【ツ】	寺田 秋水 二五五	永井 直治 二五三
瀬尾 正夫 二五七	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	寺田 秋水 二五五	永井 群司 二五三
瀬上 廣成 二五三	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	月野 振吾 二六七	常葉 隆興 二五七	長尾 千代 二五三
瀬川 八重 二六五	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	長尾 丁郎 二五三
關 俊平 二六六	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田猪之介 二五三
【リ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ワ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ヰ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ヱ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【カ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【キ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【コ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ク】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二五三	塚本 浩 二六八	常葉 隆興 二五七	永田福太郎 二六六
【ケ】	高橋 善吉郎 二五三	伊達 量平 二			



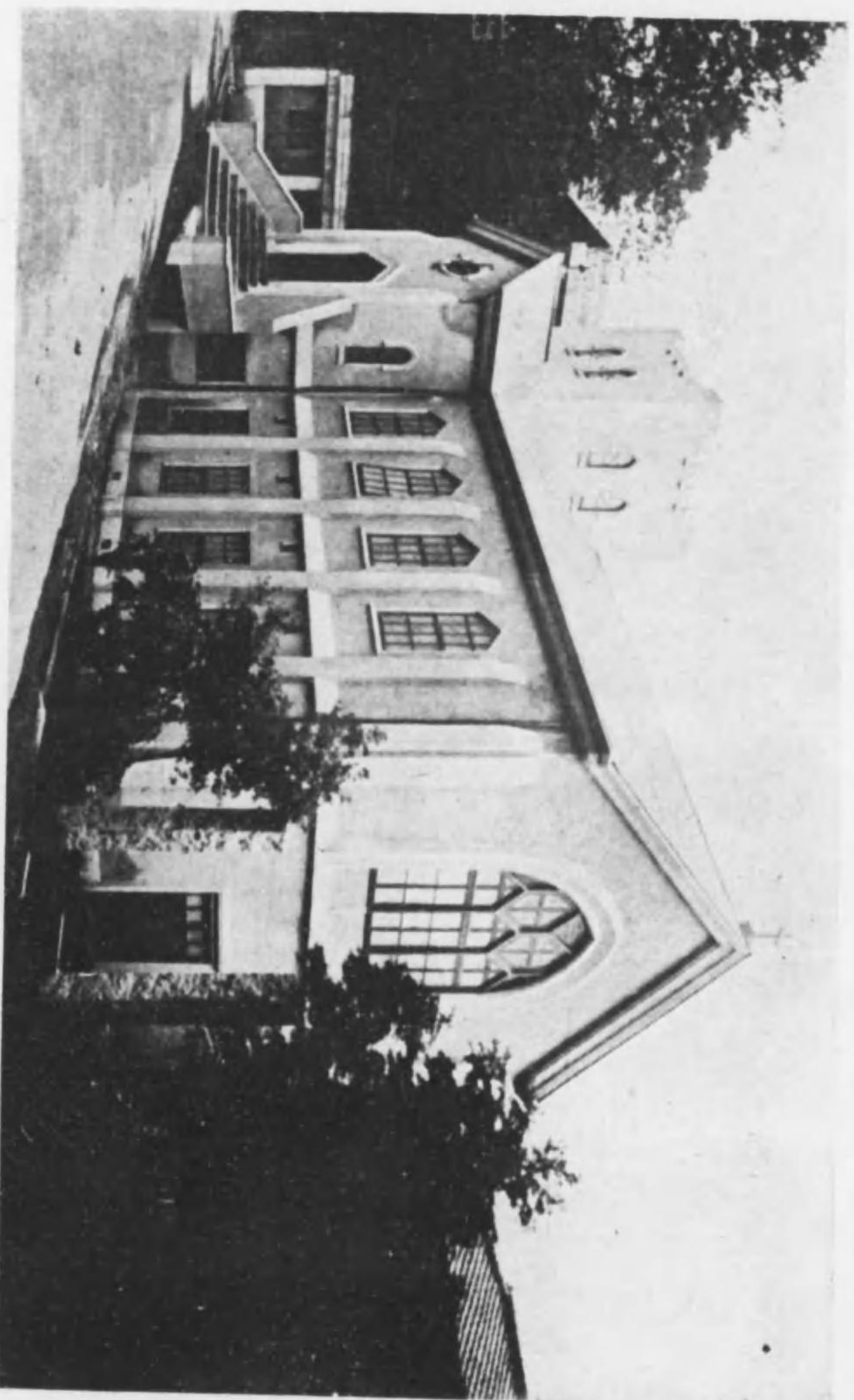




索引

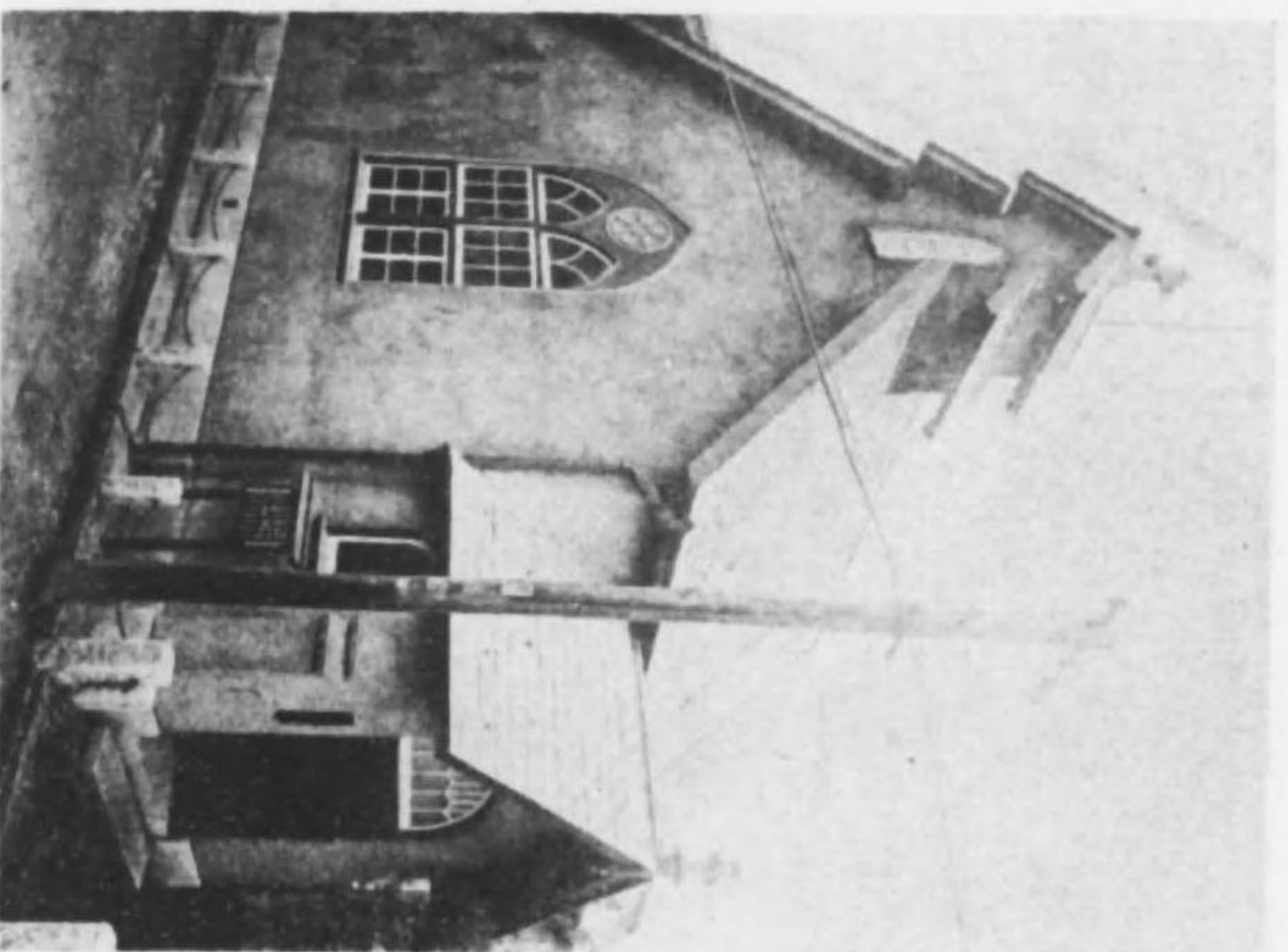
【

和田	方行	二五三
和田	美枝	二六七
渡邊	瓦亮	二五八
渡邊	龜爾	二五九
渡邊	剛	二六一



會教布麻  
 獻建價  
 堂坪格  
 日九十月一十年八和昭  
 坪八十七  
 圓百五千七



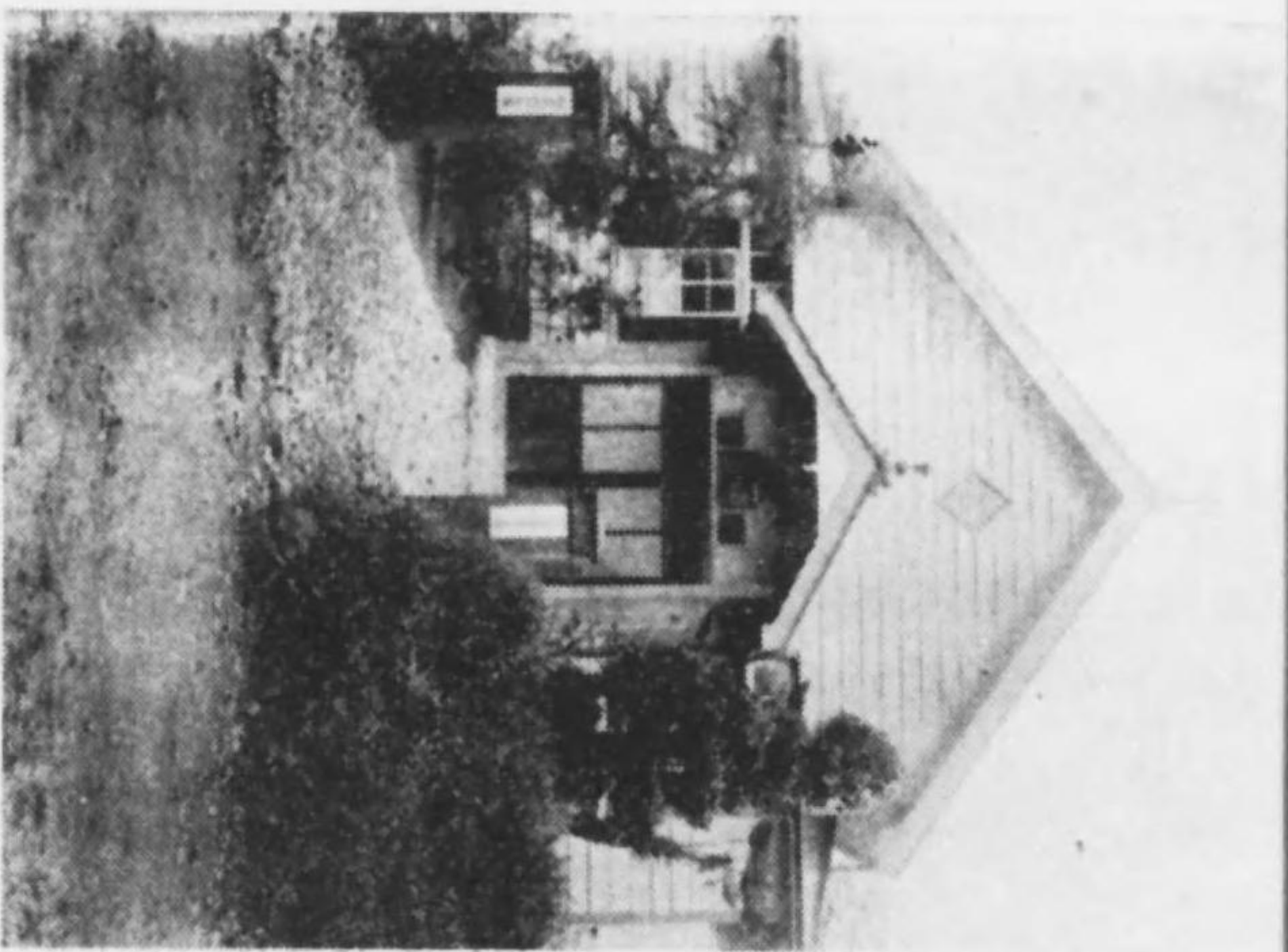


獻建價  
堂坪格  
日七十二月五年九和昭  
會教垣大會教督基本日  
五・七三坪六十四  
圓千二

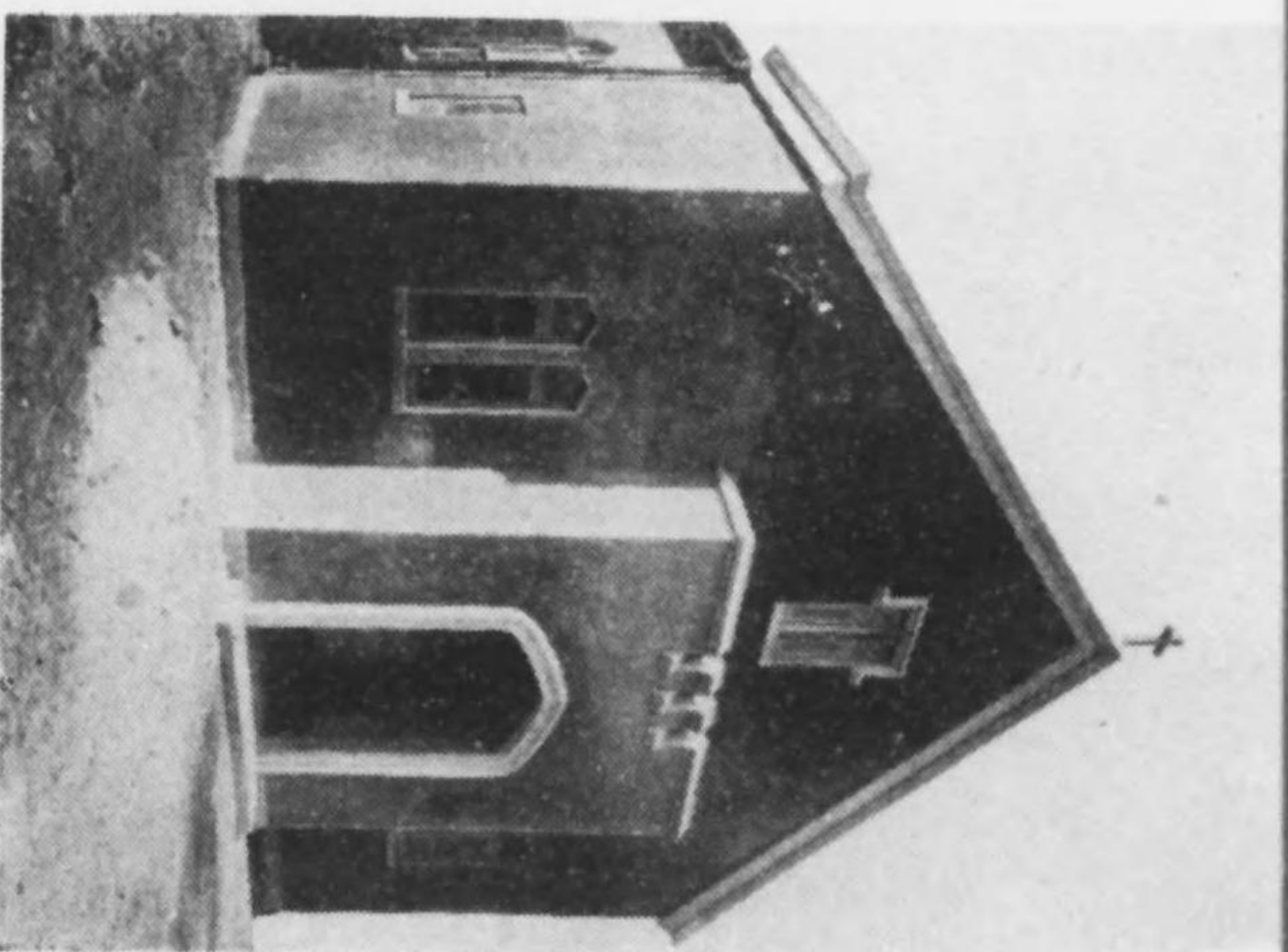


獻價  
堂格  
日一十三月八年八和昭  
會教トスリキ本日本日阪松  
圓千二



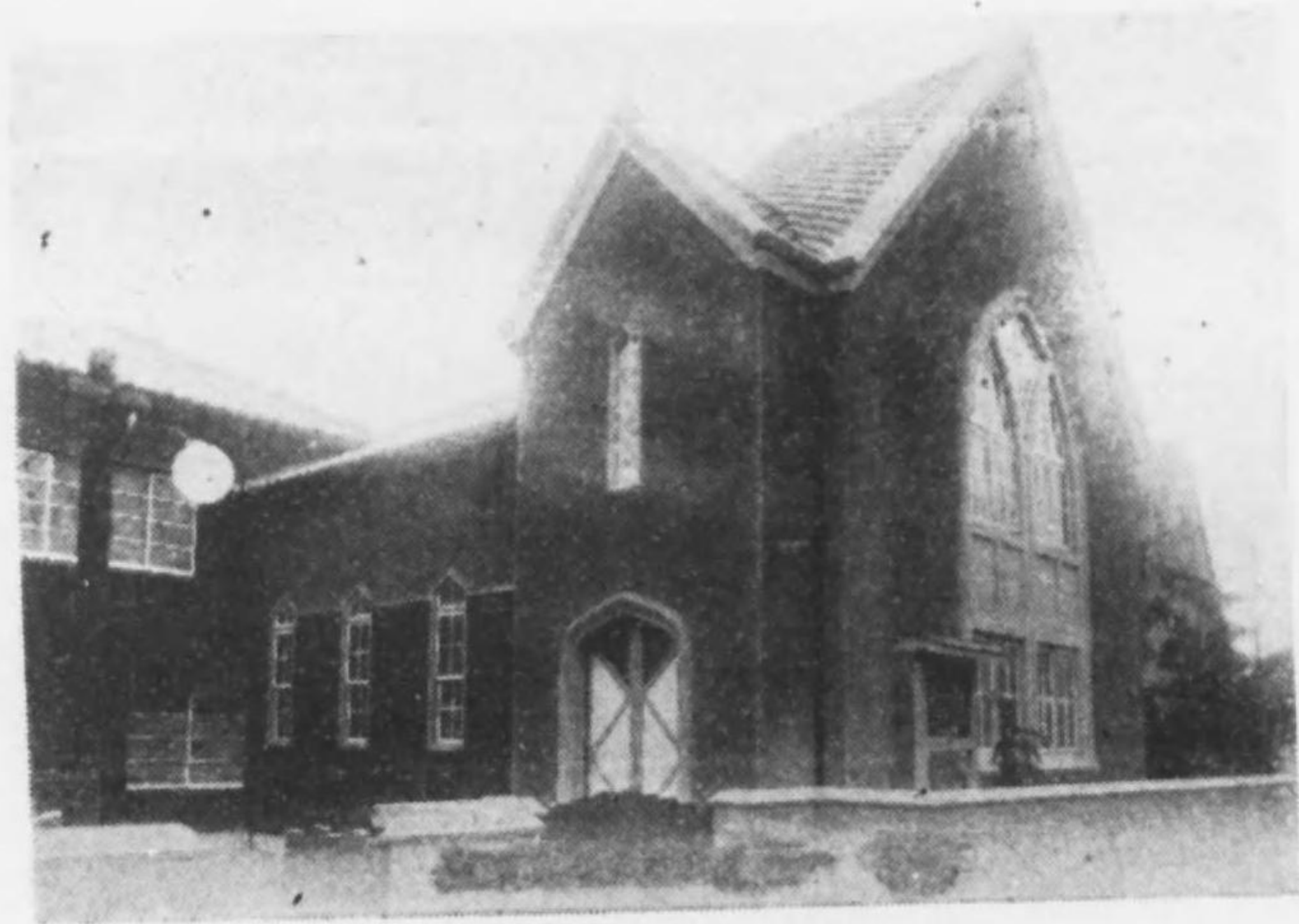


巖  
堂 建 價  
規 格  
會 教 會  
日七月十年九和昭  
勺八合五坪二十二  
圓百二千一

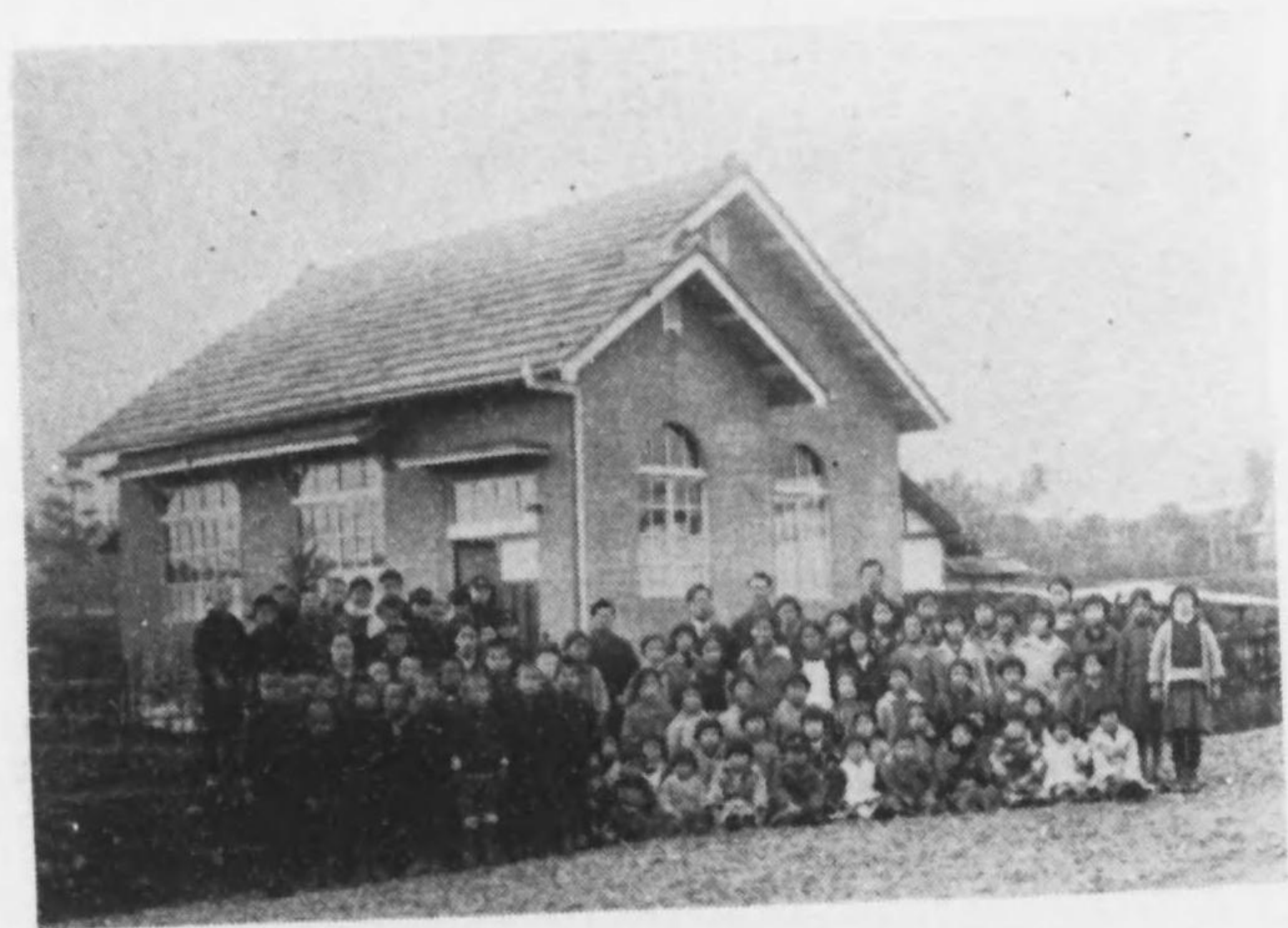


周  
堂 建 價  
東 堂 規 格  
會 教 會  
日八月四年九和昭  
合八坪九十三  
圓百三千三



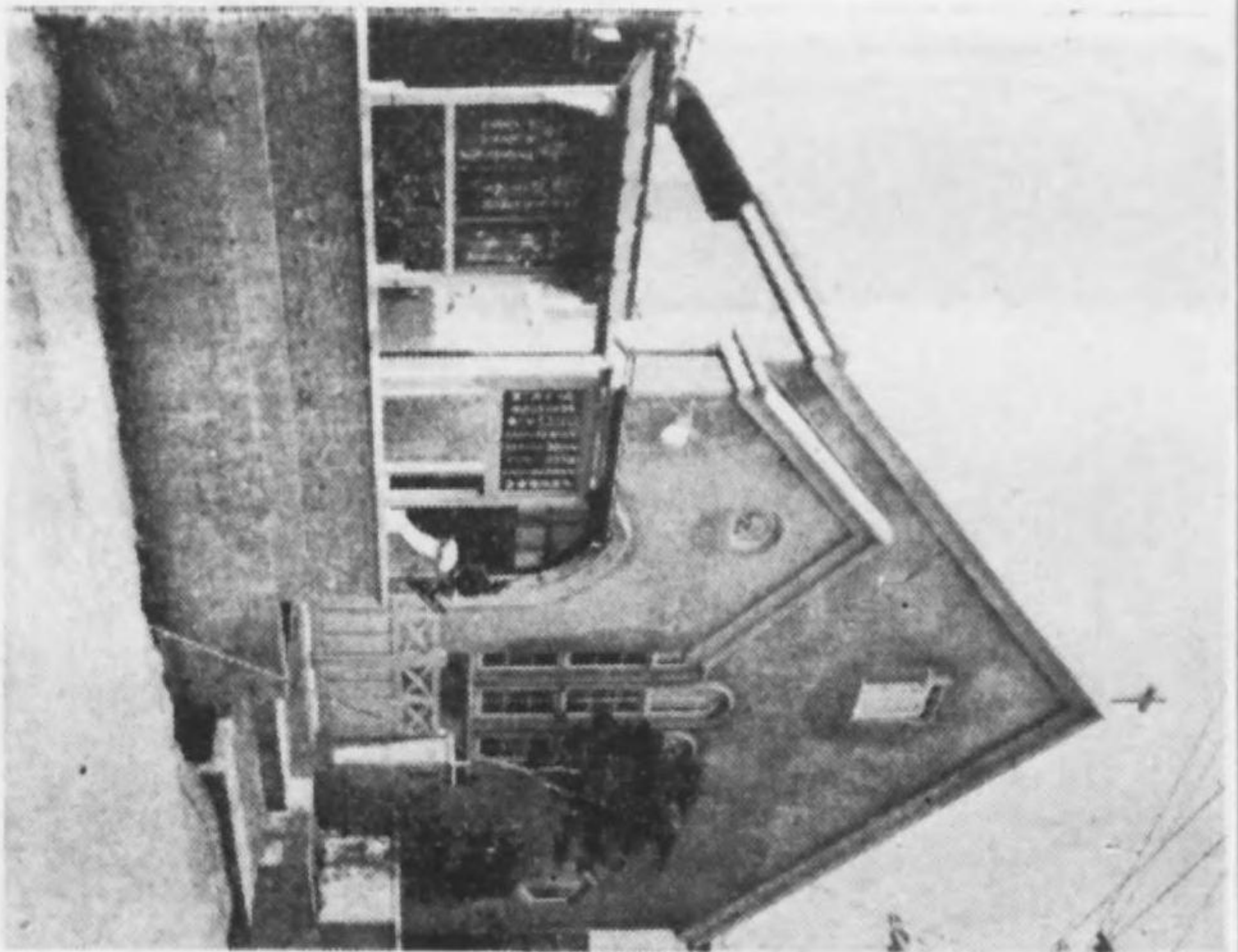


會 教 東 城  
日 三 月 六 年 九 和 昭 堂 獻  
勺 五 坪 六 十 三 坪 建

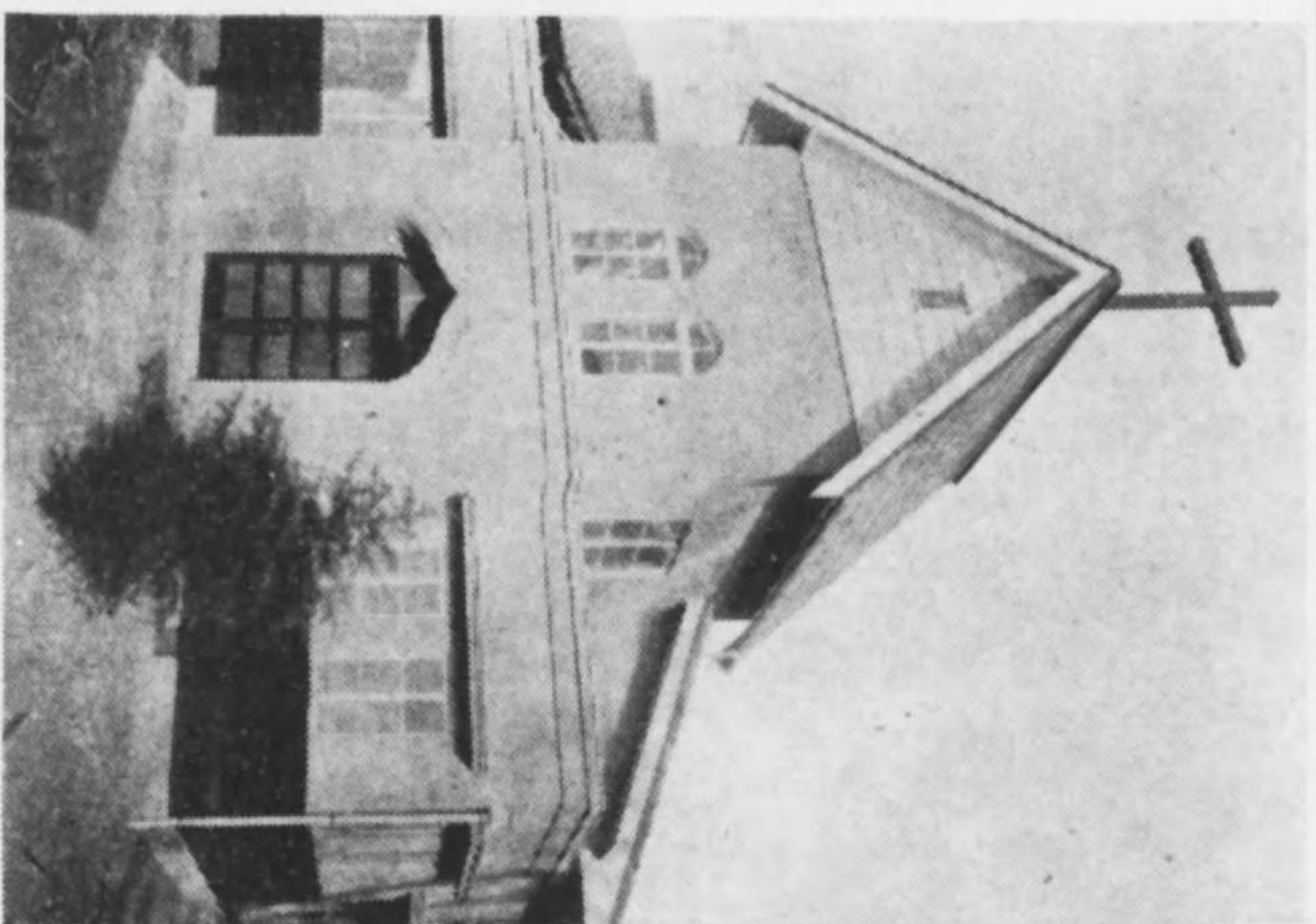


會 教 南 河  
日 三 十 二 月 二 十 年 九 和 昭 堂 獻



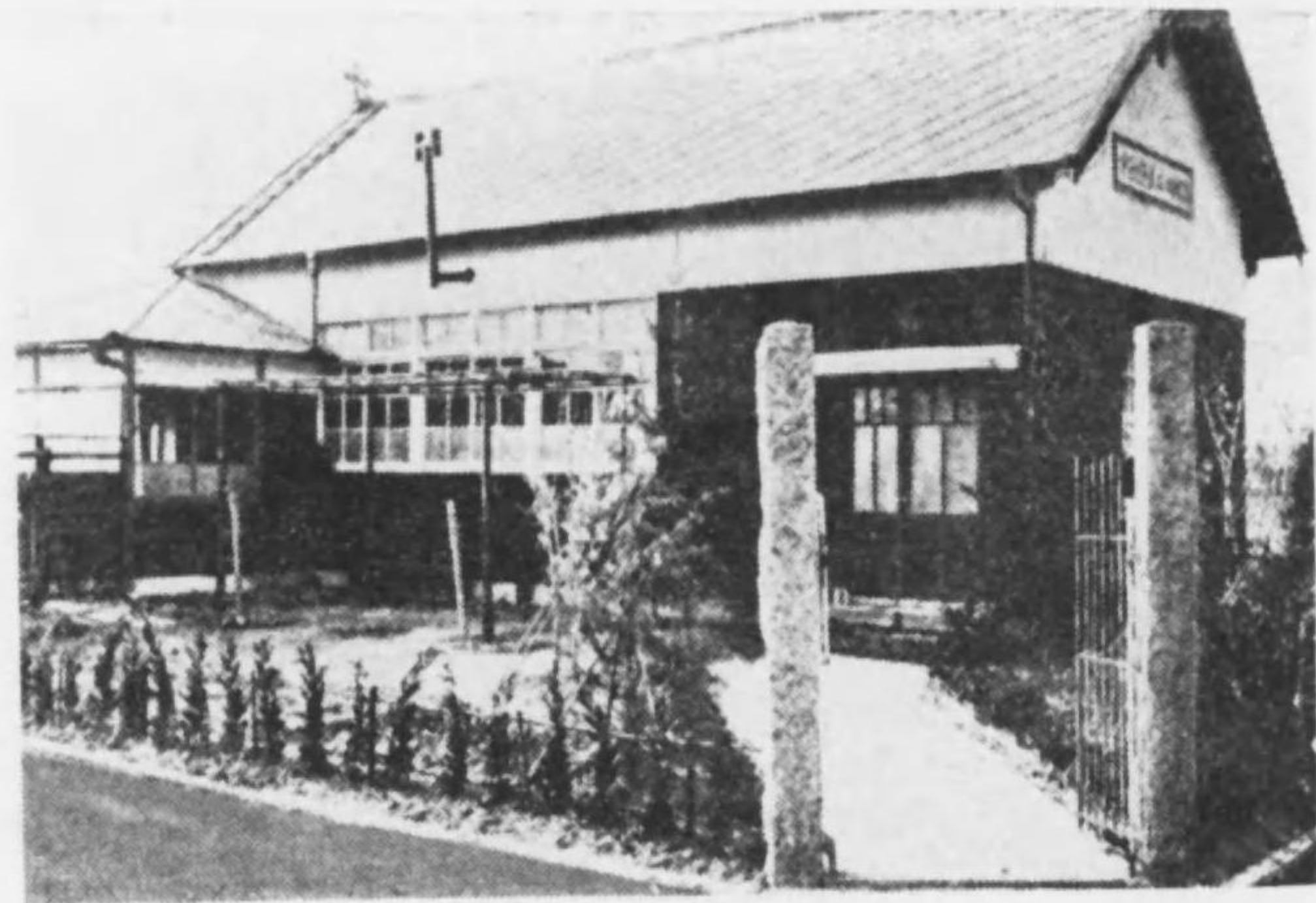


會 教 江 松  
日九十二月四年十和昭  
勺二合一拜五十三  
圓百八千四  
獻 建 價  
堂 坪 格

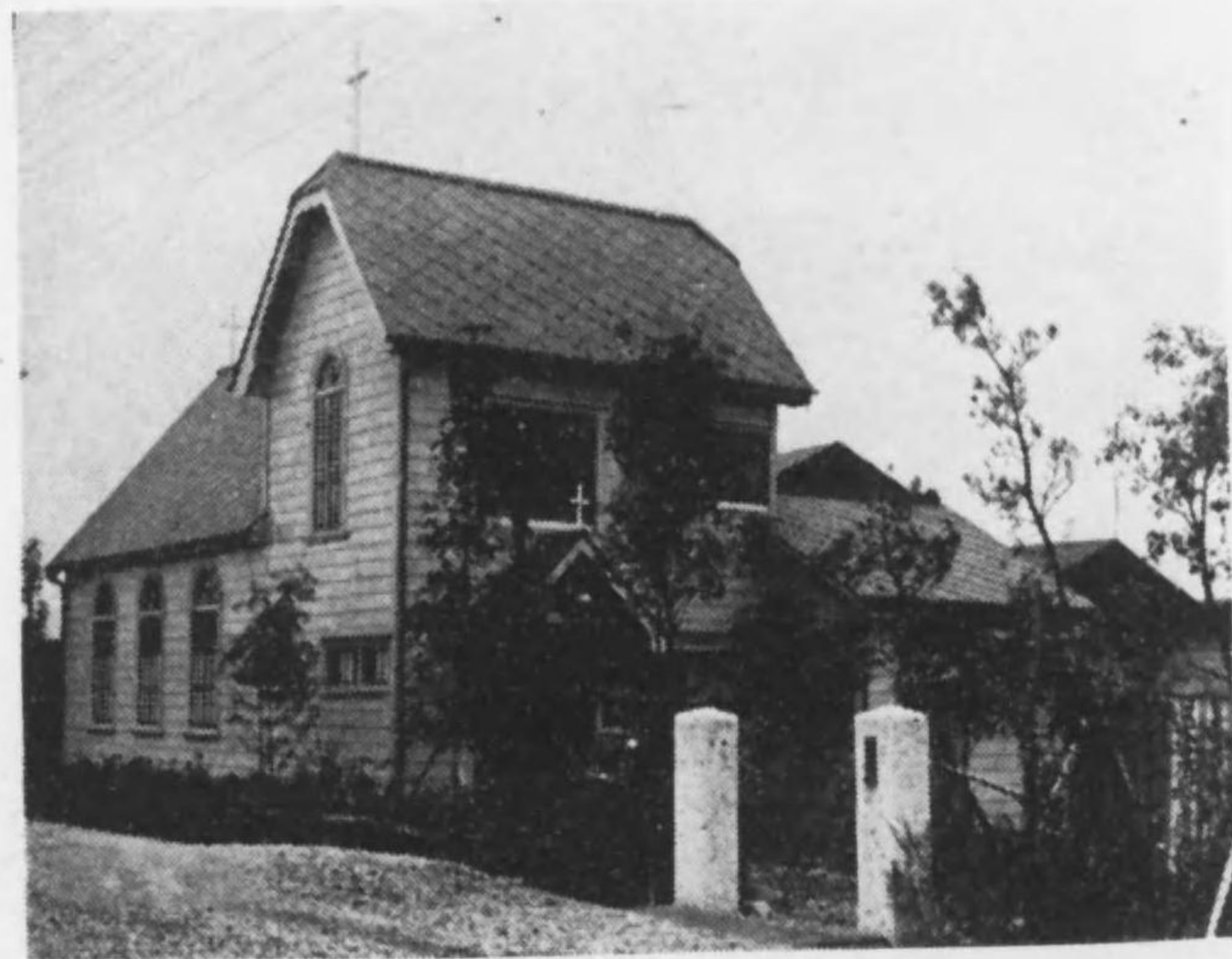


會 教 阜 岐  
日十二月一年十和昭  
坪五十四  
圓百五千四  
獻 建 價  
堂 坪 格





高槻教會  
 昭和十四年四月二十八日  
 三十二坪一合三勺  
 三千五百圓  
 獻堂  
 建坪  
 價格



鹿沼教會  
 一千四百圓  
 價格





西 森 拙 三  
享 七 十 二 歲



稻 垣 信  
享 七 十 九 歲



光 小 太 郎  
享 六 十 歲



潮 川 浅  
享 八 十 歲





和 屋 千  
歳九十五年享



郎 太 龜 田 吉  
歳四十七年歳



雄 生 壬 藤 齋  
歳一十七年享



瀏 川 細  
歳九十七年享





石原保太郎  
享三十六歲



青山準次郎  
享五十七歲



平山武知  
享八十六歲



奥山平浩  
享一十八歲





梶原長八郎  
享三十六歲



石川正之助  
享七十七歲



小河新  
享六十四歲



青山三郎  
享六十七歲





助兼村田  
歲八十五年享



門衛左久口小  
歲二十六年享



道信島副  
歲四十三年享



助之國木々佐  
歲二十五年享





白井胤祿  
享三十四歲



矢代正親  
享三十八歲



須藤晉  
享九十四歲



大坪正道  
享八十四歲



故人となられし教職者の小照小傳に就て

本年鑑に収録せる故人となりし教職者の小照及び小傳は、昨年の年鑑締切までに間に合はざりしものと、その後手を盡して得たるものにして、その數實に二十有餘の多數に達せり。小傳乃至略傳の長短互に一致せざるは、いづれもその家族乃至友人の手になりたる儘を、その儘に採用したる爲めなり。



## 稻垣信小傳

信仰生活、稻垣信(あきら)は嘉永元年十二月三日江戸に生れた信州上田藩の家臣であつた。十一歳より藩主嗣子附となり文武の教育を受け、明治維新直後、新時代に榮達する資格を得る考で長崎に出た。基督の御光に始めて接したのは同地であつた。同じ目的で京濱間に遊學する間に、内外の基督教に接する機会を興へられ、徐々に恩寵に捕へられて明治九年一月二十九日バテ教師より受洗した。當時一般にキリシタン嚴刑の記憶尙鮮やかなる際であつたが、藩領上田の家庭に歸つて、親族知己の間に御光を頌つて、忽ち三十餘名の同志を得翌明治十年には上田教會を創立した。既に親族知己の集團である上に聖寵の光被した教會で、天國を想はせる氣分のする教會であつたとは、晩年まで語り續けた事であつた。御領理は士族教會を在りし形で永續する事も、信の上田に留まる事も許さず、信は海岸教會で奉仕する事となつてバラ、ミロール、ヘボン、ウルベツキ、その他内外諸先華の指導援助を受けて事に當つた。海岸教會のその頃の教友は、開港直後、金儲けを志して各地から集まつた、職業雑多な移住者の中から、特に召されて聖徒となつた人々で、その御世話をする信は、家祿奉還火災失敗等で極貧に陥りながら、武士の自負心、態度、言葉使ひ等、習性の弊習を容易に脱き得ない型の如き御士族サンで在つた。教友に對する誠意が徹底しないで、教會の沃野に莢が密生した。泣き且つ祈つて、頼りない奉仕をしたもので、福音に由つて衣食を興へられた事は、奇蹟であると言ふ感があつた。即ち明帝十年十一月横濱に看仕し、十二年四月二十日按手禮を領して教師となり、續いて十四年間働らかせて頂き、二十六年より五年間巡回傳道に従事し、三十一年より三十九年まで再び海岸教會で、その後九年間は四谷傳道教會で、更に五年間は三嶋教會で聖職に従事し、最後の六年間は東京市内各所の教會を随時應援し、終に牛込區若松町の陋屋で肺炎に冒され、大正十五年四月九日、享年七十有九歳で歿して遺骨を多摩墓地に葬られた。

家庭生活、母は閑老松平伊賀守五万三千石の勘定奉行稻垣正誼の女むろ子、父は養子正峰、六歳の時母を失ひ祖母に愛育された。實弟は一人あつたが夭折して異母妹が四人異母弟が一人あつた。明治二年同藩早川安子と結婚し長女愛子を得

たが、安子は横濱勤務の初期に歿した。明治十四年牧師奥野昌綱の女久子と結婚して一男一女を得たが何れも夭折した。長女は關西學院教授吉崎彦一に嫁して男孫二名女孫一名を得たが女孫は夭折し、晩年に及んで愛子彦一相次いで世を去つたので、家庭は淋しかった。信の歿後二個月にして久子も逝き孫二名が現存して居る。

個人生活、音楽花卉を愛し釣魚を好んだが、訪問に通信に接容に説教に、奉仕の御用は最後まで忙しく、物質も乏しいので、此種の娛樂に耽ける事は許されなかつた。園藝の心得があつたので、岳父昌綱(初段)の歿後愛蔵の莖盤を譲られ同年輩の同僚と鳥鷲を闘はせたり往昔の御恩寵を語り合ふ事が老後の樂であつた。土の器壯飾にして長身肥大、聲量豊富にして行動自由なりし頃には、福音の御力著しく現はれて海岸教會の日曜禮拜には、フェリス共立南校生徒遠近の教友志道者も参加して、會堂滿員の集會を見る事もあつたが、晩年には老衰して、發音思考力共に意の如くならず、三嶋教會の夕の禮拜には、老妻とも四名の集會で、御惠を感謝した事もあつた。

(遺族日記)

## 瀬川淺畧歴

瀬川淺氏は、東京芝沙留の奥平藩邸に、嘉永六年(一八五三)一月十四日を以て生れた。この年は、米國水師提督ペルの江戸灣を訪れた年である。父君は瀬川剛司、中津藩の儒者である。好堂もと女は同藩田井家の出である。田井家代國學者の家柄であつたと云へば、瀬川牧師はその兩親から學者の血統を受け繼いだことは明白だ。幼にして母を失ひ、維新後瀨母と共に大分縣中津に歸つた。次いで氏志を立てて、長崎に遊學し、英學修業のためスタウト博士の門に學んだ事が、後年傳道への方向を決するに至つたのである。

元來中津藩は、維新當時鎮西に於ける傑出せる進取的藩風であつた。明治の先覺者、福澤諭吉を出したる事も、その藩風に特色づける大なる原因なるを失はないであらうが、藩主奥平氏に好學なる開辦家を輩出して居る處を見ると、この機運の長養せられたること一朝一夕の所以に非ざることが判る。かくの如き進取的なる中津藩の氣風に養はれたる瀬川氏が



基督教界の先覺者の一人となりたるに不思議はない。

氏の受洗は明治六年（一八七三）九月で、スタウト門下の初穂として、長崎教會の基礎をなした。爾來、氏はスタウト博士を扶け、福音傳道事業に活躍せしが、明治十年東京築地の一致神學校の成立するや、之に入學、翌十一年四月三日東京築地新築教會に於て牧師候補の准允を受け、更に十二年十月五日東京麹町教會に於て按手禮を領して牧師に任ぜられた。同時に職任した人は植村正久井深堀之助の二名であつた。

次いで、氏はスタウト門下唯一の牧師として鹿兒島の傳道その他に盡瘁してゐたが、明治十四年九月三十日、スタウト博士がその邸内に設立し東山小學院の前身たらしめたる神學校の教授に聘せられ、同年十二月十四日兼ねて長崎教會の假教師となり、更に明治二十五年一月より同二十九年四月まで、同教會の牧師に任じ、兼ねて東山小學院神學教授となり、スタウトの留守中は數次神學部長の要職に即いた。明治二十九年五月渡米、ニュウ、ブラウンズウィック神學校、プリンストン神學校に學び、明治三十年歸朝、同三十三年四月より三十六年七月まで、復長崎教會の牧師となり、日本基督教會大會傳道局が支那傳道を企圖するや、選ばれて渡支、明治三十六年九月より同四十一年六月まで、支那天津教會を牧し歸朝後は九州全體の巡迴牧師として活躍、久留米、佐伯大分等の主任牧師に歴任し、大正八年十一月鎮西中會を辭して東京に遷り、大正九年一月濱濱共立女子神學校に教鞭を執り、昭和元年九月に至つた。

同氏が東京芝區白金猿町の自宅に於て永眠したのは、實に同年十一月二十五日午前八時であるから、病の故を以て濱濱共立女子神學校を辭した後、數ヶ月を出でなかつた。氏の教職に在ること滿五十五年、神の御用のために捧げつくし残るところ無き涯であつた。享年八十才。

（東山五十年史より）

### 西森拙三畧歴

西森拙三君は嘉永元年五月三日、高知縣長岡郡三里村字仁井田に、西森藤作の次男として生る。幼少より皇漢字を高橋善之助、濱口直證の兩氏に學び、慶應三年京都に出で、平田鉄胤の塾に入り、明治元年東京に上る、明治二年昌平大學に入り、皇漢字を修め、同三年本所練原芳野の塾に入り、日本文法を學ぶ。

明治四年九月兵部省十三等出仕拜命、海軍兵學寮國語漢文の教員となる。同五年兵部省出仕を免ぜられ、海軍省出仕となる。但し兵部省を廢し海陸軍兩省を置かれしに由る、官等如故。同七年父兄の病の爲め辭して郷里に歸省し、同年十一月高知縣小學校助教拜命、長岡郡仁井田村公立小學校を開校す。

明治四手海軍兵學寮在動中、東京深川區木場町に、君自らの名義に二家を候り、其筋の默許を受け、長崎浦上の亡命者（香港支那人の傳道者にして後、文部省出仕）阿部眞三を教員となし英、漢算の教科を教授せしめ、同志者七八名と共に隠かに天王教を喜びたれども信するに至らずして止みたり。

明治十七年板垣伯等の紹介に由り、東京より植村正久、吉岡弘毅、ナツクス、フルベッキの諸氏交る／＼傳道するに及び頭冥漸く啓かれ十八年五月片岡健吉、阪本直寛等千有餘名と共にナツクス氏より洗禮を受け、同時に高知教會を建設し、その長老となる。十九年には下京し、一致神學校に在學中、植村正久氏と共に一番町教會を建設す。

明治二十年宇都宮市に赴き傳道を援け、同二十一年四月宮城中會に於て教師候補の准允を受け、函館教會に轉ず二十二年には高知縣須崎に傳道し、二十四年上京一番町教會の傳道者となる。二十六年には又高知に歸り、香美郡大村に傳道す。二十九年には岐阜縣中津川及大井町の傳道を開始し、三十二年四月には名古屋の英和學校の教諭となり舎監を兼ね。この間瀬戸教會の傳道を援けたり。

三十六年七月同校を辭し、多治見町に傳道を開始、三十八年六月には松坂の講義所を開く。四十年十月北海道に渡り、室蘭、釧路等の教化に先鞭をつけ、四十一年野付牛教會に轉ず、大正三年七月老齡の故を以て教會を辭し、閑散の身となりて、名苦屋に住み再び、出でて、濱濱聖書會社の校正を擔當し、海岸教會の訪問傳道に従事し、公園の野外傳道にも盡力せり。この老戰士は、大正八年九月召しを受けて上の世界に轉動せり。享年七十二歳。



### 光小太郎小傳

應元年六月四日、豊前小個藩士の家に生る、時恰も長州との戦に際し、満一歳ならずして一家難を館本に避け、更に豊津に還りて藩の土人連と劍を棄てて、農に従事するに至れり。

此頃の家政の狀態思ひやらるること尠からず、明治十六年藩校(後の師範學校)に入り、卒業後小信に教鞭を執ること三年。この間基督教に接し、信仰の生活に進みて遂に小倉教會の初穂として數人の人々と受洗せり。

更に志を傳道界に立て、明治學院神學部に於て神學を研究すること三年、卒業後、直ちに静岡に傳道せるも、明治二十六年小樽に招かれて赴任し、小樽教會建設の礎石となれり。この間米國に留學して止ること三年、歸朝後は専ら小樽教會の發達の爲めに全力を傾倒し、また多年北海道中會議長として、全道の教化の爲めに盡力する處ありき。

大正五年休養のため教會を辭して上京し、後臺北、鹿兒島、新潟の諸教會を應援し、歸京後は、専ら傳道局の巡迴教師としてその掌に當り、最後には福音新報の事實上の主筆としてその勞を捧げたり。大正十三年十一月二日、年來の宿痾のため、遂に立たず、召されて天の人となる。享年六十歳。

氏の高雅重厚なる品格、卓拔せる見識、透明はる思想、理路整然たる論理、また風格ある文章等は、恐らく氏を知るもの忘れ難きものならむ。

### 吉田龜太郎小傳

安政五年九月二日、南部領今日の岩手縣花巻に生る。元治元年より明治八年に至る間、父母の膝下を離れ、或は東京或は越後の新潟に於て主家に奉公しつゝ、私塾に於て漢學算術を學ぶ。新潟にありし頃宣教師バーム、押川方義等に聴き、父母友人の反對を受けて受洗す。

氏は明治十二年の春年末の石油事業を放擲し、バームの塾に入りて傳道者となる。翌十三年九月には不思議なる導きにより押川氏と共に仙臺に到り傳道を開始し、かくて十四年には仙臺教會の副牧師となれり。十九年には福島縣福島町に傳道し二十一年には仙臺荒町に講義所設け、二十四年には福島縣の中村町に教鞭を張る。二十八年には中村町に教會堂を新築するに至れり。中村町に居ること滿八年、こゝを中心として原の町、小高地方へも傳道を開始し、多くの男女を東北學院に送りまた熱心に農村傳道に意を盡せり。

明治二十五年十月、按手禮を受け牧師となる。三十一年九月相馬中村町より埼玉縣越ヶ谷傳道教會へ赴任す。三十三年東京神田教會の臨時牧師に就任し三十四年十月まで奉仕す。三十四年十一月福島縣平傳道教會に移り、その教勢を高めた。三十七年四月中村傳道教會より招聘せられ、再び同所に轉じ、二年後之を辭して巡迴傳道者となり宮城縣古川の教會を輔佐す。明治四十一年四月、山形縣上の山傳道教會に赴任し、滿五年にして埼玉縣浦和傳道教會に轉じ滿六年在任す。大正十四年九月、專任牧師を辭し、居を東京に移して自由なる傳道を試み居りしが、昭和六年八月急に健康を失ひ同年十二月二十六日、天父の召を受け五十有餘年の傳道生活を全く終りて、喜びと感謝の中に、神の御國へ移されたり。享年七十四歳なり。

氏幼少にして家産傾きたる爲め、了雅公の苦計を嘗めつゝも究學の志篤く、求道の念にも燃え、夙に學びかつ道に入り。氏が基督教の傳道者となりて、その多く従事する所は開拓傳道にして、その困難名狀し難きもの多き中にも抱らず氏は孜々として撓まず、善き職ひを履ひ、信仰の道を貫かれしは、「汝忠なる僕よ」との賞讃に値ひするものならん。

### 細川劉畧歴

安政三年九月二十七日を以て、高知縣高岡郡佐川なる一小市邑に生る。王政維新と共に佐川村は漸次頽廢したので、明治三年二月十有三年の生を託せる此の村を去り、高知城下に移住す。

氏官營の教道館に學ぶこと一年、更に縣保護の英語學校に入り、明治五年春再び教道館に復校する事となれり。去れど



東京遊學の志を没し難く、同年五月上級生十名と共に上京、慶應義塾に學ぶ。されど家庭の事情にて退學、明治六年春、歸郷、再び縣の英語學校に入學せり。然るに、翌七年上京の許しを得、再び慶應の學舎に學ぶこととなり、明治九年二月同義塾を未だ卒業せざるに、愛知縣宇和島の南豫中學校の校長として招聘さる、年僅かに二十一歳なり。

その後、氏は政治に興味を抱き、板垣退助に附いて東奔西走せる事もあり、間もなく東京の日日新聞日報社の編輯に選ばれ、福地源一郎氏の門下生として、東都の論壇に活躍するの機を惠まる。かゝる事が機縁となり、明治十三年時の文部卿の知遇を得て、文部省御用掛を拜命、官界に乗り出せり。而して氏は、この間自由主義の下に官僚黨と論議し、或は三條太政大臣に意見書を呈した事など、輝ける全戦の跡を止めたものあり。

氏、政治に飛躍せる間偶々慈母の入信等の事ありて、思ひを信仰に寄せ居りたるが、氏齡三十、明治十八年三月十日、遂に意を決して、東京新橋竹川町の新橋教會に於てナツクス博士より受洗せり。かくて獻身の決心なりしより、直に築地の一致神學校に入學し、明治二十年浪華中會に於て、傳道者の准允を受け、同二十五年同中會に於て教師の按手禮を領したり。

翌年二月氏は招かれて名古屋教會の牧師として赴任し、同十八年九月まで在任せるが、日清戦後の末期に、戦時軍人慰勞會の命を奉じて在軍人慰問のために渡合せり。この年の未氏は海岸教會の教師に赴任せるも、考ふる處ありてか、數半ならずして自ら求めて臺灣傳道に赴けり。これ明治三十一年の事なり。まづ臺南に於て開拓傳道に従事し、今日の臺南教會の基礎を据え、明治三十五年には臺中に轉じて、或は高雄教化の道を拓き、嘉義傳道を開始するなど目醒しき活躍をなせり。

明治四十四年以後、氏は召されて山口及び廣島の傳道教會に移り、大正六年六月まで山陽中會部内に於て奉仕し、更に九州別府に轉じ、また再度呼ばれて臺中教會に赴き、嘉義教會の招聘を受けて教會に當られたり。遂に内膳の宿痾のため、昭和二年六月教會を去り、自由閑散の身となりて靜養せられつゝあつたことが、昭和九年秋、遂に逝去せり。

(小崎回顧録より)

## 千屋和畧歴

千屋和君は明治二年十二月十七日、舊土佐藩士和夫氏の長男として、高知市北門筋に生れた。長じて高知縣立中學校に入學したが、時偶に校長山本幸彦が反政府黨たる自由黨の名士であるが爲め、遂に壓迫を受けて辭任せねばならぬ羽目に立つたので、君また連袂退校の同志の一人となつた。官立學校を去つた同君は更に、自由黨の先輩の創立した高知共立學校に學び、最も進歩した新思想に觸るる處があつた。

其頃、君は高知市に在住して、教鞭を取る傍、基督教の感化を殘した某宣教師に親しく接した。かゝる事が動機となつて明治十八年山本秀煥氏より受洗、高知教會員となつた。君が郷黨の先輩細川劉氏に伴はれて近縣の傳道に赴き高知の青年會のために奉仕したのは、その頃の事であつた。

千屋和君幼より聰明顯悟、俊英なる素質を多分に所有せる前途有爲の材であつた。明治二十年、志を立てて郷土を去り、大阪に出で、更に東京に上つた。植村正久氏と相知つたのはこの頃であつた。新聞記者たらんとして上京した一青年は、何時の間にか師植村に化せせられて傳道者たらんとして、明治學院の神學部に入學したのである。

君が神學部を卒へて、直ちに働いたのは一番町教會で、一年後には水戸教會に轉じた。明治三十一年十一月七日に按手禮を領して、翌年五月には廣島教會に移り、五ヶ月にして同地を去り、信州上田教會に赴任し、四年後即ち明治三十六年二月東京の新築教會牧師として招聘された。爾來教會二十五年、その長逝に到るまでその任にあつた。

君は新築教會の傳道の傍、郊外大森傳道の基礎を据え屢々工場傳道に志し、慰養院傳道に努め、また東京中會書記大會書記として忠實にその職責を全うし、東京神學社の理事としての重任にもあつた。傳道者としても、事務家としても、君の如きは得難い人であつた。君は大正大正十二年の大震災に逢ひ、教會の復興に渾身の努力を注がれたが、これが遂に君の壽命を縮むる處となり、遂に昭和二年十一月十二日、病革まり、五十九歳を一期として死去された。君は幼名を熊猪と稱したが、入信上京等の心的變化ありし時分、和と改名したのである。幼き時代の君の性格には、そ



の幼名の示すが如き性向がほの見えだが、改名後は全體に於て和平温順の性情を示した。以てその人となりを示すに足りやう。

(故千屋牧師の記念に依る)

### 齋藤壬生彌畧歴

嘉永五年二月廿四日前橋藩十齋藤看國の三男として生れ幼時武士道と儒教を以て養はれ明治元年官軍の江戸に入り更に北進するや親藩にして藩論一致せざるに憤慨し十七年の年少にして當時の國策を犯し同志四人と脱藩會津軍に投じ越後口等に轉じ惡戰苦闘遂に全軍と共に捕へられ後に會津城の陷るや許されて歸郷す明治二年藩の漢學塾に學びしも廢藩と共に閉鎖され明治十二年自由民權論勃興するや颯起して之に投じ縣下國會開設論の急先鋒となり自由黨本部に常任幹として東西奔走する事數年福島事件には一味へ加擔の嫌疑を以て東京鍛冶橋に投獄され加波山たひ高田事件には其參謀たりしも感ずる所ありて政界を脱し基督教に歸依して曰く國家今日の事る政治の改革よりも深く人心の根底に入りて其腐敗を匡濟すること一層急務なり且つ根底ある宗教は基督教の外なしと此主義に立脚し明治十八年五月下谷教會にて洗禮を受け同時に明治學院に神學を學び聖職に従事するの決心をなせり仍て同廿年十二月山形市に傳道し同廿四年五月函館教會の牧師となり同廿六年六月仙臺東北學院幹事となり教育と傳道に従事する事十年爾來福島石の卷中村岩沼白石の諸教會を收し大正六年病氣のため職を辭し京都府河鹿郡清龍町に在住の嗣子齋藤幸祐の許に閑居したりしも大正十二年十二月廿八日七十一歳を以て永眠す。

### 青山準次郎小傳

嘉永六年九月三日越後國岩船郡村上飯野町に生る、父は村上番の代官職たり年七歳にして頼山陽の高弟佐藤玄雪の門に入り漢學を修め、習字は會津藩浪士小林友善の門に入り、武術は石黒又右衛門の門に入り神免二刀流を學び、初傳目録を授與され、十五歳の年維新戰亂となり御殿番仰付らる。次て兵役に服し三公前に出陣し、臥牛山舞鶴城陥落し火煙三日を経るも止ざりき、夫より庄内に走り、朝夷十郎の隊に加り、次て彰義隊に伍し羽前小股に出陣し六百の仕兵に團れ最も苦戦せしも天の冥助を得て九死に一生を得たり。

#### 救の手

明治十三年八月三十一日西歷千八百八十年吾が一家六人始て基督教を開き求道心を起し終に中條町に於て、英國宣教師バーム氏より洗禮を受け日本基督教會員となる。夫より熱心に聖書を愛讀するも完全の註解なきに苦しみ、或る夜夢に聖書註釋の枕邊にある歎惜措く能はず遂に意を決して、自ら註作を作らんことを想ひ、夜な／＼支那無點の註を讀みし其梗概を本文の傍らに書入れをなす。二ヶ年七ヶ月にして成る。

#### 傳道發心

明治十六年三月上旬、舍兄正光改めて申す、予、準次郎に向て曰ふ、我れ汝を準養子として妻を迎へ家督を譲り吾は隱居して生計を立んと思ひしが、或夜燈下に聖經を讀み其教ゆる處を案するに神恩日に月に一家の上に溢れ、我豈暖衣飲食し果るを欲せんや、然れとも金錢財寶を以て神に獻くるの餘裕なし、幸に汝は、獨身にして身體壯健なれば今より聖學を研究して畢生傳道の職に就き、聖恩万分之一にも報ゆる心あらば決心して其方向に進めとの勧めに、予は此時迄左様の考も持ざりしか、舍兄より此の言を聴き忽然電氣に轉れた心地して胸躍り、且つ振へ泣き又喜ひ決心して傳道生涯に一身を獻けることせり。其頃越後佐渡聯合基督教徒大會あり押川方義氏か議長にて諸般の議事ありしか、其内の一項として當地青年より傳道師一人養成せんとの議あり其候補者七人あり。予も其一人となり(舍兄より申込に依る)其撰定仲々困難なりしか終に予か當選し、舍兄歸宅して予に其事を告げ聖靈汝を撰み賜ふ其任に當れと予一日沈思默考祈り遂に神の使命と感じ決然立て告白す。某日押川牧師は仙臺に向て出立に際し乗船し船上にて祈り神の鴻恩汝の上に恒にあらんことを祈られたり、同年九月東京築地一致神學校に入學し、同十九年六月全科卒業し、同七月鐘西中會の要請に應じ赴任、途中廣島市牧師服部章藏氏に滯在中同氏より磯江景亮長女富子を妻に娶れと勧められ内約後正式結婚す、同八月任地洋和野に者



任し、茲に四ヶ年間傳道信徒三十一人を得、明治二十一年十一月吳鎮守府に轉任、同二十三年十二月山口縣德山町に轉住、同二十四年四月更に同縣山口町に轉住し二十四年十一月福岡縣柳川教會に轉任、同二十五年十月同縣豐浦教會に轉任し二十六年三月牧師就任式を受く同二十九年四月島根縣松江市に赴任す。三十一年四月北海道空知郡瀧川教會の招きを受け赴任し近村聖園教會も兼牧し、同四十年一月聖園教會に居を移し、四十二年又瀧川教會に移轉す、十二年間同地傳道せしか、大正七年六月老齢にもあり具健康勝れざる點ありて、靜養の爲め教職を辭し居を札幌に移し日々感謝しつつ、閉日月を送りしか昭和三年三月十五日長男正像方大阪市に滯在中突如天の召を蒙り享年七十五歳にして長逝す。恩寵の下傳道生涯三十有餘年を送らして頂きこと眞に感謝堪ません、故人の著好は書と畫であります、書名を原齋齋名を斯混堂櫻旭と稱しました。

(青山とみ)

### 奥平浩畧傳

安政政元年一月七日、大分縣豐前團下毛郡中津町に生る。明治二年まで中津藩校進條館にて漢學を學ぶ。明治三年より同六年まで、慶應義塾に於て英學を學ぶ。卒業後中津町に歸り私立英學校の教師となる。後郡中學校に轉す。

明治十二年大分縣日向郡役所の學事係となり、同十四年長野縣醫學校の書記となる。十八年三月二十日矢島掛子女史に導かれ、受洗す十八年九月より四ヶ月間、築地の明石町女子傳道學校の英語教師となり且ミツシヨンの啓蒙小學校の校長となる。

明治二十三年より二十四年九月まで、上野ミツシヨンの於てミスヤングマン女史を援けて傳道に従事す。二十四年九月明治學院神學部に入學。二一五年より二十九年まで、美濃國羽島郡竹ヶ鼻に傳道、二十九年更に神學校に入る。三十一年四月二日教師試補の准允を受く。三十一年神學校卒業後、南長老教會の傳道者として愛知縣岡崎・豊橋等の傳道所の主任となる。

三十三年岐阜に轉じ、三十五年靜岡に移り、大正元年十二月まで十ヶ年間傳道に従事す。辭任後は、暫く鐵道青年會の傳道を援け、或は聖書販賣の傍ら傳道せしが、再び南長老教會の傳道者として西濃地方、名古屋清水教會又は美濃の大藪竹ヶ鼻地方の傳道を續く。

大正十三年五月七十二歳に及び隱退して靜岡に移り、餘生を送りしが、昭和九年十一月より胃潰瘍を瘍み、同年十二月二十五日天に召さる。

### 石原保太郎小傳

岡山藩士石原萬年の長男にして、母は勝子、安政五年正月三十日備前國御津郡南方村に生る。二姉一弟あり内一姉は今尙健在なり。明治三年十三歳にして岡山藩學館に入り、法蘭西語並に數學を學ぶ。既にして廢藩置縣の大改革行はるるや其の最も打撃を蒙りしものは士族にして、彼の家も亦其内にありしが、不屈不撓青雲の志を懷きて學に就き明治五年大阪に遊び、母方の叔父に當る、當時の大阪鎮臺軍醫長瀬時衡指導の下に大阪開成學校に入りて英學を修め、明治七年東上濱濱居留地三十九號館へボン學校に通學し、ヘンリー・ルーミス・エツチ・グリーン氏に就き英學を修め、傍ら洋畫を學ぶ。彼が洗禮を受けて基督者となり濱濱第一長老教會(指路教會の前身)の創立者の一人となりしは、其當時の事なりき。明治八年九月上京、カロゾルス氏の經營に係る築地大學に入り、同年九月一致神學校に轉じ、明治十三年三月同校を卒業す。神學校を卒業するや直に東京新榮基督教會より招聘をうけ同年十一月按手禮を受けて教師となり、同時に新榮教會第一世の牧師となりぬ。時に歳二十三。在職約九ヶ年にして明治二十二年六月職を辭し、翌七月より東京中會の巡回教師として、東京府下を始め神奈川、靜岡、千葉、埼玉、茨城、栃木、長野、新潟の諸縣下傳道地の監督布教に従事し、爾來、東京高輪臺町教會、品川教會、芝教會を牧する事、十四ヶ年。明治三十九年日本基督教會傳道局の依頼により、滿洲の派遣宣教師として専ら營口地方に傳道し、轉じて朝鮮京城日本基督教會の主任教師となり、同教會の基礎を据へたり。(明治四十一年より同四十三年九月に至る)



彼はルーミス教師より洗禮を受けしかど(明治七年七月五日)信仰上の指導を受けしは、叔父長瀬時衛、教師奥野昌綱、ゼームス・バラ等なりき。其頃彼はヘボン學校へ通學の傍ら、五姓田氏に就き洋畫を、研究し居りしが、バプテスマを受けし以來、深く感ずる所あり、美術家たるの希望を擲ちて、身を傳道界に投ぜり。彼が按手禮を受けて教師となりし以來其逝去の時までは、約四十年其間牧師又は傳道主任者として七箇の教會に關係し、又各地に巡回傳道をなし、幾千の人々に道を傳へ、幾百の人々にバプテスマを施せり。晩年は東京中會協力委員の委託により、赤坂濠川傳道教會の主任教師兼巡回傳道師として、其永眠の日に及べり。夫人タニ子、五男二女あり。大正八年八月十二日東京小石川區小日向臺町の自宅にて逝去す。享年六十三歳。

### 平山武知小傳

嘉永三年九月十九日鹿兒島縣垂水村に生る。十二歳にして垂水郷文行館に入學。風に文武の業を勵み嶄然として頭角を見せり。

明治二年鹿兒島藩垂第二小隊分隊長拜命戊辰の役京に出で、皇城を守護し、明治四年東京近衛兵第一大隊に入隊せり。同五年五月天皇西國巡幸に供奉、尋いで故ありて故山に歸り、同七年垂水小學校教諭拜命、十年の役には見る所ありて從はず、超然去りて上京し、津田仙氏の學農社に學べり。十一年四月内務省に入り、十二年以後鹿兒島縣に轉ず。吏務に長じ成績の傳ふべきもの多し。

抑と彼が基督教を開きたるは明治五六年の交なるが、同十三年五月縣知事岩村通俊に隨行し上京中海軍省出仕粟津高明に就き基督教を學び同年十一月洗禮を受く。明治十六年十二月偶々詩篇第七篇の聖句に感ずる所あり、奮然官を辭して、長崎東山學院に入り神學を學ぶこと三年、業成りて二十年六年准允を得て、久留米の傳道に從事、明治二十三年教師となり、長崎教會の牧師となる。後九州各地巡回宣教、鹿兒島教會牧師、熊本教會牧師を経て、臺南傳道、大分縣臼杵教會、下關教會、門司教會、佐賀、基隆、志布志の諸教會の牧會をなし、その他、明治四十四年には日本基督教會傳道局巡回教

師として福音の宣傳に力を致し、終始一日の如く實に其の受洗の日より三十餘年の信仰生涯を一貫せり。

講壇に於ける彼は謹嚴莊重にして、引證該博、論旨透徹一語も苟くもせず、而して其の私生活に於ては誠に好々たる君子人たりき。然れど彼の一生を顧みれば數奇にして、二子早く相尋いで逝き、三女亦相前後して逝き又愛妻を喪ひて人間の最も悲惨恨事に遇へり。彼は此の間に處して神を信じ、道を樂しみ祈りて倦まず、常に感謝して六十八年の生涯を、文武の任途にありて青紫の榮を極むるに代へて畢生福音の宣傳を以て任じ、此を最大の歡喜としたりき。

### 石川正之助小傳

安政四年三月二十七日、秋田縣雄勝郡岩崎町に、石川平兵衛の長男として生る。家は舊家にして九代目の酒屋なりき、幼にして漢學の門に入り、讀書三昧に耽ると共に又新知識を求むる心も旺んなりき、二十三歳にして横手町の舊家の娘中西いよを娶ふ。

土地の舊家の若旦那としての生活に憚らず、遂に二十五年の勃々たる志を抱きて上京す、時の政界の巨頭大木喬任、陸奥宗光、西郷從道等と交りを厚うし一時は全身代を打込みて、政界に浸頭せり、その後實業界に轉じ、大いに腕を振ひたり。その華やかなる大活躍の時代に神は突如として大鐵槌を下し給ひき。彼はその恩惠録に記して曰く「身體財産の大損傷一地に墮れ、全く死に瀕したる時、嗚呼神は眞に僕を苦難のうちに悔改めを以つて眞の神を認めしめ、その無限の恩愛に頼りて救はれ、信者となりたり」と。斯く失敗に次ぐに失敗失意のどん底にありし時、神は仙臺にありし押川方義氏を通して彼に働き掛け給ひき。その後約一年、聖書を研究し約三十日、毎夜築地海岸に通ひて祈る所あり、遂に信仰を得、明治二十三年三十四歳にして東京新榮教會に於て石原保太郎牧師より洗禮を受く。

彼は「同じガマリエルの門に學び、同じ同窓生中には更衣帶劍の位置にあり生殺與奪の權を握り、頗る人生の幸福を極むる者あるもパウロは只一人基督の傳道者となりてすべての事を糞土の如く棄てたり」との心境を以て、尙迫りし政界、實業界よりの誘ひを一切斥け、明治二十六年農民傳道を志して北海道に渡り、岩内岩崎村にて十有餘年自給傳道をなした



り。その間、晝は官職に傳道に盡し、夜は近隣を集めて文學を教ふる等、眞に農民の友貧者の友として身心を碎きて盡力せり。曾て自宅にて郵便切手を取扱ひたる事あり、聖日には商はざるの故を以て無料とせしかば近隣にて有名となりたる事もありき。明治三十七年北見國湧別村戸長に招ぜられし時、傳道を條件として赴任す。折しも日露戦役起り戸長としての活躍も又大なり、翌年牧師の資格を得、三十九年官職を辭し岩見澤町、日本メソヂスト教會牧師となり、更に四十一年八雲町メソヂスト教會に牧師となり奮闘す。

明治四十二年米國宣教師ヤングマン氏の招きを受け、其の設立に係る東京市上野メソヂストの主任となる。晝は上野公園の路傍に立ち、夜はメソヂストの壇上にキリストの福音を傳ふる事十有餘年、多くの人を導き、彼の傳道の最も盛なる時代を過したり。大正十二年、關東大震災後はメソヂストを辭し、尙熱烈なる傳道心に驅られて諸々の教會、會社等に七十歳まで自由傳道を續けたり、心は燃えつつも健康は許さず、其後傳道界を辭し、子女等の住む北海道、札幌の地に居を移し悠々自適の日常を送り。

昭和八年三月二十五日「われ善き職副を闘ひ走るべき道程を果し、信仰を守れり、今よりのち義の冠冕わが爲に備はれり」の聖句を讀ませつつ、平安の裡に七十七年の務を終へて天に召さる。

### 青山昇三郎小傳

天保十四年正月四日三河岡崎に生れ、本多家に事ふ。父は山路李右衛門利次、母は多與子、十一歳の時青山家の養子となり齡二十歳にして悦子と結婚して五男二女を擧げ、明治十七年妻死するに及びだ子と娶り二男三女を生む。

安政三辰年十一月五日養父通正隱居被命同六日家督相續御廣間六番に入番被命文久二年戊九月荻野流大砲小銃免許に付慶應二寅年十二月鎗術免許に付君家より蒙賞。

同三年卯九月京師亂起り、砲隊として伏見、豊後橋警衛を命ぜられ、續て周施方を命ぜられ、京師伏見を往來し、諸藩の名士に交る、多十二月徳川慶喜公將軍職を奉還し、九月大阪に去らる、同志十餘人、大阪に下り、藩老堀淡路と説會は

ずして同志十餘人と共に岡崎に歸さる、時に十二月二十六日なり。明れば同四年正月三日、伏見の戦起り、亞で皇軍東に向ふ、正月二十二日幽閉を免ぜられしに、此時大總督之宮有栖川熾仁親王錦旗を勢州四日市に進めらる、藩特に牧與七郎に命じて宮を迎へしむ同志數輩馬を驅て、熱田の驛に牧を遂て抗論し、幕府の爲に陰藩を説て官兵に抗せんと謀る、藩の殿命を以て再び幽閉せらる同志の内十數人は藩を脱して奥羽の幕軍に加はる。

茲年閏五月二十六日に至り家録の内二十石を鎖減せられ、八月十四日に至り幽閉を解かる。

明治二年己春京師に靜觀院之宮警衛として黒谷に在衛秋九月皇后宮に從て東京に行く、藩權參事に命ずる内論あり、然れども洋行之志あるを以て辭して受けず東京に滞在すること數月果さずして歸國す。

明治三年春東京三郎の在住藩士を岡崎に移すの命を奉し、秋九月之を果して復命す、爾後自ら乞ふて生産商法の督事に命ぜられ、林氏と共に専ら藩地に實業を起し、養蠶を勸勵し大に管下に桑田を起す。

明治四年春軍務事務局長を命ぜられ明治五年新置縣の時に及ぶ。

明治七年春家を尾州知多郡師崎に移す、夏實母多與子岡崎下傳馬町に死去、翌八年春實父完了逝去せらる。

同年八月東京に移轉、翌九年一月第二安息日に築地新榮橋會堂に於て宣教師タムソン氏に依て入洗す。

明治十二年三月東京本郷會堂に按手禮を領して、同四月東京を發し郷里に半月留て後赤間關(下關)に着し(以上本人自叙傳)爾來山口縣に於ては下關、長府、山口、岩國、九州に於ては筑後柳河、豊後臼杵等に轉戦して明治四十五年七十歳の齡に達して隱退するまで、三十四年間、或は傳道、教會設立、或は教會などして主の御用に従事し、其後も尙身體健全にして六年間或は加賀金澤に、或は東京に在て教會の爲に應援傳道をなすの光榮を得たが、大正七年二月二十二日、東京麻布笄町に於て七十六歳の壽を以て天に召され、後ち神戸夢野の墓地に埋めらる。

彼が入信の動機は、その少壯なりし時、西洋文明の優れたるに感激し、之が本源の基督教にあるを悟り、漢譯新約全書を手に入れ學び始めしも、何分にも導く者なくしては解し得べくもあらず、一家を纏めて上京し、何はさて措きタムリン教師に就て、毎日聖書研究に餘念なく遂に受洗し、一家救に入り、引續て西洋人の日本語教師などをして新設の一致神學校に聽講生として入學し、其の間に下總、上州、野州等に傳道をなしたり。



子女いづれも信者にして長男彦太郎また聖職に就きたるも半途にして福音ルーテル教會に轉じて今日に至る。長女豊子はメソヂスト派の教師美山眞一に嫁せり。

### 梶原長八郎略歴

慶應元年九月十三日、會津若松城廓に生る。入江庄兵衛の五男、母はせん子。四兄四姉ありて、その末子なり。戊辰の役に當り、父は一方の隊長として従軍し戦死を遂ぐ。時に僅か三歳にして爾來、母、並に長兄唯一郎に養育せらる。

明治十六年梶原家に入りて嗣ぎ、二十一年秋その女まさ子と結婚す。これより先、明治十六年八月五日麹町日本基督教會に於て、大儀見元一郎氏より授洗。二十一年十月雄志を抱いて米國ヒラデルフィアに遊學す。同年十一月より二十四年八月まで地質學師ライマン氏に就き、地質學を専攻す。同年九月プリンストン神學に入學、三十年五月同校を卒業す。

同年同月米國ヒラデルフィア第一長老教會にて按手禮を受け、基督教教師となる。同年七月歸朝、郷里若松日本基督教會の擔任教師となり。三十三年二月に至るまで傳道に従事す。同年四月仙臺東北學院の招聘に應じて、神學部の教授となり、次いで理事に擧げられ、二十七年間その職にあり。大正六年三月、傳道の思ひ止み難く、同志聖書研究會を起し、校務の傍、聖日毎に百數十名の同志に聖書を講ず。

故人自らも、その聖日の研究會を大いに樂しみ、講じつつ病前に至る、昭和元年の秋以來、健康勝れず二年三月、膽石病並びに糖尿病に冒され、爾來療養に努めしも、快癒に至らず、昭和二年八月二十四日の朝心臟麻痺を起して六十三歳にて長逝す。

郷里、會津若松の小田山にその墓所あり。二男三女ありしも長男死し、二女嫁し、一男一女家に在り。

### 小河内 碧小傳

文久二年二月十六日山口縣岩國藩士岩井徳良の五男として生る。幼名を三助と云ひ長じて信之と名乗る。

實兄たる二男邦人信義は小河内太兵衛信之の養子となり、岩國精義隊に屬し、慶應四年奥州に出陣、決死隊に入り、新田原の戦ひに敵壘へ切込み戦死を遂げしを以て、更に太兵衛の懇望に依り碧は小河内の養子として入家す。

明治十六年六月十九日(不詳)宣教師より受洗岩國町に於ける最初の信者たり。其前後町役場吏員、小學校教員等を勤めしも、自給傳道の責務を感じ、時計店等を開業經營の傍ら猛烈なる迫害に對抗して岩國本町通りの借家にて毎夜説教をなす。後日の講義所——教會の濫賜即ち是なり。

明治二十五年養母妻及び四人の子供を郷里に残し、單身上京して明治學院神學部に入り、朝夕牛乳配達等の苦學を嘗め同二十九年卒業傳道者となり、ミスマングマンに配屬し、築地啓蒙學校に教鞭を執り、龜島ミツシヨ、上野ミツシヨ等に巡回し、鎌倉に單獨傳道を試みたり。卒業後間もなく郷里より妻と二子のみを呼寄せたるが、明治三十年越前武生に傳道師として赴任し滿一ヶ年同地に勤務す。此時咽喉を害し福井縣立病院に於て手術を受けたるが、右は明治學院時代の苦學勞働と違かに受けし北陸氣候の影響等に原因せしものにて、遂に心臟の一部を破壊し一命を支配する病源を作るに至れり。

明治三十一年武生より福井市に轉じ、同三十六年迄同地に働きたるが、其の間度々醫師の勸告にて溫暖の地を選ぶべく設得されたるも、神の使命を尊重し、今一段の成績を擧ぐに非ざれば動かさずとて、毎冬季に於ける暖血と、夜間の安眠不能をも押し傳道に従事し、或は寒中雪深き今庄に出張し、大徳寺、丸岡等の遊説、大舉傳道の奔走、通信傳道等捨身となりて働きたり、現福井教會に於ける書記織田富藏氏の受洗は其時代にして、此間の消息は最もよく知悉せらるる一人なり、三十六年の夏一時休職となりて、岩國に引上げ、附近の海岸新港に靜養せしが、更に廣島縣忠海町に新設の講義所を受持も、同三十九年迄三ヶ年間働き、遂に病増長の故を以て辭職を勸告され、再び郷里に隱退し同四十一年一月十七日永



眠せり。

### 小口久左衛門小傳

安政五年、長野縣諏訪郡下諏訪町に生る。明治十七年受洗し、基督教に入る。明治二十六年明治學院神學部を卒業し、長野縣松本市日本基督教會に赴任す。その後、下伊那郡飯田町に傳道し、その後、上伊那郡伊那町の日本基督教會に轉任す。大正五年八月十五日發病、同月二十日頃、危篤に陥りたり。されど讞言にて「死ぬるも生きるも常に神と共に在り」と叫びしが、不思議にも醫師にさへ絶望を宣告されたる病人も、同年九月下旬より意識を恢復し、癒えて再び傳道に従事し得るまでに致れり。然るに、翌年二月宿病再發して、説教中講壇上に倒れ、殆んど見込みなき病狀なりしが、又もや醫されて、再度傳道をなし得る體となり、その儘牧會を續けたり。されどその後、休養のため上京中の處、大正八年三月中旬、三度目の發病にて體の自由を失ひ、遂に五月一日召されて天に歸る。

### 佐々木國之助畧歴

氏は仙臺藩士佐々木直三郎氏の次男にして、慶應二年一月二十八日、東京市芝區愛宕下町の邸に生る。氏の家は兩親共早くより基督教者なりし故六歳の時ブララン師より受洗す。其後父病床に臥し再び立つ能はず。九歳にして徒弟生活に入る。十三歳にして父を失ふ、十四歳の時令兄中島留吉氏廣島に傳道中迫害の爲毆打され氣絶せし事もあり、此の迫害の爲傳道心燃え、聖書を賣りて上京、神學校に入りしも二年後資力盡き靴店伊勢勝にて勞役す、續いて令兄中島氏の傳道地金澤市に行き、英和學校に在學二年人の助を拒みて苦學せり。二十二歳の時、名古屋に行き宣教師マカルビン氏につき傳道を補佐傍、名古屋半義塾に入り英語を學ぶ。明治二十三

年四月十二日傳道者の准允を受く、同時に名古屋教會の長老となる。同二十四年六月駿半義塾五年を修了す。

濃美震災の時救助に努力し、病を得て伊豫八幡濱に療養す。

同二十六年九月より大阪教會の傳道者となり、同三十年九月より京都室町教會の主任となる。同三十七年四月同教會の牧師となる、同時に教會は獨立す。同教會時代に於ける活動は最目覺しく、最初微々たる一傳道教會に過ぎざりしも、獨立教會として其の基礎を確立するに至れり。居ること十五年、教勢彌々熾に基礎更に固きを加へたる折柄、氏は腦を病みて劇職に堪へざる身となり、醫師も閑地靜養を勧むるに至りたる際、松山市榎町教會に教師缺員の爲め、明治四十四年十一月松山に轉任、五ヶ年餘熱心に傳道に従事し教勢漸く旺に會員の欣慕する所となり、時恰も植村先生、多田先生、吉川先生を迎へて特別傳道開始第二日目突然惡疫の胃す所となり、三日目乃ち一月三十日午前三時に昇天す。その前夜の如きは深更に至る迄事を執り、基督教を誦き、祈を捧げしなど、觀是も氏が在世中篤信と熱心を窺知するに足ると思ふ。氏は實に刻苦勵精の士獨立心強く訪問と讀書を全ふせし人なりき。

### 田村兼助小傳

田村兼助氏は明治元年八月十日山口縣熊毛郡島田に生れ。學生時代に山口教會で「耳ある者は聞くべし」と題する服部章藏氏の教説を通りがかり聞いて求道し。大阪のハブテスト教會にて洗禮を受け。明治二十四年横濱ハブテスト神學校へ入學。翌年長崎東山學院神學部へ轉じ。明治廿八年六月卒業して直に傳道界に入り、門司、人吉、川邊等に轉戦。明治三十六年より山陽中會に移り、明治四十二年教師となり、四月二十一日按手禮を領せられ、山口縣の各地に於て最も長く教會及び傳道に従事された。

氏は筆の人で「福音の使者」等に多くの傳道文章を載せられ。且つ又勝れた和歌の作者であつた。

明治二十四年鹿兒島縣川邊傳道教會にて七月二十日午後日曜學校を終へて、生徒を歸らせて間もなく大風雨となり、落雷の爲に家は焼かれ、身は激しき負傷して瀕死の狀態に陥りしが、奇蹟的に全快し。醫師さへも奇しき御業に驚かれた。



氏は火のバプテスマを受けて後、雷軒と號し。信仰は彌々深く益々強く進展した。

氏は自らの生涯を主に献げ盡されしのみならず、其の獨り子を神に献げられた。(不幸にして神學校を卒業間際に病魔に犯され逝去) 尙其道を受けた者から二人の牧師と一人の傳道者を出した。

氏は兵士が戰場に討死する如く、僕は講壇で倒るる事を願つて居ると申されたが、其事の如く山口縣萩教會で「アブラハムの信仰の試練と題して」正に説教せんとして倒れて。四時間後に最も安らかに昇天された。時は大正十四年五月十日年は五十八歳。嗚呼善且つ忠なる僕。

夫人との間に一男一女を興へられ、誠に善き信仰の持主であつたが、既に召を蒙られ夫人歌子女史は山口縣熊毛郡島田田村環方に神を借として信仰の道に精進して居らる。

### 副島信道畧歴

明治二十九年一月元日、副島道豪の次男として佐賀市馬賣馬場町に出生す。同年四月復活聖日佐賀市ルーテル教會に於てビリー博士より幼児洗禮を受け佐賀縣立佐賀中學校在學中ビリー博士により信仰告白をなす。

大正四年三月佐賀中學校を卒業し、同年四月明治學院神學部豫科に入學す。斯くて大正十年三月同神學部を卒業するまで兩國教會の日曜學校のために奉仕す。

大正十年四月本郷教會の招聘をうけ同教會の主任者として就職す。

同年十二月一年志願兵として佐賀縣隊に入營し翌十一年十一月浪營後本郷教會に歸任す。

大正十三年九月米國オールドン神學校に入學更にユニオン神學校に進み、同校にてB.D.の學位を受く。

昭和二年六月上旬紐育を出帆し英蘇獨佛伊瑞西を巡旅して歸朝するや、再び本郷教會の招聘を受け同教會に就任し、直ちに會堂改築に着手して翌年竣成す。

昭和三年十月日本基督教會大會に於て教師試験に合格す。

昭和四年七月京都府園部町伊藤勝義長女芳子と結婚す。

同年五月發病澁谷赤十字病院に入院加療したるも、終に八月二十九日午前五時天父の召しをうけ歸天す。享年三十四歳

### 矢代正親畧歴

明治二十七年八月十九日、北海道小樽市に生る。明治三十七八年の頃、父と共に旭川に轉任。家庭の事情に依り、小學校を卒へずして第七師團司令部の給仕となり、數年間奉職す。

その頃よりジ・ビー・ビヤソンに接して基督教信仰を得、大正元年九月星野又吉師より受洗。越えて大正四年六月五日北海道中會に於て教師試験の准允を受け、旭川聖書館の傳道に従事せり。

大正六年四月、明治學院醫學部の別科に入學、大正九年三月業を卒へ、北海道聖園教會の主任者に招聘せられ、更に十一年には釧路教會の主任者に轉じ、大正十三年十二月一日按手禮を受けて、正式に釧路教會の牧師となれり。

昭和五年の頃より聊か健康を害ひ、靜養を努めつつ傳道教會に従事しつつありしが、翌六年の初夏には任地を去りて靜養を取らざるを得ざる病狀となり、遂に恢復の機なく同年八月十九日、松阪の靜養地に於て召されたり。享年三十八歳。

獨學にて身を興して今日を築き、猶春秋に富む身を以て長逝せるは、惜しむべし。君は隠れたる藏書家、讀書家としてまた辯才に秀でたり。

### 大坪正通畧歴

明治十三年九月十八日、筑後柳河に生る。東京の三井物産會社に奉職中に信仰を求め、脚氣に罹り歸省靜養中、即ち明治三十六年に受洗せり。入信後、いとも熱心に道を傳へ、多くの知友を信仰に導く力あるを認められ、頻りに教職たらん事を奨められたるに依り、一週間斷食して祈り通せる事あり。



かくて遂に傳道者として奮起せんと志を以て、東山學院に學び、更に明治學院に神學を修め、明治四十四年に業を卒へたり。同年七月大分縣日出町の教會に赴任し、居ること四年、即ち大正三年六月白杵教會に轉じ、今日の教會の基礎を据えたり。

大正十二年十一月、鹿兒島縣枕崎に開拓傳道の爲に赴任、全町眞宗に固められたる土地の事とて頗る苦心す。大正十四年夏健康を害ひたるも、翌十五年三月白杵教會の希望により、再び赴任。昭和二年春まで活動し續けたるも、遂にその春倒れて病臥の人となる。同年八月十六日朝召されて天上の人となれり。享年四十八歳。

### 白井胤祿氏

同氏は明治六年七月八日、愛媛縣北宇和郡吉田町に生る。明治二十一年頃郷里に於て始めて基督教に接し南メソヂスト教會宣教師ラムバス博士より受洗し後志を樹て同志社に入學す。更に二十六年東京明治學院神學部に轉じ同二十八年業を卒へたり。直ち信州佐久を初陣として續いて名古屋教會に傳道に従事、轉じて福音新報社に入社し、その暢達の筆を振つて基督教文學の爲に盡したり。傍ら下谷教會の傳道を授け間もなく廣島教會に赴任、再び上京福音新報に歸り又更に大阪西教會に傳道をなしたるが三度福音新報に歸れり。

其頃四谷講義所つゞいて横濱南太田講義所の招きを受け主任傳道者となる。不幸其地に於て病を得たるを以て山口縣長府に移り専ら靜養す病中愈りたるを以て山口光成女學院に赴き教鞭をとりしも後ち又病勢思はしからず間もなく故郷吉田町に歸り療養につとむ。

かくして約二年にして四度明治四十年五月福音新報社の人となり大正四年四月基督教典文協會に入るまで勤続したり。大正五年十二月二十四日再び病を得て又起たず同月三十日死去す、享年四十三歳なり。

氏の生涯は主として傳道と基督教文學とに費され、中にも文學に於て貢献せらるるところ尠からず。その長からざる公生涯のうち福音新報記者たること前後四度實に十五年に涉つたことによりても識らるるところ。明晰にして暢達なる文章

を以て論文に翻譯に同紙上を賑はしたる風江生とは同氏のことである。

氏は一面甚た氣むづかしき人であると共に他方極めて温かな愛心を有つた人であつた、後進を導くにも同情深くその將來の發展を圖つた、又妥協を厭ひ正邪の境を分明にし惡しきことに向つては一步も假借しなかつた、一面短氣のやうにも見えたそれは同氏の衷心の眞面目より來るものであつた。晩年に進むに従ひその信仰の進歩著しかつたといふ。

氏は明治三十六年八月二十八日恰も大阪西教會の傳道に従事せる頃山口光成女學院(梅光女學校の前身)の出身林竹子と結婚、一男三女を擧げたり、不幸男子は早世せり。長女靜子は鳥羽雄吉氏に嫁し、次女常子は川崎高等女學校に職を奉じ三女泰子は今年東京女子大學の業を卒へたり。

### 須藤晉畧歴

郷里は茨城縣、太田中學卒業。大なる野望を抱いて滿末を企て旅行券の下附まで受け乍ら、移民法改正の時機に除せるを以て乗船を拒まれ、悲觀絶望の時、たま／＼トルストイの著作により神を認め、警官として過す數年のうち、召命を感じ大阪同志館神學校に入學。

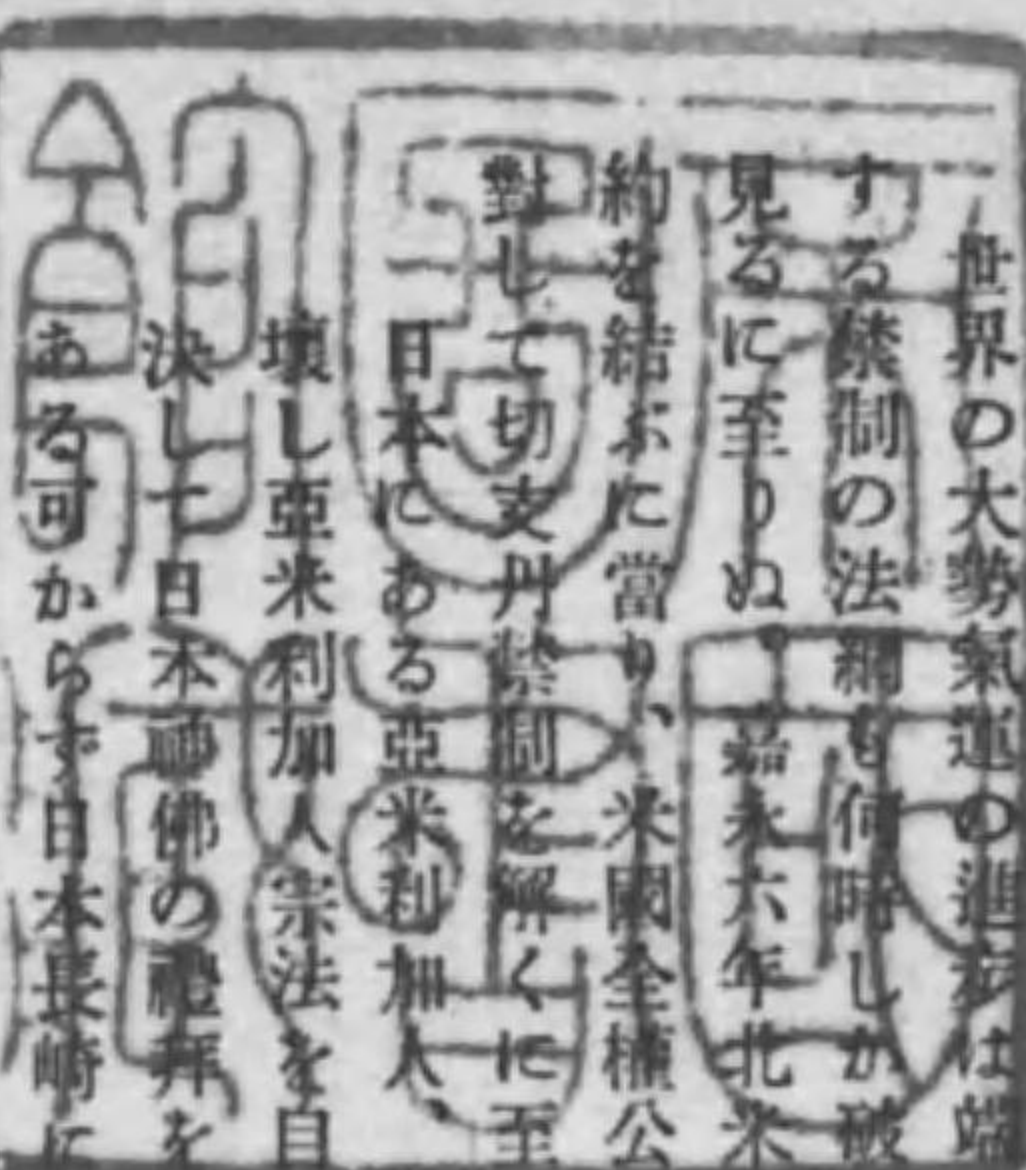
大正五年卒業と同時に、福井縣敦賀傳道教會に赴任、その傳道の生涯の大半、即ち十五ヶ年をこゝに働き、河南、笹山等に四ヶ年間傳道し、同九年三月福井教會に轉じ、いよ／＼固き傳道の意氣に燃えて聖の途上突如召を受けて、同年八月二十日御國に歸れり。



# 第一 日本基督教會略史

## 第一節 緒言

世界の大勢氣運の進歩は端なくも我が日本鎖國の關門を打破し、さしも峻厳なりし徳川幕府の切支丹に對する禁制の法網も何時しか破綻を生じ、開國と前後して、舊き切支丹の復活を促し、新しき基督教の傳來を見るに至りぬ。嘉永六年北米合衆國水師提督ペルリの來朝以來開國の機漸く熟し、安政五年七月日米通商條約を結ぶに當り、米國全權公使タウンセントハリスの強硬なる談判に因り、幕府は我國に在留する外國人に對して切支丹禁制を解くに至れり。日本國米利堅合衆國通商條約第六條に曰く、



日本にある亞米利加人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留地の内に置くも障りなく並に其建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念ずるを妨ぐるることなし、亞米利加人日本人の堂宮を毀傷することなく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀つ事あるべからず。双方の人民、互に宗旨に付きての爭議ある可からず日本長崎に於て踏繪の仕來りは既に廢せり。

此條約により外國人には日本國內に於て宗教の自由を許されしも、内國人は勿論其恩恵に浴する能はず、依然として切支丹禁制の下に束縛されしなり。又幕府時代に切支丹教徒檢擧の方法として強行し來りし有名な踏繪の仕來の廢棄されしは、日本條約締結の前年即ち安政四年阿蘭陀の全權公使ドンカル、コルテアスと日本長崎奉行との間に取換はされし覺書によれり。其布令の文に曰く、

踏繪は向後相廢すと雖も、キリスト教法を傳へ、キリスト宗門其他外國宗門の書籍、畫並びに像を日本へ輸入する儀不相成事。

安政四年丁巳八月

長崎奉行



當時阿蘭陀全權公使は頻りに切支丹禁制の解除を幕府に迫りしも我が全權は頑として應ぜず、若し阿片と基督教との二大害物の輸入を防止することを得ば容易に外國人に交易を許すべしと語りしとぞ、然るに幕府全權の此の言葉を傳聞したる新教の宣教師にして當時偶々長崎に來合せ居たるエス、ウエルス、ウイリアムス（支那在留の學士）、イ、ダブルユ、サイル（上海水兵館の牧師）、ヘンリー、ウード（米國軍艦ミネソタ號の牧師）等は阿片と基督教とを同一の有害物と誤解する所の日本人に對し一日も速に眞正の基督教を傳へてその謬見を正さざるべからずと感し、三人協議の上、各々其所屬の傳道局に飛檄して宣教師の派遣を促し尋いで新教宣教師の渡來を見るに至りぬ。

## 第二節 最初の宣教師

日米條約既に成り尋いで英、蘭、佛、露の諸國と條約を結び、神奈川、函館、長崎、新潟の四港を開くや、新教各派の基督教宣教師は相踵いで日本に渡來せり。安政六年即ち西曆一八五九年より文久三年即ち一八六三年に至る五ヶ年間に來朝せし宣教師を列擧すれば先づ新教の宣教師にして最初に渡來せしものをジョン、リッギンス及びチャンニング、ムーア、ウイリアムとす。彼等は米國プロテスタント、エビスコパール教會より派遣されし宣教師にして、始め支那に傳道し居りしが、日本の開港條約成るや、直に日本に移されし者にして、リッギンスは一八五九年の五月（安政六年）長崎に來り、數句を経て後ウイリアムスも亦來る。同年十月十八日米國プレスビテリアン教會のゼー、シー、ヘボン夫婦神奈川に着任し、同年十一月一日米國ダツチ、リフオームド教會のエス、アール、ブラオン及びデー、ビー、シモンズの二人亦神奈川に來る。而して同教會のギトウ、フルベツキは少し遅れ同年十一月七日を以て長崎に來着し、翌一八六〇年（萬延元年）に至り米國バプチスト、フリー、ミツシヨソサイチーのゴブル夫婦神奈川に來る。これらはいちはやく最初日本傳道に着手せし米國基督教四大教派の代表者なり、尋いでダツチリフオームドのゼームス、バラ

夫妻は一八六一年（文久元年）十一月を以てプレスビテリアン教會のデビッド、タムソンは一八六三年（文久三年）を以て神奈川に到着し各々その所屬教會の宣教師に合しぬ。

## 第三節 日本人の宣教師に對する待遇

基督教嚴禁の日本に渡來せし最初の宣教師等が如何なる待遇を受けしやは、問はずして明なり、彼等は徳川幕府より注意人物として取扱はれ、その一舉一動は常に嚴密なる當局者の監視の下にありて、自由に日本人民と交際する能はざるのみならず、語學教師を招聘する事さへ頗る困難を感じたり。偶々其招聘に應じて來るものあれば豈圖哉彼等は其筋の内命を受けたる政府の探偵にして宣教師の舉動を探り、邪宗門の秘密を摘發せんが爲ならんとは。されど宣教師は毫も意に介せず、彼等に就て日本語を研究し來りしが談偶々聖書翻譯の事に及べは、彼等は覺えず兩手を頭に當て、これ生命にかゝはる大罪なりと叫び皆戰慄して逃げ去りしと云ふ。普通人民に於ては基督教に對し格段好惡の念あらざりしも、從來の傳説によりて之を魔法視し唯徒に之を恐怖せしのみなりしが、武士浪人輩に至りては基督教を嫌惡すること蛇蝎よりも甚しく、一般外國人に對する敵愾心も亦劇しくして、外國人とさへ見れば蠻夷、毛唐人等あらゆる惡罵を浴せかけ、或は背後より礫を擲け、甚きしに至りては之を殺害するに至りぬ。斯る人氣の際に處して宣教師等は何等直接傳道に着手する能はず、宣教師の準備として日本語研究の傍ら漢譯の聖書若くは基督教に關する漢譯の書類を頒布し或は有志の青年に外國語を教授し、若くは聖書の翻譯教書の編纂に従事せり。有名なるヘボンの語林集成の編纂されしは此の間のことなりき。當時宣教師に取りて最も必要なりしことは、基督教的紳士たるの人格を以て日本人民の信任を得ると日本語を研究して布教の準備をなすことにてありき。

## 第四節 最初の信者

此の如き宣教困難の時期に在りて邦人の基督教に歸依せしもの數名あり、これ即ち日本に於ける基督教會



の初穂にして將來の大收穫を豫表するものとして宣教師間に多大の期待を齎せり。其中最初に信徒となりし者を矢野元隆とす、彼は元來針醫を業とせしものなりしが、徳川幕府の紹介によりて博士ブラオンの日本語學教師となり後轉じてバラ博士の教師となり、支那譯聖書より約翰傳を日本文に重譯せしことあり、元治元年（一八六四年）十月病床に於いてバラ師より受洗し、同年十一月下旬を以て死せり。慶應二年（一八六六年）五月十二日五旬の節なる芽出度日に於て肥前佐賀藩の重臣村田若狹守は其弟綾部恭と共に長崎に於てフルベツキ博士より受洗せり。傳ふる所によれば彼が其後に於ける信仰益々健全に成長し其死するの日まで（明治五年）忠實に主に事へ、朋友子弟の間に熱心傳道せしと云ふ。同年春肥後の人庄村某監督ウイリアムスより洗禮を受く、後年政治論勃興せし時熊本の相愛社と稱する團體に加はり政論のため一時入獄したる中村六郎は異名同人なりと云ふ。明治元年の夏佛僧清水某は長崎に於てフルベツキより受洗し、栗津高明、鈴木買一の二人は横濱に於てバラより受洗し、明治二年二月小川義綏、鈴木鉀次郎、島屋だいの三人は横濱に於てタムソンより受洗し、仁村守三は長崎に於てエンソルより受洗す。エンソルはヂー、チオルチ、ミツシヨンの派遣宣教師として明治二年一月長崎に來りし人なり。其他横濱に於てバラ若くはプラオンより洗禮を受けたるもの數名あり。安政六年宣教師渡來の時より明治五年日本基督公會設立の時に至るまでの十三年間日本に於て信者となりし者殆んど以上の人々十數名なりき。

#### 第五節 最初の迫害

長崎地方に於て舊天主教徒の復活は當局者の注意を喚起し同地方を始め、横濱に、東北に、舊教信者若くは之に關係あるもの、檢學投獄せらるゝもの尠なからず。就中明治の初年には長崎浦上の天主教徒二千餘人は其信仰を固守して神佛に轉宗せざるの故を以て、西南の廿一藩に御あづけとなり種々の迫害を蒙りしが、獨り天主教徒のみならず新教の信者若くは之に關係あるものも同じくその災厄に罹れり。佐賀の村田若狹の一

族は藩主閑叟侯の庇護によりて窘迫を免かれしが、清水某の如き、二川一勝の如き、市川榮之助夫妻の如き、其著しきものなり。清水某はフルベツキより長崎に於て受洗せし佛僧なりしが明治元年邪宗門を信ずとの故を以て捕へられ處々の牢獄に繋がるゝこと五ヶ年にして終に放免せらる。二川は後ち姓を小島と改む。彼れ初め宣教師エンソルを暗殺せんと陰謀を懷き、偽りて基督教に歸依するの志あるかの如く装ひ、エンソルに近づきしが、基督教の教義を聴くに及び大に感服する所あり、爾來改心して之が研究に務め傍らエンソルの出版事業を援助しつゝありしに、突然官の捕ふる所となりて東京に護送せられ、禁獄せらるゝこと數年、明治五年頃米國公使並に福澤諭吉等の斡旋によりて赦免せらる。市川榮之助は其家にへボン譯の馬可傳を所持せしとの故を以て捕へられ、其妻松子は其夫榮之助が基督教徒となりしを官に訴へざりしとの故を以て縛せられ、夫妻共に京都の獄に投ぜられしが榮之助は牢死し、松子は後に至りて赦免せられたり。然るに不思議にも京濱の地に於て、しばしば迫害ありとの警告に接せしみにて一人の檢學せられしものなく、唯東京に於て聖書研究組なる團體の解散を命ぜられし外何等の窘迫なく、學生の宣教師に就きて基督教を聴き聖書を學ぶ者漸次に加はり、中には内心既に信仰を起せしものありき。而して間接に基督教に好意を寄する者官民の間に次第に其數を増し、學者福澤諭吉、中村正直、西周、森有禮の如きは基督教禁止の理由なきを論じ宗教自由放任主義を主張せり。當時中村正直は英國に遊びて親しくその文物を観察し、歐洲文明の根本は基督教に基因するを看破し、外臣某より大日本天皇陛下に奉るの書を擬草して天下に發表し、學者間の問題となり、保守派の人々をして切齒扼腕せしめたりしが時勢は駭々として進んで止まず宣教師の勞苦空しからず終に基督教會の設立を見るに至りき。

#### 第六節 日本基督公會の設立

日本基督公會は我が日本基督教會の前身にして又實に日本に於て新教最初の教會なり、明治五年一月、數



名の有志者相集りて初週祈禱會を開けり、これ一八七二年一月即ち明治四年十二月横濱居留外人の同地に催せし萬國福音同盟會の新年初週祈禱會に倣ふて催せしものなりしが、宣教師に關係ある洋學生の出席するもの多くして意外の盛況を呈し、祈禱につぐに祈禱を以てし、熱誠あふるゝばかりにして感興盡くる時なく一週間の祈禱會は延いて數週間の長きに亘りて尙已まず、中には感泣して以て神に訴へ日本に聖靈の降臨あらんこと尙初代教會設立當時の如くならんことを祈りしものありしが遂に聖靈の降臨となりて數名の同心者を興し、爰に日本に於ける最初の基督教會を出生するに至りぬ。此れ實に明治五年陽曆三月十日なりき。此の時洗禮を受けし者は押川方義、吉田信好、篠崎桂之助、楠部漸、竹尾忠男、大坪正之助等以下九名にして、先に洗禮を受けたる所の小川、仁村の二名と合して會員十一名なりき、而して小川義綏選ばれて最初の長老となり、仁村守三執事となり、宣教師ゼームス、バラは殊に教會設立に與つて努力せしを以て聘せられて假牧師となる。其組織は米國長老教會の憲法に倣ひたれど政治上に於ては外國何れの教派にも屬せざる非教派主義を標榜し日本獨立の教會として建設したるものにして名けて日本基督公會と稱す、其遵奉せし所の信條は頗る簡單にして聖書を標準として新教各派に共通の要義を採用し、爰に新教各派合同の基礎を据へ十字架の旗旗を鮮明にし將來日本に設立せられんとする各派の教會を打て非教派主義の一團となし其勢力を集注して以て日本の宗教界に活躍奮闘し因て以て日本に基督の靈的王国を建設せんとの崇高遠大なる目的にてありき。その理想を實現するの難易如何は固より問ふ所にあらざりしなり。

#### 第七節 日本傳道の進歩

切支丹禁制の中に生れ出でし日本基督公會は其信仰に於て其組織に於て極めて幼稚なりしと雖も、内宣教師に對しては非教派主義を主張し、外異教徒に對しては死を決して基督の福音を宣傳せんとす。その意氣當るべからざるものありし。恰も好し明治政府は基督公會設立の翌年即ち明治六年二月二十四日の布告を以て

國內處々に掲げありし基督教禁制の高札を撤去し、尋いで先きに捕へし天主教徒を放還したり、これ固より基督教を公認したるにあらざりしも、これより政府の基督教に對する態度大に緩和し殆ど默許の姿となり傳道に非常の便宜を與へたり。隨て日本に於て基督教の宣布漸次擴張して設立當時僅に十二名の會員を有せし横濱日本基督公會は明治六年の末に至り大人六十二人小兒十三人の多數となり(翌七年には百十九人となる)其中より長老小川義綏、粟津高明等七人は東京に移り、同所にて洗禮を受けし高橋六郎(安川亭)と合して、同年九月二十日を以て東京公會を組織す、後の新榮教會是なり。その遵奉せし信條規則は横濱公會のそれと同一にして、時に之を横濱公會の支會と稱す、小川義綏選ばれて復た長老となり、米國プレスビテリアン派の宣教師デビッド、タムソン假牧師となる。初め鐵砲洲に會堂を有したりしが、後築地新榮橋の傍らに新會堂を建築してこゝに移れり。これより基督教の勢力次第に振ひ教會の設立各所に頻々たりき。

#### 第八節 宣教師會の決議

初め横濱基督公會が非教派主義を標榜して設立せらるゝや、其快舉は外國宣教師に深刻なる印象を與へたるものゝ如く、教會設立後六ヶ月即ち明治五年九月横濱に會合せし第一回宣教師會は滿場一致を以て左の如き、決議をなせり、曰く。

夫れキリストの教會はキリストに在て一體たり、プロテスタント教徒間の諸派分立の如きは偶然の出來事にして、キリスト信徒の精神的一致を妨げず、然れども既にキリスト教國に於ても尙此れが爲め教會の一體たることを曖昧にするの嫌ひあり。況んや諸派分立の歴史を了解せざる異教國に於てをや。且つそれ吾等宣教師等は顯著なる差別より生ずる弊害を避けんが爲めに傳道の方法を一定せんことを希望するが故に、吾等は本會議に由て與へられたる此の最初の機會を利用して自今吾等の援助に由て設立せらるべき日本諸教會に於ては成るべく其名稱及び組織を同一ならしむべく努力せんことに同意す。即ち其名稱は基



督公會と云ふ合同的のものとなし、其組織は各教會の政治を其會員の協賛に由り教師職及び長老職に由り執行せらるべきものとす、右決議す。

此の會議に出席したるものは宣教師、長老、女教師等にして當時日本に傳道し居たる各宗派の代表者を殆ど總て網羅したるものなれば、其決議は最も有力なるものなりき。爰に於て非教派宗教の前途坦々として平地を行くが如く、將來日本に於ては歐米に見るが如き宗派分立の弊を避くることを得べしとの希望に充されたり。

参考、當時日本に宣教師を派遣し居たる教派は前に掲げたる四教派即ち米國プレスビテリアン派、ダツチリフオームド派、米國監督派、自由浸禮派の外英國のジ、チヨルチミツシヨシ及びアメリカンボールドの二傳道局にして前者の最初の宣教師エンソルは明治二年一月を以て長崎に來着し、後者の最初の宣教師デー、シー、グリーンは同年十一月を以て神戸に來任す、而して第一回宣教師會議に出席したる者は米國プレスビテリアン派よりはヘボン、タムソン、ルーミス、カロゾルス、ミロルの五人、リフオームド派よりはエス、アール、ブラオン、フルベツキ、ゼームス、バラ、スタウト、ウルフの五人、アメリカンボールドよりはデー、シー、グリーン、オー、エム、ギユリツキ、デビス、ベリー、ゴルドンの五人其外英國領事館の假教師サイル、在上海の監督教會の宣教師ロベルト、ネルソン、在留外國人の組織し居たる東京横濱一致教會の長老艦長ワトソン、醫士エリオット、教師グリフェス、横濱日本基督公會の長老小川義綏(？)婦人一致傳道局のブライン夫人、クロスビー嬢、ピヤソン夫人及び數名の宣教師夫人なりき。而してパプチスト派の宣教師が參列せざりしは其派唯一の宣教師ゴブルが米國へ歸省中なりしが故なり、ジ、チヨルチ、ミツシヨシのエンソル、ブルンサイドは出席せざりしも通信によりて此の會議と聯絡をなせり、而して當時大阪に居りしと思はるゝ米國監督派の監督ウイリアムス、宣教師エー、アール、モリス

の列席せざりしは何故なるか明ならず。

#### 第九節 非教派主義の経緯

然るに爾來諸ミツシヨシ各自の傳道著しく進歩せしより、諸派宣教師中自派の教會を設立せんと企圖する者あり、隨て宣教師會議の決議案に對し種々の解釋を試むるものありて是非の議論紛々たり、而してリフオームド派の宣教師は學て日本基督公會に努力せんとしプレスビテリアン派の宣教師は二派に分れタムソン一派は非教派主義を賛成して日本基督公會と行動を共にせしにかゝはらずカロゾルス等の一派は自派の教會を建設せんと試み、明治六年十二月三十日日本傳道局の訓令により日本長老會(中會)を設立し夫の決議案に對して自由行動を取るに至り、非教派主義に一大龜裂を生じたり。爰に於て日本基督公會は明治七年の初め更に改めて非教派的獨立主義を固守することを決議し、東京、横濱在留の各派宣教師に書面を贈り、或は使者を派して、協和寛容以て日本基督公會の主義を扶掖せんことを勧告し、更に書を米國、プレスビテリアン教會及びリフオームド教會に贈りて、其派遣せる宣教師バラ・タムソンの日本基督公會の爲に盡力するを聽許されんことを以てし殊に又當時米國に在りて會衆派(組合教會)に屬し神學を學びつゝある新島五七三(襄)の歸朝近きにありと聞き、横濱公會は衆議の上氏を牧師に招聘すべきことを可決し直に招聘書を發送せしが終にその承諾を得るあたはざりき。是れ實に明治七年二月のことなりき。

#### 第十節 非教派主義の努力

此の如く日本基督公會が非教派主義に熱心して勸諭これ努めしにかゝはらず、各派宣教師の態度は多く教派主義に傾きたり、此の際東京公會假教師タムソンの如きはプレスビテリアン派宣教師中に在りて殆ど孤立の姿となり、四面楚歌の中に在りて奮闘努力せしは偉と云ふべし。然れども大勢非教派主義に否にしてその前途陰影濃密なる者なりき。既にして關西の地に神戸、大阪兩公會の設立せられしとの(神戸公會は明治七年



四月十九日、大阪公會は同年五月廿四日設立せらるる報に接するや、是實に空谷の登音にして、非教派主義の爲に一條の光明を認め、爾來互に通信してその交際を睦まじくせしが更に相會して協議する所あらんと欲し、明治七年十月神戸、大阪、東京、横濱の四公會は各々代員を派して横濱に會して、一般公會の共通規則及び信條を採用し、毎年相會して教務を議するの約を結び、第二回の會合を神戸に開くことを決議して散會し、以て公會の基礎を強固にせんと試みたり。然るに次回の會期に先立て神戸公會は書面を以て政治上の合同を非として先きの決議を取消し、期日に至り（明治八年四月）横濱公會の代員バラ、奥野の神戸に至るや、阪、神公會の代員デビス、新島の二人は之に會し先きに採用したる公會信條には、同意なし難き節ありとの故を以て斷然合同を謝絶し、その會合は單に親睦を厚ふするの集となり、何等公會の政治的事務を取扱ふこと能はざりき。蓋し阪、神の公會はアメリカンボード（組合派）の援助によりて設立したるものにして、箇々教會の獨立主義を主張し、政治上の合同を非とし、先きの宣教師會議の決議に對し解釋を異にしたるより起りしが如し、爰に於て名稱を同ふして其主義を異にせる二箇の公會、關の東西に分立するの奇觀を呈し、教派分立の勢を増長するに至り、かてて加へて其頃新に日本の傳道に着手せしメソヂスト派バプテスト派等の其教派を盛に擴張せんとするあり非教派主義中の有力者の一人なる長老本多庸一は弘前日本基督公會を率ひメソヂスト派に轉會するあり、東京公會の長老栗津高明の母教會より分離して別に教會を組織するあり諸派の教會續々として設立せらるるあり、教派主義の勢いよく盛にして、非教派主義の實現ますます困難となりぬ。

#### 第十一節 諸教會の設立

此の際に於て我が日本基督教會に關係ある教會の設立せられしものを擧ぐれば左の如し。

○日本基督公會に屬せしもの

一、青森縣弘前日本基督公會。明治八年八月設立、會員十五名、横濱公會の會員本多庸一がその郷里弘前英

學校の教師メソヂスト派宣教師インゲと協同盡力して組織したるものなり。本多庸一最初の長老たり。

二、長野縣上田日本基督公會、明治九年十月八日設立、會員三十七名、横濱公會の會員並にリフォームド派宣教師等の努力によりて成りしものにして稻垣信之が最初の長老たり。

三、長崎縣長崎日本基督公會、明治九年十二月二十三日設立、會員十二名、長崎在留のリフォームド派の宣教師の盡力によりて起りしものなり、潮川淺最初の長老たり。

右の中弘前公會は後メソヂスト派へ轉ぜり。

○日本長老公會に屬せしもの

一、横濱住吉町教會（後の指路教會）明治七年九月十三日設立、會員十八名プレスベテリアン派宣教師の盡力によりて成りしものなり、南小柿洲吾最初の長老たり。

二、東京第一長老教會、明治七年十月設立、會員不詳、プレスベテリアン派宣教師カロゾルスの盡力によりて起りしものなり、明治九年四月二派に分離し一は露月町教會となり他は獨立の銀座教會となれり。

三、千葉縣法典教會、明治八年十二月設立、會員九名。

四、東京府品川教會、明治十年六月十一日設立、會員二十二名。

五、千葉縣大森教會、明治十年七月二十一日設立、會員四十八名。

#### 第十二節 一致教會の設立

基督教會分立の趨勢以上の如く旺盛にして非教派主義振はざるの時に際し、日本基督公會と日本長老教會と相合同して一大教會を組織しては如何との議内外人の間に起り、先づ日本長老教會に關係ある米國プレスベテリアンミッションは、日本基督公會に關係あるリフォームドミッションに對して合同一致の交渉を開始したり、これ實に明治九年五月の事なりき。リフォームドミッションは此交渉に應諾して協議會を開き、且つ



同じく長老政治を採る所のスコットランド、ユーナイテッド、プレスビテリアン、ミツシオンに對し其加入を勧誘し之が承諾を得たり。此ミツシヨンの日本傳道を開始したるは明治七年三月にして其最初の宣教師はロベルト、デビン醫學博士ヘンリー、フオールツ夫妻及びヒュー、ワデル夫妻なりき。斯くて英米兩プレスビテリアン、ミツシオンは、各二名の委員を擧げて日本基督公會の憲法改正委員たるタムソン、ミロルと會し、(篠崎桂之助も憲法改正委員の一人なりしが合同の内相談には與からざりき)合同一致の基礎たるべき教會政治の編成、信條の選定に着手し、其草案成るに及び之を日本基督公會及び長老教會に提出してその採否を討議せしに双方共議論百出して殆ど否決せんとするの形勢なりしが、漸くにして議まとまり終にその採用する所となれり。初め委員等が憲法信條草案を編成するに當り最も議論ありし問題は新設合同教會の名稱、外國宣教師等の日本の基督教會に對する關係等なりき。就中その採用すべき信條に關して最も困難を感じたりしが、熟議の末終にウエストミンストルの告白、ドルト大會の經典、ハイデルブルグ大小問答を採用するに決せり、而して又日本人の間に最も異論ありしも此等の信條を採用する事にてありき。當時新潟に在りて蘇國の醫士バームを援けて傳道しつゝありし押川方義はこの信條採用に異議を唱へ、斷然分離して仙臺に趣き獨立布教に従事せり。

#### 第十三節 第一回の中會

斯くて明治十年十月三日日本基督公會及び長老教會所屬の各箇教會の代員(八名)及び關係諸ミツシヨンの宣教師(十二名)は横濱海岸教會堂に會合せり、これその教會政治(憲法)に規定せる第一回の中會にして爰に日本基督一致教會の成立を見るに至れり、是の會議に於て議長は最初日本に於て教會合同の議を主張せしブラオンの豫定なりしが、長崎よりの汽船延着の爲め、舊日本基督公會のタムソン議長となりて議場を整理せり、而して此の中會に於て舉行決議されし重大事件は東京、麴町、淺草、牛込三教會の設立願を許可し

たること又小川義綏、奥野昌綱、戸田忠厚の三名を教職に任じたることなり。蓋し日本人にして基督教の教職に任ぜられしは此の三名を以て初めとす。

#### 第十四節 一大會三中會の組織

明治十四年四月開會したる代議會は、全國を三分して三中會となし、其の上に大會を置きて之を總括することを議定し、左の通り中會區域を劃定したり。

- 一 北部中會 東京日本橋以北十二教會を含む
- 一 東部中會 同日本橋以南八教會を含む
- 一 西部中會 中國及び九州に在る三教會を含む

#### 第十五節 宮城中會の建設及び協力ミツシヨンの増加

明治十八年十一月開會したる第三回大會は、宮城縣下仙臺外三教會の加入を容れ、同時に宮城中會組織の議を決し、更に全國を分けて左の五中會となせり。

東京第一中會、東京第二中會、浪花中會、鎮西中會、宮城中會、右宮城縣下四教會の加入と同時に、我が協力ミツシヨンの一となりしはゼルマン、リフオームド、ミツシオンにして、此のミツシヨンの宣教師は、明治十二年始めて我國に渡來し、押川方義氏等と共に専ら東北地方に傳道したり。

明治十九年、米國南プレスビテリアン、ミツシオン、我が協力ミツシオン中に加入す。此のミツシヨンの最初の宣教師は明治十八年渡來せり。

明治二十年、米國婦人異邦傳道會、我が協力ミツシオンに公然加入す。此の傳道會は明治初年よりして實際我教會と協力したるものなるが、茲にその名實を一にせるなり。



明治二十二年、カンバランド、プレスビテリアン、ミツション、その所屬教會九個を以て來り協力ミツションに加入す。此は明治十年以來、大阪附近及び紀伊地方に傳道したるものなり。

右の如くにして我教會と協力提携せるミツションは都合七個となれるも、明治二十四五年の交、スコットランド一致長老派に屬する宣教師ワデル、デビソン氏等病を以て歸國するに至り、前後二十五六年間我國のために盡力せる同派は自ら我國より手を引くこととなりぬ。

#### 第十六節 教會名稱の變更及び山陽中會建設

明治二十三年開會したる第六回大會は、日本基督公會の信條及び憲法規則を改定し、同時にその名稱を改めて日本基督教會となせり。

明治二十四年十一月開會したる第七回大會は鎮西中會に屬する數個教會を以て新に、山陽中會建設の議を決したり、茲に於て全國六中會となる。

#### 第十七節 高知縣下大舉傳道

明治二十六年、前大會に於て、高知縣下に一ヶ年間八名乃至十名の傳道者を送りて大に傳道せしむとの決議に従ひ、内外教師を交るゝ同地に派遣し大に傳道したるが、其の結果として百七十人の受洗者と數百人の求道者を起したり。

#### 第十八節 傳道局創立

明治廿七年七月開會したる第九回大會は、日本基督教會當初の志を貫徹して、新に獨立の傳道機關を創設したり。

#### 第十九節 臺灣傳道の着手

明治廿八年の大會は、新に我國の領土に歸したる臺灣傳道開始の決議をなし、廿九年六月より其實行に着手し、茲に始めて海外傳道の宿望を果し得たり。

#### 第二十節 大會常置委員の設置及び中會の合併

明治三十年開會したる第十一大會は、新に常置委員五名を擧げ全般に關する事務を行はしむるの制を立つ。

明治三十一年十月開會したる第十二回大會は、東京第一東京第二の中會を合併して一中會となすの議を決し之を東京中會と稱せしむ。

#### 第二十一節 特別傳道

明治三十三年七月開會せる第十三回大會は、翌年春期を以て、全國に特別巡回傳道を行ふの議を決し、特に之が爲め委員十三名を擧げて其の事に當らしむ、茲に於て明治三十四年の春より夏へかけ全国各地に巡回傳道盛に行はれ我教勢大に張る。

#### 第二十二節 傳道局の大擴張及び北海道中會建設

明治三十四年十月開會したる第十五大會は、傳道局（明治廿七年創設）の組織を變更し、總裁一名理事十名幹事一名會計二名とし、片岡健吉氏を總裁に、貴山幸次郎氏を幹事に擧げ、翌年度豫算金額四千圓を議定したりしが、越へて明治三十五年十月開會せる第十六大會は傳道局事業の擴張を是とし、翌年度豫算金額七千五百圓を議決し、臺灣に傳道地を増加する外に、北清傳道着手を議定したり。

明治三十六年三月、北海道中會、同道に在る四教會を以て創設せらる、茲に於て全國別れて六中會となる。

（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道）

明治三十六年十月開會せる第十七大會は、傳道局翌年度豫算額八千圓を議決し、又朝鮮傳道開始を可としければ、翌年二月より釜山に傳道者を送りたり。

#### 第二十三節 戰時傳道と傳道局獨立滿十年祝會



明治三十七年二月我國の露國と戦端を開くや、傳道局理事及び大會常置委員は協議の上、戦時傳道部なるものを特設し、同年同月東京に於て聯合祈禱會を開きたるを手始とし、順次全國要地及び臺灣に傳道し、大に教勢を振起し又出征軍人及びその家族を慰藉したるが、恰かも此の年は我傳道局の獨立後滿十年に相當するを以て、十一月廿七日をトして東京市神田青年會館に於て滿十年祝會を開きたり。

第二十四節 臺灣特別傳道及び臺灣中會建設

明治三十八年十月東京市芝教會に於て開會せる第十九大會はその年の末より翌年の末まで一ヶ年間臺灣に特別傳道を舉行するの議を決定し、之が實行を傳道局に命じたり。此に於て局は同島に數回の應援を與へたるが、その効果空しからず、明治三十九年の年末に至り、臺北、臺南、基隆の三教會代員等は臺北に會合して終に目出度臺灣中會建設の式を擧げたり。茲に於て我日本基督教會は全國七中會となる（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道、臺灣）

第二十五節 滿韓傳道と新教會の設立

日露戦役の結果韓國は我が保護國となり、南滿洲亦我勢力範圍内に入ることとなるや、我傳道局は此等地方に傳道の大必要あるを認め、從來の傳道地たる天津釜山の外に新傳道地として大連、營口、安東縣、旅順（以上滿洲）京城、群山（以上韓國）等を選定し、或は之に定住傳道者を送り、或は有力者を派して巡回傳道せしめなどしたるが、天津大連等の各教會は一二年を出でずして獨立自給教會となり、旅順京城等亦近き將來に於て教會組織を見んとする教勢を馴致したり。

第二十六節 特別傳道及び感謝傳道

明治三十九年十月東京市富士見町教會に於て開會せる第二十大會が、時勢の要求に鑑みて議決し、之が實行を傳道局に託したる特別傳道は、同年末より翌年九月まで東京市を始めとして全國樞要地二十餘ヶ所に

傳道したり。然るに明治四十年十月東京市芝教會に於て開かれたる第廿一大會は、更に特別傳道繼續に議決したりしかば、第二回特別傳道は、同年末より翌年九月まで全國五十餘ヶ所に行はれ我教會の教勢振起に多少貢献する所ありき。

然るに明治四十一年十月横濱指路教會に於て開催せる第廿二大會は、翌明治四十二年は我國にプロテスタント教宣教開始後五十年に相當すればとて、更に第三次特別傳道舉行の件を議決し、之が實行を傳道局に命ぜしかば、局は運動の方針を新にし、規模を大にし、傳道資金五千圓を豫算し、自ら主となりて別に祝謝傳道會なるものを設立し、植村正久會長並に實行委員長となり、明治四十二年四月全國より牧師傳道者數十名を東京に招集し盛んなる修養會を開き、同時に宣教開始五十年大祝會を催し、之を手始めとして東京及び全國各地方に巡回傳道者を派遣し又は定住傳道者を置きなどし、明治四十三年二月を期して、十個の新獨立教會を得んとて熱心盡瘁したり。其の結果は豫期の如くならざりしも、新に數個の獨立教會を得たるのみならず、掉尾の運動として、明治四十三年三月再び東京に於て盛なる修養會を開き且つ市の中央なる有樂座に於て大演說會を催ほし、次で青年會館に大祝會を開きて、新に多數の志道者を得、茲に芽出度祝謝傳道會を終れり。而して又祝謝傳道會の末期に起りしチャブマン氏委託傳道集會は、東京を始め各地に活動して、得たる所の志道者一千餘名の多きを算するに至れり。

第二十七節 協力問題の決定

過去數年間我教會の同人間に紛糾して辯難論議の種子たりし外國ミッション協力問題は、明治四十二年東京市麹町教會に於て開かれたる第廿三大會に至りて全く解決せられたりと云ふべき歟、此大會は曾て大會が下せる協力の定義に基きて正式に協力を申込みたる者の外、別に我教會と何等かの關係を保持せんことを冀望する外國ミッションのために別に一ヶの「申合規約」を定め、此の如きミッションをしてその冀望を達せ



しむるの途を開きたり。此の設備は從來縁故ありし外友に對し好意を表したるものにて同時に協力問題に結末を着けたるものなり而して數年前より既に協力し來りしもの又は新に協力せしものは、北プレスビテリアンミツション、及びゼルマン、リフオームドミツションにして、申合規約に従ひしものはダツチ、リフオームドミツション及び南プレスビテリアンミツションなり。

### 第二十八節 憲法規則一部の改正と大會の新局面

數年前より我教會の一大問題たりし憲法規則一部の改正は、複雑なる手續を経て、明治四十二年に至り、彌よその目的を達することとなりしかば、同年十月東京市麹町教會に開かれたる第廿三回大會は、全國各教會の牧師長老神學校教授宣教師（以上正議員）教師及び傳道教會代員（以上員外議員）より組織せられ、從來の大會に比してその面目も自ら一新し活氣著しく加はりたるを覺へぬ。

明治四十三年の大會は、教師試験に關する憲法規則を改正し、教師は凡て大會に於て試験を受くることとなり、試験の内容も大に改まり、漸次教役者の品位を高め、其の精選統一を計ることとなりぬ。

### 第二十九節 外國傳道の着手

明治四十二年はプロテスタント基督教の、我國に傳道を開始せし以來、恰も滿五十年の祝謝すべき年に當りたれば、同年十月東京に於て開きたる第廿三回大會は、其好記念として新に清國人の間に傳道せんことを決議し、同十一月教師丸山傳太郎を清國の首府北京に派遣したり。

明治四十三年九月朝鮮の併合成るや、新に大邱を傳道地として定住傳道者を送り更に、十月の大會に於ては朝鮮傳道に關して種々劃策する所あり、一には朝鮮の青年傳道者を養成し、一には我が青年傳道者に朝鮮語を學ばしめ、着々朝鮮人の間にも傳道の歩武を進めんことを決議せり。而して有志信徒の集會に於ては、進んで朝鮮傳道後援會なるものを設け、弘く資金を募集し、傳道局の朝鮮に對する傳道事業を應援すること、

なれり。

### 第三十節 日曜學校同盟の創設

明治四十四年十月の第廿五回大會は、我が日本基督教會に在る二百七十六個の日曜學校同盟を設け、特別委員を常置して、其の連絡統一發展を計らしむることを決議せり。

### 第三十一節 家庭禮拜層發行

同大會は聖書研究、家庭禮拜等の良習慣を規則正しく養はしめんがため、前大會に於て擧げられたる委員等の編纂に係はる家庭禮拜層を調査し、明治四十五年一月より之を採用することを可決せり。

### 第三十二節 傳道教會資格標準一定

同大會は傳道教會の資格標準を、現住陪餐者十五名献金年額六拾圓と定め、既設の傳道教會には向ふ三年の猶豫を與へて、其の時資格なきものは解散することとし、傳道地の整頓發達の上少からぬ便利と奮勵とを與へたり。

### 第三十三節 在外長老教會との連絡

同大會は朝鮮臺灣の長老教會に交誼を厚うするため、大會議長より問安書を送ることとなしたるが、尙ほ太平洋沿岸の日本人長老教會と將來の連絡を取らんためその方法につき審議したり。

### 第三十四節 滿洲中會の設立

傳道着手後僅に六年半にて、滿洲部内に三個の獨立教會を見るに至りたれば、明治四十五年六月大連市に於て、日本基督教會滿洲中會は建設せられたり、我教會が海外の傳道に率先盡力して、着々其の効果を擧ぐることは、如何許り一般傳道心を鼓舞作興せしや知るべからず、吾儕の深く感謝すべき處なりとす。

### 第三十五節 日本基督教會創立四十年祝會



大正元年十月仙臺に於て大會開會中、仙臺日本基督教會に於て我教會創立の滿四十年祝會を開き、井深、植村二氏の演説、知事、市長及び各ミツション代表者の祝辭あり、數百の來會者皆既往の神恩を感謝し更に將來の希望を堅うせられたり。

#### 第三十六節 日本基督教會婦人傳道會社

大正二年四月有志婦人に由て創立せられたる同社は、同年十月の大會に同社長渡邊たつ子より規則書及び現況報告書を添へて、其の承認願を提出せられたれば、大會は感謝と満足とを以て之を承認したり。

#### 第三十七節 朝鮮中會の建設

大正三年十月の大會に於て決議せられたる同中會建設式は、大正四年七月京城に於て舉行せられたり傳道着手後十年餘を経過したり。

#### 第三十八節 日本基督教會總務局の設置

大正三年十月第廿八回の大會は、日本基督教會の庶務傳道財務一切の事務を總轄進捗せしむる目的を以て、總務局設置を決議し、大正四年一月より之を實施することとせり。隨て從來大會常置委員及び傳道局の執り來れる事務は、一切之を總務局に讓渡することとなり、同委員等は皆自然に消滅せり。總務局最初の條例にては理事長一名、理事十四名、幹事、會計、書記、各若干名なりしが、翌大正四年十月の大會にては、更に條例を改め、理事長一名、理事七名、評議員廿二名、幹事、會計、書記、各若干名となせり。

#### 第三十九節 週一献金の創始

大正四年第廿九回大會に於て新に設けられたる總務局評議委員會にては、週一錢の献金を普く全國の教會員より集むるの新案を決議し、其趣意書及び週一献金袋を配付して、一般會員に献金と共に傳道の爲に祈るの習慣を養はんことを奨勵したり。

#### 第四十節 全國巡回傳道並に新潟縣下特別傳道

同大會にては全國各派の協同傳道に伴ひ、我教會も總務局をして、全國を廿五區に分ち、悉く之を巡回傳道することを決議し、且つ新潟縣下有志の特別資金に依り、同縣下に特に一年四回の有力なる應援傳道をなさんことを決し、大正四、五年に亘りては、一般に教勢の振起を見るを得たり。

#### 第四十一節 海外傳道精神再勃興

新開地傳道に銳意率先せる我教會は、近年聊か其意氣沈滞せるやの感ありしが、大正五年十月第卅回の大會に於ては、再び海外傳道の意氣勃興して、一日朝鮮、滿洲及び臺灣生蕃傳道等に關する特別の演説會も開催せられ、一般に其責任使命の重大なることを自覺せしめたり朝鮮京城に於ける一有力なる朝鮮人教會が其指導者李源競氏と共に我が朝鮮中會に入會せるも、此年のことなり。

#### 第四十二節 ルーテル宗教改革開始滿四百年記念會

大正六年十月廿八日の日曜日を期して、全國日本基督教會は、總務局理事會の提案に基き、各々有益なる記念禮拜若くは講演會を開きたり。

#### 第四十三節 信州五ヶ所の傳道地引受及同縣下特別傳道

大正七年一月より總務局は、米國リフォームドミツションより長野、松本、諏訪、伊那、飯田の五傳道地を引受くることとなり、特に同縣下有志の特別資金に依りて、一年數回の應援傳道をなすことを決し、一般に教勢の振起を見ることを得たり。

#### 第四十四節 教職者大會

數名の篤志者の寄附に依り、二千餘圓の資金を以て、全國教職者を鎌倉に招集し、大正七年五月十四日より五日間、有益盛大なる修養會を開きたり。



## 第四十五節 三大集會

大正七年十月東京に於て開かれたる第卅二回大會の際には、奉仕者大會、婦人大會、信徒大會、の三大集會を催し、何れも盛會にてありき、日本基督教會にありて之れまでなかりし集會なりき。

## 第四十六節 傳道局創立二十五年記念會

大正八年十月の第三十三大會に於て傳道局創立廿五年記念會開かれ、井深、植村二氏の演説、來賓の祝辭あり、盛なる會合にてありき。

## 第四十七節 傳道局及大會常置委員の設置

同大會に於て傳道局及大會常置委員を復興し、總務局の取りたる事務を分つこととなれり、傳道局は理事十二名、幹事、會計を置き、大會常置委員は委員十一名(昭和七年第四拾)を置くこととなれり。

## 第四十八節 憲法規則の改正

從來我が日本基督教會が準據し來りたる憲法規則は明治二十三年の制定にかゝるものなるが、頗る不備の點あると、時代の要求に適應する必要あるとにより、之が改正を求むるもの少からず、因て大會は大正三年開かれたる第二十八大會以來、幾度か専任委員を置き、又幾度かその草案を改めたりしが、終に昨大正九年開かれたる第三十四大會に至りて、審議の上之を裁定し、本年(大正十年)一月一日より之を實施することとなし、我が憲法規則制定後滿三十年にしてこの事あるは奇と云ふべし、改正せられたるは、條章の配置、字句、文章の修正を別としてその重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、從來傳道者として別に一階級をなしたるものを、改めて教師試補となし、准允後十年を経過するも教師の資格を得ざる者は准允を取消することあるべしとせしこと。
- 一、從來中會組織に要せらるゝ獨立教會數は三個以上なりしを、改めて五個以上とせしこと、但し此は大

正十四年一月より實施するものとす。

- 一、傳道教會にして一定の資格に達したるものは、大中會に正式に代員を選出する事を得べしとせしこと
- 一、教師又は教師試補にして日本基督教會以外にその職を奉ずるもの一ヶ年を経るも退會を願出さる者あらば除名すること。
- 一、從來神學教師は悉く大中會に於て正議員たりしが、之を制限して一神學校毎に二名の正議員を選出し得るものとせしこと、又各中會とも宣教師二名丈けを正議員たらしむることを得とせしこと。
- 一、大會に副議長を置くこと。

## 第四十九節 教會創立五十年記念

大正十年十月の第三十五回大會に於て日本基督教會創立五十年記念に關する左記の決議を爲し尙十月九日午前十時より神戸神港教會に於て記念禮拜を行へり。

日本基督教會創立五十年記念に關する決議案

吾國最初の教會たる横濱海岸教會の創立は明治五年三月十日にして今年は正に五十年に相當す此の歴史的時機に開かれたる我日本基督教會大會は適當なる記念の實を擧げ教會の一轉機たらしめんが爲め左の事業を遂行せんことを決議す。

- (一) 來年五月頃、我教會と關係のある米國リフオームド諸教會、長老派諸教會に特使を遣り、日本傳道開始以來の成績等に就て報告し、其好意と努力とに對する感謝の意を表し、序を以て彼地諸教會の日本に行ふに最も適はしき傳道事業に就て懇談し從來よりも有効にして一層徹底せる協力を行ひ、若くは少くとも其端緒を開く様に爲す事、而して其使者は便宜を見計ひ可成、カナダ及スコットランドの長老派諸教會大會をも訪問する事。



但し特使は一名となし關係ミツシヨンと交渉の上その代表者の同行を求むる事。

(二) 内外協力の事業として、東京に日本基督教會記念館を建築する事。

(三) 本大會より明年の大會期まで傳道局並に中會は記念特別事業を計畫して倍加傳道の達成を期する事。

(四) 教師の養成、修養のため補助の方法を講ずる事。

(五) 日曜學校擴張のため方法を講ずる事。

(六) 來年の大會期中適當の時に於て掉尾の大集會を開く事。

(七) 此際内外協力の精神を一層徹底せしめんが爲めに特に委員を擧げ、ミツシヨン代表者との協議會を開き適當の方法を講ずること。

(八) 以上の事業を遂行するため資金五拾萬圓を募集する事。

(九) 以上の事業遂行に就ては、關係ミツシヨンより宣教師四名、大會常置委員、及傳道局理事をして之に當らしむる事。但し必要に應じ委員を増加する事を得。

#### 第五十節 特使の派遣

我日本基督教會創立及其進歩發達に特別の關係ある海外諸ミツシヨンに對し、感謝の意を表さんが爲めに特使として三十五回大會に於て選ばれたる大會議長植村正久氏は大正十一年四月十七日横濱解纜の大洋丸にて米國に向け出發せられ、米國、カナダ、スコットランドを訪問せられたり。

#### 第五十一節 内外協力傳道

大會決議によりて委員等は、内外協力の精神を熾にし適當なる方法を案出する爲めに、數次熟議の結果現在の日本基督教會傳道局及び關係諸ミツシヨンの傳道機關を統一するの要を認め、諸ミツシヨンを代表する

委員及五十年運動常務委員より、各協力の傳道局案を作成發表せり。(提案は省略す)

#### 第五十二節 震災救護會

大正十二年九月一日關東大震災火災の爲め、我日本基督教會に於ては、左記十四個教會、一講義所及び一神學校全部倒壊焼失し、尙ほ他に十三ヶ教會及びミツシヨン關係の女學校等大破を蒙れり、會員の罹災せるもの其の分明なるものみにも、壹千八百七十四人の多きに達せり。

海岸、指路、新榮、芝、兩國、富士見町、明星、淺草、麴町、本所、太田、日本橋、鎌倉、神田、東京神學社、

震災後直ちに大會常置委員、傳道局理事、東京中會常置委員を以て、日本基督教會震災救護會を組織し救護事務に當れり。

#### 第五十三節 第三十七回大會々場の變更

大震災のため大會々場を泉州濱寺に、期日を十一月月上旬に變更したり。

#### 第五十四節 宣言書發表

第三十七回大會は滿場一致を以て、左記の宣言書を可決發表せり。

#### 宣言書

日本基督教會の創立せられて半世紀、歴史は正に一進展を思はしむるの秋、不慮の大變災は突如國民の頭上に落下し、神の嚴なる教訓は示されたり。惟ふに維新以來我國民的努力は帝都を以て代表せられたる物質文化の建設に傾倒せられ、人間の本領と、人生の目的とに對する正しき考慮を缺きたり、其積弊の及ぶ所人心徒らに感覺的快樂を懐ひ、浮華淫蕩風を作し質實敬虔の徳地を拂ふに至れり。此の時に當り、天殃倏ち下り、國民誇負の幻影轉瞬の間に覆滅し、靈的



教養を有せざる國民の實狀、白日の下に暴露せられたり、天災地妖の害は尙ほ耐ふべし、人爲の禍に至りては轉た痛恨の情を禁ぜざるなり。

五十年記念運動は、爰に於て更に重大なる意義を加へられたり、我等深く自ら戒飾すると共に聖靈啓導の下に水火の冒し能はざる永遠の都を建設するに励めざるべからず、豈啻に罹災教會のみと言はんや、我等は此の振古未曾有の時期に際し、國民的悔改を天下に宣明し以て十字架の恩寵に負ふ使命を完ふせんことを期す。

千九百二十三年十一月

於泉州濱寺第三十七回日本基督教會大會

#### 第五十五節 財務局の設置

大正十三年十月明治學院に開かれたる第三十八回大會に於て、日本基督教會財務局を新設し、財務の統一を計ることとなれり。次で昭和五年第四十四回大會に於て理事七名を十名に改めたり。

#### 第五十六節 維持財團法人設立

大正十三年十一月二十一日附を以て日本基督教會維持財團法人設立許可の指令ありたり。

#### 第五十七節 傳道局創立三十年記念

大正十四年十月の大會に於て、傳道局創立三十年記念會を開き、井深、多田、貴山、渡邊暢氏等の演説あり、功勞者植村正久氏、貴山幸次郎氏、德澤治氏等を表彰したり。

#### 第五十八節 特別傳道

大正十五年十月大阪に於ける第四十回大會に於て、千九百二十七年に約百個の教會に特別傳道を行ひ、基督教會の中心使命を傳ふることを決し、教會發展の上に貢献する所少からざりき。

#### 第五十九節 宗教法案反對運動

同第四十回大會に於て舉げられたる宗教法案反對實行委員は、數ヶ月に亘る熱心なる猛運動を續けて、終

に其目的を達したり。

#### 第六十節 協力ミッション問題

昭和二年九月横濱に於て開かれたる第四十一回大會に於ける決議によりミッションとの交渉を各中會にてなし同三年より東京中會は六個所、浪速中會は四十四個所、山陽中會は十二個所、北海道中會は六個所の傳道地を北長老、南長老の兩ミッションより繼承したり。

#### 第六十一節 御大典賀表捧呈

昭和三年十月第四十二回大會の決議に依り大會議長の名を以て同年十一月十日賀表を捧呈す。

#### 第六十二節 宣言書發表

昭和三年十月東京に於て開かれたる第四十二回大會の決議により宣言書を發表す。

#### 第六十三節 教育局設置

同第四十二回大會に於て教育局條例を決議し教育局を設置す。

#### 第六十四節 教職五十年記念表彰

同第四十二回大會の決議に基き在職五十年の記念として聖書を大會議長の名を以て井深梶之助、山本秀煌、伊藤藤吉の三氏へ贈呈し之を表彰す。

#### 第六十五節 四十年以上勤勞の宣教師表彰

同第四十二回大會の決議に依り四十年以上勤勞の宣教師等に大會議長の名を以て感謝狀を贈呈す。

#### 第六十六節 特別傳道

同第四十二回大會の決議に依り昭和四年は傳道局設立以後三十五年、朝鮮、滿洲傳道開始以後二十五年を記念するため、特別傳道委員十一名を擧げ傳道局理事と協力し特別傳道を行ふ。



## 第六十七節 宗教團體法案再び審議未了

昭和四年二月十五日を以て文部當局立案の宗教團體法案は貴族院に提出され直ちに同院特別委員に附託となり同特別委員の間に極めて有力なる反對論者起り論難攻撃の結果終に審議未了となる此間對宗教團體法案特別委員十名は實行委員十九名を選び全員協力晝夜寢食を忘れての猛運動を續けられたり。

## 第六十八節 日本基督教會史刊行

大會歴史編纂委員編纂の日本基督教會史は昭和四年十月初旬發行す。

## 第六十九節 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供

昭和四年十月第四十三回大會に於て明治學院神學部を明治學院理事會代表總理田川大吉郎の名に於て、東京神學社神學校を東京神學社理事會代表高倉徳太郎の名に於て、日本基督教會大會に提供せらる。

## 第七十節 日本神學校開校式

昭和五年三月五日日本神學校理事會成立し同年四月十一日日本神學校開校式を舉行す。

## 第七十一節 社會局設置

昭和五年十月第四十四回大會に於て社會局條例を決議し社會局を設置す。

## 第七十二節 傳道局の全國的應援傳道

第四十四回大會に於て傳道局は全國的に各教會を其必要に應じて應援し、且つ積極的傳道をなさんが爲め外村義郎氏を專任傳道師として招聘し其目的を達成せんことを期したり。

## 第七十三節 傳道週間設定

昭和七年十月第四十六回大會に於て非常時傳道の一策として、年一回五旬節に始まる一週間を聖別して傳道に獻げ、其週間中我日本基督教會員は全國一齊に克己精進して個人傳道に努力すること。

## 第七十四節 神學校日禮拜

第四十六回大會に於て神學教育振興の爲毎年十一月第一日曜日を以て日本基督教會神學校日とし當日の禮拜説教に於て之に留意し且禮拜献金を之が爲に捧ぐることに。

## 第七十五節 滿洲に於ける積極的傳道

第四十六回大會に於て滿洲に積極的傳道を爲す方針に基き滿洲傳道費の豫算を可決し之が實行を期したり

## 第七十六節 傳道局傳道地の委讓

昭和五年十月第四十四回大會に於て傳道局の傳道地を中會に委讓することを浪速中會より提議し、昭和六年十月第四十五回大會に於て之が委讓の決定を見たるが、越えて昭和八年十月第四十七回大會に於て之が實行委員十五名を擧げ先づ内地の傳道地を委讓することゝなしたり。

## 第七十七節 米國平信徒團報告書に對する抗議

昭和八年十月第四十七回大會は、北米合衆國基督教平信徒團により推舉せられたる外國傳道事業調査委員の報告書 "Re-thinking Mission" に對し、左の決議をなし、大會議長の名を以て我が教會に關係ある諸ミツシオン、ボードに是を送達せり。

(一) 調査團のなせる報告書は、其調査の方針が根本に於て、基督の絶對性と他宗教に對する基督教の優越性を認めざる見地に立脚して立案せられたる事を遺憾とす。

(二) 調査團が各國の宗教事情を調査し、其方針を確立するに當り、各國に存在せる組織せられたる "National Church" を對象の一に加えざりし事を遺憾とす。

## 第七十八節 ミッションとの協調に關する根本方針

第四十七回大會に於て宣教師團又は宣教師との協調に關する日本基督教會の根本方針を定めたり。



## 第七十九節 聯合常置委員會の開催

第四十七回大會に於て大會常置委員及び各中會常置委員より成る聯合常置委員會を開き共通事項の聯係統一を圖ることに決したり。

## 第八十節 全國聯合婦人會の承認と婦人傳道會社の合流

第四十七回大會は日本基督教會全國聯合婦人會を承認し且つ婦人傳道會社の傳道地を中會に委讓することゝ條件として兩者の合流をも承認したり。

## 第八十一節 滿洲人に對する傳道事業の承認

第四十七回大會は日本基督教會内に志に依りて組織せられたる滿洲傳道會が滿洲に於ける滿洲人傳道を承認したり。

## 第八十二節 ミツシヨンの新協調案

第四十八回大會は、米國長老教會ミツシヨンの左の主旨の書翰を接受したり。

今後の日本に於ける働きを爲めに、宣教師達は貴教會と緊密なる協力の下に置かるべき事を痛感するが故に聯合委員を擧げられ、

(A) 事業の一般的目的を決定し、且つその方法を協定して、我々が宣教師として最善の奉仕をなし得るやうせられたきこと。

(B) 貴教會とミツシヨンとが連絡協調すべき確固たる計畫及び方針を定められたき事。

大會はこの議を容れ、左のことを決議せり。  
大會は二個以上の中會に跨りて傳道せんとするミツシヨンの傳道事業につきての實際的一般計畫を立つる爲めに、議長指名を以て委員八名を擧げてミツシヨンの協調實行案を作製して關係中會をして着手せし

むること。

(一) ミツシヨンの傳道事業を行ふべき中會及び傳道地の決定。

(二) 傳道事業の種類及び計畫の決定。

(三) 豫算の決定。

(四) 宣教師の傳道の準備及びその他、任地の推奨。

猶、同大會に於て、鎮西中會と米國メソヂスト・ミツシヨンの協調規定をも發表せられたり。

## 第八十三節 教會の聯絡統制の運動

第四十八回大會は、大會常置委員及傳道局理事をして適當なる機會に於て、各中會部内の教會を問安し、教會の聯絡統制を圖り、日本基督教會傳統の精神を鼓吹し、堅實なる教會發展に資すべく計畫を立てんとし、建議を通過せり。大會は右の主旨に基き二ヶ年計畫にてこの案を實行することゝなれり。

## 第八十四節 大會修養會

第四十八回大會は、昭和十年五月に大會修養會を舉行することを議したり。仍て選ばれたる委員等は委員長佐波亘氏のもとに一糸亂れざる統制を保ち、五千四百圓の資金を募集して、五月二十一日より二十四日まで、御殿場東山莊に於て、大修養會を開催したり。來會者教職二百四十名、役員九十八名、宣教師十八名、その他二十三名合計三百七十四名、靈動豊かなる大集會にして劃期的な空前の聖會となれり。

## 第八十五節 外國傳道に關する問題

第四十八回大會は、議長指名にて特別委員若干名を擧げ、外國傳道に關する調査計畫を樹て、これを次期の大會に報告せしむることを可決せり。



## 第二 特に記憶すべき大會の決議摘録

### ○大會に關する事項

- (一) 大會を有効ならしむる建議
- a、大會は今一層有効ならしむる爲め大會開期中修養會並傳道集會を催すこと
  - b、教會傳道局並關係ミツシヨンに交渉して教役者を大會に出席せしむること
  - c、右の實行は大會常置委員並現今の教役者會委員に附託すること (大正二年第二十七回大會可決)
- (二) 諸報告は凡て前年の曆年度に依るものとし尙其の年度後大會開期までの狀況は備考として報告すること(一定すること) (明治四十一年第二十二回大會決議)
- (三) 自今中會より提出する建議案には代表者を立つる慣例を此の大會に於て定め置くこと (明治四十二年第二十三回大會決議)
- (四) 從來教情調査の報告は大會常置委員に於て各中會より提出せる報告に基き之を爲すの風なる處右は統計其の他に付ては當然のことなれども吾等は更に適切に各地方教勢の消長地方各己の要求施設等に付き又は各地方特殊の出來事、就中信仰上の傾向等に關し之を聞かんことを欲す故に次期の大會より常置委員報告の外、各中會に於て代表者を立て右等に關する演説をなさしむること (同上)
- (五) 大會に於ける教狀報告は兩今文書を以て報告するにとりめること (大正十二年第卅七回大會決議)
- (六) 各中會教狀報告は出席議員に配布する大會報告書中に記載すること (昭和七年第四十六回大會決議)
- (七) 大會書記の任期を三ヶ年とす (大正十年第三十五回大會決議)



(八) 證衡委員に關する決議

昭和四年十月第四十三回大會に於て、理事及び委員の選舉は手續上の煩雜を省くため、常例として議長指名に一任すること、前項の場合議長は各中會議長、その他の意向を參酌せらるゝこと。但し常任委員選舉の場合には此限にあらず (昭和四年第四十三回大會決議)

三四

○教會に關する事項

(一) 臺灣中會の建議案に基き教會所屬問題につき調査せし結果「委員等は海外遠隔の地にある傳道地に教會を建設する場合は、地理上の關係尤も近き中會に屬せしむべきは勿論なれども、場合によりては便宜上教會の希望により、教會と縁故深き中會に屬することを得」と決議せり (大正十二年第三十七回大會決議)

(二) 傳道教會の資格標準は現任陪餐者十五名献金年額六十圓とし既設の傳道教會は向ふ三ヶ年間猶豫を與へて其の時資格なきものは解散すること (明治四十四年第二十五回大會決議)

○會員の轉籍等に關する事項

(一) 甲地の信徒若し乙地に轉住する時は特別なる事情の外在住地附近の教會に轉入することを適當とす故に大會は之を各中會に獎勵すること (明治三十年第十一回大會決議)

(二) 教會員もし他郷に移轉し其の地に日本基督教會の存在する場合は必ず速に之を通知し且つ本人をして成るべく其教會に轉籍せしむること (大正三年第二十八回大會可決)

(三) 各教會講義所所屬の會員及求道者にして旅行又は轉住者ある時當局者は直に其の氏名宿所を最寄の日本基督教會又は講義所に報告すること (明治三十一年第十二回大會決議)

○客員及會友に關する事項

(一) 教會は便宜客員を設くることを得

a、他教會の會員にて常に其の教會に出席し且つ献金をなし傳道の爲めに其の力を盡すも轉會し得ざる事情あるものを客員となすことを得

b、客員の加入は小會又は委員會の決議を経べし

c、客員は會議に列し會吏となることの外は會員と異なることなし

d、教會は客員の名簿を整頓し置くべし

e、客員敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議を経て客員名簿より取り除くべし (明治四十三年第二十四回大會決議)

(二) 教會は洗禮を志願するものを先づ會友とすることを得

a、會友の加入は小會又は委員會の決議を経べし

b、會友は禮拜に出席し献金をなし基督教傳播のため力を盡すべし

c、會友は左の資格を備ふるものとす

一、深く基督の人格を慕ひ身を其の指導の下に置き信仰の道を修め新らしき生命に進まんことを志すと

二、右の目的を以て教會に屬し教會の兄弟姉妹と親しみを厚ふし力めて基督教を學び洗禮を受くるの準備をなすことを約束すること

d、會友は第三項の會友資格の二ヶ條に就き誓約すべし

e、會友は教會の會議に與かり又聖餐式に與かることを得ず





- f、教會は會友の名簿を整頓し置くべし  
g、會友誓約を破り又敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議にて除名すべし (明治四十三年第二十四回大會決議)

三六

### ○役員及議員に関する事項

- (一) 教師は其の在職中長老たることを得ず (明治四十二年第二十三回大會決議)  
(二) 教師試補も亦教師と同様其資格を有する間は長老たることを得ず (大正十四年第九回大會決議)  
(三) 日本基督教會に屬する一個教會は其事情に於て必要ある場合に他の一個教會の長老を選挙して大會に自己を代表せしむるも差支へなし (明治四十一年第二十二回大會決議)  
(四) 日本神學校教授は今後神學教師と認むること (昭和五年第四十四回大會決議)  
(五) 日本基督教會規則第廿四條中會事務章程第一款正議員項目中に、同第廿五條大會事務章程第一款正議員第六項を準用し大會に於て推薦せられたる正議員を中會に於ても正議員とすること (昭和八年第四十七回大會決議)

### ○教師試験志願者に関する事項

- a、教師試験を受けんと欲するものは大會開期三ヶ月前に履歷書及推薦書を添へ試験委員長に宛て志願書を提出すべきこと  
b、受験者は試験委員長より試験問題及説教の題目を受領したる時は大會開期一ヶ月前に其の草稿を委員長に提出すべきこと (大正元年第二十六回大會決議)

### ○神學校に関する事項

神學校認可標準立案委員は左の條件の具備を以て認可の標準となすを適當と認む

- a、専門の學術を修むるに足る校舎圖書其他の設備を有すること  
b、憲法に規定せる神學教師たり得べき専任教授を二名以上有すること  
c、入學資格を中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者と爲し豫科本科を通して五ヶ年以上の課程を教授すること (大正十二年第三十七回大會決議)

### ○日曜學校に関する事項

- (一) 日本基督教會日曜學校同盟事業の一部として左の三項建議  
a、臨時必要に應じ日曜學校巡回教師を置くこと  
但し右費用百五十圓を計上し讚美歌賣上配當金より支辨すること  
b、日曜學校に對する興味を増進する爲め大會又は中會開催毎に日曜學校生徒大會又は日曜學校教師講習會を開くこと  
c、大會の決議を以て未加入日曜學校に對して加盟勸告書を發すること (大正二年第二十七回大會決議)  
(二) 我日本基督教會が所屬日曜學校事業振起の爲に益々其日曜學校同盟の發展を期すると共に教派を問はず世界的に統合連絡せられたる日本日曜學校協會に對しても正しき理解を以て其の發達を圖らんが爲めに大會は普く所屬日曜學校に向て日本日曜學校協會に入會せん事を勸誘せられたし (大正三年第二十八回大會決議)  
(三) 各中會に日曜學校部を設け、更に斯業の聯絡に資し、其の發達の上に貢獻するところ多からんこと

三七



を期す (昭和六年第四十五回大會決議)

### ○恩給扶助に関する事項

- (一) 教役者恩給扶助基本金増加の爲め教役者、長老、執事委員をして毎月一口(十錢)以上の献金を成るべくなさせしめ、資金充實の爲め教會、傳道教會、傳道所をして維持献金の一分(百分の一)を成るべく支出せしむること。(大正十一年第三十六回大會決議)
- (二) 教役者恩給扶助基金増加の目的を以て、第三十四回大會に於て決議せられたる、教役者長老執事委員等より、一口(金拾錢)以上の寄附金を、一口(金貳拾錢)以上に改正す。(昭和三年第四十二回大會決議)
- (三) 財務局に於て徴收したる恩給扶助に関する資金は之を恩給扶助規則による會計委員に交附し、該委員をして出納保管の責に任せしむるものとす。(昭和二年第四十一回大會決議)

### ○財務に関する事項

- (一) 毎年度教會負擔金額の總額は全國教會維持献金の一割を以て基準とすること。但負擔金割賦額の標準は維持献金に六分、現住陪養者に四分の割合を以てし尙各教會の實力に應じ財務局に於て査定し各中會に内示して決定すること。(昭和六年第四十五回大會決議)
- (二) 各中會は財務局と協力して所屬教會をして教會負擔金を完納せしむるやう責を負ふこと。  
(昭和八年第四十七回大會豫算委員會の希望條件として可決)
- (三) 各教會負擔金の未納額は、財務當局をして之を大會に報告せしめ、大會は審査の上之を各中會に移

牒して完納に努力せしむること (昭和九年十月第四十八回大會決議)

### ○傳道に関する事項

日本基督教會の傳道の十年計畫を協定し、其進路を大體に於て明示し置くの必要益々切なる者あるを覺ゆ。右調査計畫の爲め特別委員を擧げられんことを建議す、右委員は大會常置委員と、傳道局理事の全部若しくは代表者と、大會傳道局に関する建議案調査特別委員の全部、若しくは代表者と爲しては如何。(昭和五年第四十四回大會決議)

### ○葬儀に関する事項

凡そ葬儀に參列しては信者未信者の別なく死者に對して相當の敬意を表すべきは無論の事なりと雖死者の靈に對して柩を供へ又は燒香するは死者を神佛として禮拜するものと誤解せらるゝの嫌あるを以て單に敬禮又は脱帽等の方法に依りて敬意を表するを可とす。(大正二年第二十七回大會可決)

### ○社會問題に関する事項

第二十七回日本基督教會大會は社會の狀況と其必要とに鑑み左の諸項を決議す

- a、我教會は勤勉にして賢き方法により直接傳道に勵むべきは勿論機宜に應じ其の力を計り青年及労働者間に於ける精神教育及貧病者救済等の社會事業にも心を用ふべきこと
- b、我教會は信徒を督勵して左の諸件に付特に基督敎道德を發揮せしむること
- c、家庭の風儀を緊肅し子女の宗敎教育に注意すること



ろ、勤働質素信義及禁酒禁煙の美風を發揚すること  
は、婚約の成立婚姻の儀式を慎重にし且從來の風習に鑑みて葬儀及祖先記念を鄭重に行ふこと  
(大正二年第二十七回大會可決)

四〇

### 第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例

#### 日本基督教會信仰の告白 (明治二十三年の大會に於て制定す)

我等が神と崇むる、主耶穌基督は神の獨子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完き犠牲をさし給へり。凡そ信仰に由りて、之と一體となれるものは赦されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を潔む。また父と子と、ともに崇められ、禮拜せらるゝ聖靈は我等が魂に耶穌基督を顯示す。その恩によるに非ざれば、罪に死したる人、神の國に入ることを得ず。古の預言者使徒および聖人は聖靈に啓迪せられたり、舊新兩約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教會は、聖書に據りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が會て傳へられたる、信仰の道を奉じ讚美と感謝とを以て、その告白に同意を表す。

我は天地の造成者、全能の父なる神を信す。我はその獨子。我等の主耶穌基督を信す、即ち聖靈によりて胎られ處女マリヤより生れポンテオ、ピラトの下に苦を受け、十字架につけられ、死して葬られ、(陰府に下り) 第三日に死者のうちより復活り、天に昇りて、全能の父なる神の右に座し給へり、彼所より來りて生けるものと死ぬるものとを審判たまはん。我は聖靈を信す、聖なる公同教會すなはち聖徒の交通、罪の赦、身體の復活、永遠の生命を信す。

四一

アーメン



## 日本基督教會憲法規則

(大正九年改正)

四二

### 日本基督教會憲法

神は萬國民のうちより無數の大衆を召し彼等によりて世々其の恩恵と眞理との勝れて豊なるを顯し給ふこと活ける神の教會基督の身聖靈の宮にしてすべてのものを以てすべてのものに満たし給ふもの、滿つる所なり此の大衆は萬國萬世の聖徒より成る之を聖なる公同教會と稱す。

此の聖なる公同教會は古今に亘り萬國に通じて存在す之に屬するものは神のみ定かに識り給ふ之を見えずる教會と稱す公同教會は又見ゆる教會として地上に現存す之に屬するものは國の異同人種の區別階級の差等は問はずすべて父子聖靈なる唯一の神を信じ主耶穌基督の救により其の啓導感化を受け其の教訓と模範とに遵ひ其の命令を奉じ神の國を擴めて其の聖旨を成さんと志すものなり。

公同教會の本旨を實現せんがために形式を整へ制度を定めて團體を組織す之を一團の教會と稱す。

#### 第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰の告白と憲法とを奉じ規則に循ひて教會の權能を行使し其の存立の目的を成就せんことを志すものなり

本法規則に於ていふところの信仰の告白は明治二十三年十二月制定せられたるものなり

#### 第二章 一箇の教會

第二條 教會は信仰の告白及憲法に基づき中會によりて建設せられたる日本基督教會々員の集團にして小

會を組織し定期の禮拜を行ひ基督に於ける交を厚うし互に信仰を増し徳を建て基督の道を證明し神の國の事を經營し主の制裁を明にせんがために結合せるものなり

#### 第三章 禮拜

第三條 教會は主の日毎に時を定めて禮拜を行ふ禮拜は祈禱讚美聖書の朗讀説教聖禮典獻金祝禱とす聖禮典はバプテスマ及聖餐にして教師之を執行す

#### 第四章 政治

第四條 日本基督教會は其の代議機關たる小會中會大會によりて其の權能を行ひ小會中會大會は左の事項を管掌す

##### 小會

- 一、バプテスマ志願者及信仰告白者の試問
- 二、會員の轉入及轉出
- 三、教會の風紀及會員の戒規
- 四、禮拜の準備
- 五、傳道
- 六、日曜學校及教會内諸團體の監督
- 七、財政
- 八、中會及大會議員の選舉
- 九、慈善及救濟其の他の事業

##### 中會

四三



- 一、教會の建設轉籍合併加入解散除籍
- 二、教師會の任職退職轉會入會戒規
- 三、教師試補志願者の試験准允退職轉會入會戒規
- 四、牧師宣教師神學教師の就職及解職
- 五、教會の監督及指導
- 六、小會記録の檢閲
- 七、照會の處置及上告の判決
- 八、傳道
- 九、社會事業

大 會

- 一、中會の建設合併解散又は其の區域の變更
- 二、中會の監督及指導
- 三、中會記録の檢閲
- 四、教師志願者の試験
- 五、照會の處置及上告の判決
- 六、傳道
- 七、信仰の告白憲法規則の解釋
- 八、神學校及其他の教育機關の經營及認可
- 九、日本基督教會全體の事業に關する事項

大會は之れ等の事項を執行するため適當なる機關を設置することを得

第五條 小會中會大會の組織及代議員の資格は別に規則の定むる所に依る  
本法及規則に於て規定せられざる權能は箇々の教會自ら之を行ふ

第五章 會 員

第六條 日本基督教會の會員は信仰を告白してバプテスマを受けたるもの及會員の小兒にしてバプテスマを受けたるものなり

第六章 教 師

第七條 教師は規則に循ひ 按手禮を以て聖職に任ぜられたるものなり而して一箇若くは數箇の教會を牧することに任ぜられたる教師を牧師と稱し中會の命によりて牧師なき教會を監督し又は傳道に従事する教師を宣教師と稱し大會に於て認可せられたる神學校の教授たる教師を神學教師と稱す

第七章 教 師 試 補

第八條 教師試補は教師候補者として規則に循ひ傳道の准允を受けたるものなり

第八章 長 老

第九條 長老は牧師を輔佐して教會の事を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたる代表者なり長老は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし

第九章 執 事

第十條 執事は牧師及長老を輔佐して教會の庶務會計を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたるものなり執事は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし  
教會は場合により執事を置かざることを得



第十章 信仰の告白及憲法の改正

第十一條 信仰の告白及憲法は大會議員三分の二以上の同意によりて改正することを得改正案は先づ大會に提出し出席議員過半数の同意を得たる上少くとも次期大會開會六箇月前之を各教會及各教師に配布し次期の大會に於て議題となすべきものとす

日本基督教會規則

第一條 教會

第一款 教會は其の會員の數に於ても資力に於ても一箇の自治團體たるの資格を有するものなり

第二款 教會は中會の管轄に屬し小會によりて其の權能を行使するものなり

第三款 傳道教會は其の實力未だ小會を設け組織を完備するの程度に達せざるものなり

第四款 傳道教會は中會の直轄に屬し其の監督指導を受くるものなれども會務は其の教會の委員之を掌る

第五款 凡て教會に關する規定の原則は傳道教會にも適用す

第二條 教會の建設

第一款 信徒相結びて教會を組織せんと欲するときは一同署名の上其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會を建設し長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 教會の一部分たる會員が別に教會を組織せんと欲する場合及傳道教會が一箇教會とならんと欲する場合にも本條前款を適用す

第三條 教會の轉籍

第一款 其の所屬中會との關係を変更せんと欲する教會は大會に願出づべし大會之を可決せば其の教會を其の加入せんと欲する中會の籍に編入すべし

第四條 教會の合併

第一款 同一中會部内にある所の二箇或は二箇以上の教會合併せんと欲するときは各委員を擧げて中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて其の教會を合併し長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 合併せんと欲する所の教會若し所屬中會を異にするときは其の中會との關係を変更せんと欲する教會先づ規則第三條に循ひ大會に轉籍を願出づべし大會之を可決せば之を轉籍せしめ而して後本條前款の手續をなさしむべし

第五條 教會の加入脱籍解散

第一款 日本基督教會に加入せんと欲する教會は其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて憲法及規則に循ひ教會の組織を改めしむべし其の教會に牧師あるときは規則第十三條第一款に循ひ中會に加入せしむべし

第二款 日本基督教會を脱籍せんと欲する教會は所屬中會に願出づべし中會之を可決せば之に脱籍書を與ふべし

第三款 其の牧師の俸給及他の常費を支辨すること能はざる教會は中會之を解散し傳道教會となすべし

第四款 其の組織を維持するに足る會員の數と資力とを缺く傳道教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第五款 キリストの聖名を漬す所の主義又は所爲を固執して中會の決議に循はざる教會は中會之を解散して



適當の處置をなすべし

第六條 中會の建設及解散

第一款 大會は規則に循ひて中會を建設す但し中會は少くとも五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）を以て組織すべきものとす

第二款 五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）其の所屬中會より分離して更に中會を組織せんと欲するときは大會に願出づべし大會之を可決せば委員を擧げて其の手續をなすべし

第三款 微力にして其の建設の目的を達すこと能はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第四款 キリストの聖名を瀆す所の主義又は行爲を固執して大會の決議に循はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第七條 教師試補の試験及准允

第一款 教師試補試験は別に定められたる教師試験條例により、中會之を執行す、中會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 神の召命を自覺し、日本基督教會教師の聖職を志願するものにして、教師試補試験に合格したる者は、准允を受け、教師試補たることを得

第三款 中會は試験に及第したる志願者の准允式を執行すべし議長又は其の代理者は志願者をして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ而して議長及書記の署名したる准允證書を之に與ふべし

第四款 中會は准允を受けたる後十年を経過するも尙ほ教師の資格を得ざるもの准允を取消すことあるべし

第五款 中會は左の場合に於て教師試補の准允を取消すことを得

- 一 教師試補の職務に従事せざるとき
- 二 教師試補に不適當と認めたるるとき
- 三 日本基督教會より退會したるとき

第八條 教師の試験及任職

第一款 教師試験は別に定められたる教師試験條例により大會之れを執行す大會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 教師の任職式は按手禮を以て基督教教師の聖職につかしむることにして嚴肅に執行すべきものとす

第三款 中會は大會の試験に及第したる教師志願者にして牧師宣教師神學教師の職につくものの任職式を執行す

第四款 教師志願者は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 列席の教師其の志願者の頭に按手し議長若くは其の指命したる教師任職の祈禱を捧ぐべし

第六款 中會は任職式を執行するために委員を立つことを得

第九條 牧師の選舉

第一款 牧師の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第十條 牧師の就職

第一款 教師教會の招聘を受け牧師たらんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし



し中會之を可決せば委員を擧げて就職式を執行すべし

第二款 教師たらざるもの牧師として教會の招聘を受けたるときは先づ教師試験を受け任職式を経て然る後就職すべし但し任職式は就職式と同時に進行ふことを得

第三款 牧師として招聘を受けたるもの他中會に屬するときは就職を願出づる前其の教會所屬の中會に轉會すべし

第十一條 牧師の辭職

第一款 牧師の辭職は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て諾否を議決すべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の決議は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 牧師教會の承諾を得て其の職を辭せんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會及牧師に通告し且其の教會の小會と協議して善後の處置をなすべし但し直ちに中會を開き難き事情あるときは中會議長適宜の處置をなすことを得

第十二條 教師及教師試補の轉會

第一款 教師及教師試補他中會に轉せんと欲するときは必ず其の所屬中會の議長並に書記連署の轉會書を受けて其の屬せんと欲する中會の議長に差出し轉會の手續をなすべし

第十三條 教師及教師試補の加入及退會

第一款 他教會の教師又は教師試補にして日本基督教會に加入せんと欲するものは中會に願出づべし且成るべく其の所屬教會役員の署名したる轉會書を差出すべし中會は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師或は教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ然

る後加入の手續をなすべし但し中會は必要と認むるときは之が試験を行ふことあるべし

第二款 教師又は教師試補若日本基督教會を退きて他教會に屬せんと欲するときは中會に願出づべし中會之を可決せば退會證を與ふべし

第十四條 教師の退職

第一款 假令譴責なき教師といへども神の召命を蒙らざることを自覺して退職を申出づるか又は其の職に従事せざるものあらば中會は適宜の通知をなしたる上其の名を別帳に記入することを得斯くて一箇年を経過するときは必ず教師名簿より除籍すべし一旦除籍せられたるもの再び教師たらんことを願出づるときは中會は適宜に試験を行ふべし

第二款 教師又は教師試補にして日本基督教會以外に其の職を奉じ一年を経過するも退會を願出ざる者あらば本條前款を適用す

第十五條 長老及執事の選舉並に任職

第一款 長老の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 長老の任期は二箇年とす而して成るべく之を二組に分ちて其の任期を同時に満たざらしむべし但し再選せらるることを得

第三款 長老に選舉せられたるときは任職式を経て就職すべし再選せられたるときは單に其の選舉を公告するを以て足れりとす

第四款 長老は任職式のとき日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて長老たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし



第五款 長老の任職式は牧師及先任長老之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡す

こと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教會に請ひて之が代理たらしむべし

第六款 執事の選舉及任職の手續はすべて長老に同じ

第七款 執事の任職式は牧師及先任執事之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師その職を盡す  
こと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第十六條 傳道教會の委員

第一款 傳道教會の委員の選舉及任職の手續は前條の原則によりて行ふべきものとす

第十七條 會員の加入及轉入

第一款 教會に加入し聖餐に陪せんと志願するものは其の信仰及操行につきて小會の試問を受け日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて會員たる義務を忠實に盡くすべきを誓約してバプテスマを受くべし

第二款 小兒のときバプテスマを受けたるものにして聖餐に陪せんと志願するものは本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第三款 日本基督教會部内に於て其の所屬教會を變更せんと欲する者は小會より薦書を受けて其の手續をなすべし

第四款 他教會員にして日本基督教會に入會せんと欲するものは轉會書又は證明書を提出し本條第一款の手續により誓約をなすべし

第十八條 會員の轉籍及退會

第一款 其の所屬教會より轉籍せんと欲する者は小會に請求して薦書を受くることを得

第二款 薦書を出したる小會は本人が轉會の手續を了するまでは之を除籍することを得ず  
第三款 薦書を受けたる小會はその規定に基づきて轉入の手續を了し薦書を出したる小會に其の旨を通知すべし

第四款 日本基督教會より他教會へ轉出せんと欲するものには退會證を與ふることを得

第十九條 戒規

第一款 戒規の目的は教會の清潔を保ち被戒規者の益を圖るにあれば之を行ふにあたりキリストの教訓の精神を奉體すべし (マタイ傳十八章十五—十七)

第二款 教師教師試補並に中會の直轄に屬する會員は中會の戒規を受け其の他の會員は所屬教會小會の戒規を受くるものとす

第三款 戒規は教師教師試補長老執事の場合に於ては教會に加入するとき及任職式又は准允を受くるときになしたる誓約に違反する行爲に對し其の他の會員の場合に於ては教會に加入するときになしたる誓約に違反する行爲に對して行ふものとす

第四款 中會又は小會の戒規は人と神との關係を變ずるものにあらず唯其の被戒規者は誓約に違反する行爲ありたれば當に悔改むべきものなりと嚴肅に言明するものなり

第五款 戒規の種類は教戒譴責停職陪餐の停止權利の停止除名放逐とす

第六款 戒規の目的既に達したりと認むるときは解除又は復歸せしむることを得教師及教師試補の場合に於ては之に戒規を加へたる中會の承諾を得るにあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず一旦免職せられたるものは悔改の事實明白になりたる上相等の時日を経過するにあらざれば復歸せしむべからず會員の場合に於ては之に戒規を加へたる小會と協議の上にならざれば解除又は復歸せしむることを得ず。



第一款 總て其の權限内の事に關し小會又は教會は教會は中會に中會は大會に照會して指示若くは判決を請ふことを得

第二款 中會又は大會は照會を受けたる事件に關し自ら判決するか若くは委員を擧げて判決せしめ或は指示又は判決を附せずして返却することを得

第二十一條 上 告

第一款 牧師又は會員は小會又は教會の判決若くは其の他の決議に不服なるとき中會に上告することを得中會の議員又は其の部内の會員は中會の判決又は其の他の決議に不服なるとき大會に上告することを得

第二款 中會又は大會は上告を受けたる事件に對し之を確定破毀變更停止し又は之に取消變更停止すべき訓示を加へて返却することを得戒規の場合に於ては他の教會にあてたる薦書を被戒規者に與ふることを得

第二十二條 教會事務章程

第一款 教會は牧師長老執事日曜學校長の選舉財産の管理豫算の決定及其の他の事務を行ふものとする（憲法第四條參照）

第二款 教會は其の事務を執行せんがために毎年一回定期總會を開くべし此の會議に於ては一年間に於ける教勢會計其の他の報告を受け次年度の豫算を決定すべし且つ中會並に大會の情況及事業につきて小會の報告を受くべし

第三款 總會は必ず二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし

第四款 臨時總會は小會に於て必要と認むるとき又投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるとき開くものとす小會は豫め臨時總會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を會員に發

送すべし記載以外の事項は執行することを得ず

第五款 牧師長老執事選舉の時は投票權を有し且其の地に在留し現に聖餐に陪する會員三分の一の出席を以て滿數とす其の他の事務を執行するためには五分の一を以て滿數とす

第六款 投票權を有するものは聖餐に陪する會員にして議場に出席したるものに限る議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第七款 牧師の選舉及辭職のために開く總會は小會より依頼したる日本基督教會の教師を議長となすべし其の他の場合には通常牧師を以て議長とす

第八款 總て總會に於て決議したる事項は總會記録に之を明記し小會に於て之を保存すべし

第二十三條 小會事務章程

第一款 小會は教會の牧師及長老を以て組織し少くとも毎月一回定期會を開くべし小會議長の通知又は投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるときは必ず臨時會を開くべし

第二款 小會に於て別に滿數に關する規定なきときは過半數を以て滿數とす

第三款 投票は出席議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第四款 小會は牧師を以て議長となすべし特別の場合に於ては牧師は小會の承諾を経たる上日本基督教會の他の教師に請ひて代理たらしむることを得牧師不在なるときは長老の一人之が代理たるべし牧師なきときは日本基督教會の教師に請ひて議長たらしむることを得戒規を行ふときは必ず然すべし

第五款 書記は長老の中より選舉すべし其の在職期限は小會の定むる所による書記は小會の議事を記録して之を保存し中會及大會の議員に當選したる長老に證明書を交付し又總會記録會員名簿及其の他書類を保



管すべし

第六款 名簿には大人及小兒のバプテスマ薦書退會證の授受會員の原籍現住地結婚死去等の事項を明細に記入すべし他郷にある者又は住所不明の者は別帳に移し二箇年以上踪跡を失したる者は除籍すべし

第七款 小會は中會に提出するために年報を作るべし年報には聖餐に陪する會員の總數大人及小兒のバプテスマ薦書及退會證の授受戒規の事故會員の増減献金の總額教勢の一斑日曜學校の狀況其の他必要と認むる事項を記載すべし。

#### 第二十四條 中會事務章程

第一款 中會は其の部内の教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

#### 正 議 員

一、各教會の牧師

一、宣教師 (二名以下)

一、神學教師 (各神學校より二名以内)

一、各教會より選出したる長老

但聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得。

一、各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員

#### 員 外 議 員

一、正議員たらざる中會所屬の教師

一、中會の決議に依り議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師

一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 協力ミッションの外國宣教師にして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉することを公

に誓約するものは中會の決議によりて員外議員となることを得。

第三款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず。

第四款 中會は定められたる時と處とに於て少くとも毎年一回定期會を開くべし中會は議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし。

第五款 臨時會は正議員六名(内三名は各異なりたる教會の長老たることを要す)連署して請求するとき又は大會の請求あるとき之を開くべし中會書記は少くとも開會十日前に各教會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項は執行することを得ず。

第六款 中會に於て別に滿數に關する規定なきときは正議員過半數を以て滿數とす。

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第八款 議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て新議長の選舉せらるるまで在職するものとす。

第九款 書記は教會の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各教會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して部内の各教會各傳道教會各教師に配附すべし。

第十款 中會は其の部内の教會教師試補並に其の直轄に屬する會員の名簿を調製して之を保管すべし。

第十一款 中會は大會に提出するために年報を作るべし年報には部内の教勢傳道及信仰生活の狀況教會の統計教師及教師試補の姓名教會の建設轉籍合併加入脱籍解散教師及教師試補の任職准允退職轉會加入退會



戒規の事故死去牧師の就職及解職其の他必要と認むる事項を記載すべし。

第十二款 定期中會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす。

但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

第二十五條 大會事務章程

第一款 大會は日本基督教會の最高機關にして教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し。

正 議 員

- 一、各教會の牧師
  - 一、宣教師 (各中會より二名以内)
  - 一、神學教師 (各神學校より二名以内)
  - 一、各教會より選出したる長老
- 但し聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得。
- 一、各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員
  - 一、大會常置委員會が、會て日本基督教會大會議長に擧げられ、特に功勞ある者を推薦し、當該大會出席議員三分の二以上の同意を得たる者

員 外 議 員

- 一、正議員たらざる教師
- 一、中會の決議により議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師
- 一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず。

第三款 大會は定められたる時と處とに於て毎年一回定期會を開くべし議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし。

第四款 臨時會は二箇以上の中會の請求あるとき之を開くべし大會書記は少くとも開會三十日前に各中會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項といへども出席議員三分の二之を可とするときは執行することを得。

第五款 大會は正議員の三分の一を以て滿數とす。

第六款 選出せられたる長老及傳道教會の委員は議長の許可を得て補員に其の席を讓ることを得。

一旦補員に席を讓りたるときは再び議席に着くことを得ず。

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得。

第八款 議長副議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て後任者の選舉せらるるまで在職するものとす

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各中會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して各教會各傳道教會各教師に配附すべし。

第十款 定期大會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

第二十六條 規則の改正

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開會三十日前に

提出すべし

但し差支あるときは豫め其旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開會三十日前に

提出すべし

但し差支あるときは豫め其旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。



各教會各傳道教會各教師に配附すべし但し日本基督教會の信仰の告白及憲法に牴觸する改正案は決して之を提出することを得ず。

六〇

## 日本基督教會諸條例

○日本基督教會大會常置委員規定

第一條 日本基督教會大會に於て議決したる事項の遂行及次期大會まで臨時の事務を處理せしむる目的を以て大會常置委員を置く。

第二條 大會常置委員は十一名とし、議長、副議長、書記の外八名を選挙す（昭和七年第四十六回大會改正）

第三條 大會常置委員は大會毎に左の事項を執行す。

(一) 前年度の教狀其の他の報告をなすこと。

(二) 大會費の豫算を作製し大會に提出すること。

(三) 豫じめ大會の議案を整理すること。

第四條 常置委員中缺員を生ずるときは委員に於て之を選挙し次の大會に報告す。

第五條 本規定は定期大會出席の議員過半数の賛成を得て變更改正することを得。

○日本基督教會傳道局條例

第一條 日本基督教會は廣く内外に傳道するの目的を以て日本基督教會傳道局を設置す。

第二條 日本基督教會は右の目的を達する爲に左の役員を選挙し本局事業の經營に當らしむ。

理事十二名（内理事長一名） 幹事若干名 會計一名

第三條 理事長は理事より互選し幹事會計は理事之を選任す。

第四條 理事の任期は二ヶ年とす但し大會毎に其の半数を改選す。

第五條 （昭和五年第四十四回大會にて削除）

第六條 理事中より常務理事若干名を互選し臨時緊要の事務を處理せしむ。

第七條 理事會は毎年二回開くものとす必要の場合臨時會合す。

第八條 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意あるときは之を變更修正することを得但し修正案は必ず少くも討論の前日に提出するを要す。

○日本基督教會財務局條例

第一條 本局は日本基督教會の財務に關する左の事項を處理す。

一、日本基督教會大會及各局、各部の豫算を査定し大會に提出する事。

二、日本基督教會各教會の負擔金及有志獻金を收集する事。

三、日本基督教會大會及各局各部の經費を支出し及其の收支を大會に報告すること。

四、以上の外大會の決議に基く財務に關する事項。

第二條 本局に左の役員及職員を置く

一、役員 理事十名 内理事長一名

二、職員 會計若干名 書記若干名

第三條 役員及職員の選任は左の手續による

一、理事は大會に於て之を選挙し理事長は理事中より互選す。

二、會計及書記は理事會に於て之を選任す。



三、理事の任期は一ケ年とす。

第四條 本條例の修正は大會出席議員三分の二以上の同意を要す。

○日本基督教會堂建築局規定

第一 目的 本局は日本基督教會堂建築の事業を協賛せんが爲め設立するものとす。

第二 資金 本局は其の目的を達せんが爲め五百口以上協賛員を募り一口に對し必要ある毎に壹圓宛出金せしむるものとし毎年二回迄募る事を得。

第三 協賛員 前項の協賛員は教會、傳道教會、團體、個人より募集するものとす。

第四 協賛金交付 日本基督教會中新たに會堂を建築せんとする教會傳道教會にして必要あるものに對しては其の計畫及現狀等を調査したる上本局委員會の決議を以て若干の協賛金を交付す。

第五 資金積立 協賛金を受領せる教會及篤志者より寄附金を積立て本局の基本金とす。

第六 委員 本局に五名の委員を置き一切の事務を取扱はしむ但し委員は大會毎に改選す再選妨げなし。

第七 特別委員 委員會は各中會に委員若干名を置き其の中會部内の協賛金募集の事務を掌らしむることを得。

第八 事務費 本局は協賛金の内より一ケ年五十圓迄の事務費を支出することを得。

第九 修正 本規定は定期大會出席議員過半数の賛成を以て改正することを得。

○日本基督教會教役者恩給扶助規則

第一章 資格

第一條 廿ケ年以上日本基督教會に於て忠實に其の職に膺りたる教師又は教師試補にして年齢六十歳以上に達し退職したる者は規定の手續を経て退職の翌月より恩給金を受くることを得。

第二條 憲法規則に従つて教師試補又は教師となり日本基督教會に於て忠實に其の職務を膺りたる教師又は教師試補の中途にして死去したる者の遺族は規定の手續を経て左記の割合により扶助金を受くることを得。

滿三十年以上のもの	甲種扶助料
同二十年以上のもの	乙種扶助料
同十年以上のもの	丙種扶助料
同一ケ年以上のもの	丁種扶助料

第三條 遺族とは前條死者の寡婦、寡婦あらざる時は長子又は長女にして丁年未滿の者を指す寡婦子女皆あらざる時と雖も死者の父又は母にして七十歳以上に達せるもの、在籍するときは之を遺族と稱す、但し遺族たる長子又は長女が丁年以上なるとき及父又は母が七十歳未滿なるときは一時金として甲乙丙丁の内該當する扶助金一ケ年分の金額を受くることを得。

第四條 教師及教師試補の服務年數は規則に従つて准允を受け又は就任したる時より起算す。

第五條 他教會より轉入せる教師又は教師試補の服務年數は其の轉入の時より起算す自ら退會し或は除名せられたる教師又は教師試補にして其後現職に復したる者の服務年數は之を其の復歸の時より起算す。

第六條 日本基督教會に關係ある外國ミッションに於て其の任用する教師又は傳道者に對し別に恩給扶助の方法を設くる時は之に任用せられたるものは此の規則により恩給扶助に與るを得ず。

但外國ミッションに於て支給する金額が本規定額に達せざる時は其不足分を補助することを得。

第二章 基金及資金

第七條 恩給扶助基金は日本基督教會の据置財産にして永久に保管すべきものなれば如何なる場合と雖も之



を流用し又は使用するを得ず。

但し基金若くは資金増加の目的を以て別に募集の方法を定むる事あるべし。

第八條 恩給扶助資金は右集金より出る利子並に特に之が爲め各教會より募集する寄附金より成るものとする  
第九條 恩給扶助金は附則の定むる所の標準によりて支拂ふべきものと雖も資金の増減に準し大會は其の標準を變更することあるべし。

第十條 恩給扶助資金に餘裕を生じたる時大會は決議により之を基金に繰入るることを得。

#### 第參章 會計委員

第十一條 大會は恩給扶助會計委員若干名を擧げ、恩給扶助基金、資金の保管募集並に出納に關する事務を處理せしむ。

第十二條 會計委員は大會指定の方法によりて基金を保管し、又は資格調査委員より適法の通知書を得たる時其の手續を経て支拂をなすべきものとす。

第十三條 恩給金及扶助金を受く可きもの豫期せるより多くして現在の資金を以てしてはその支拂に應じ難き場合、會計委員は一時その支拂を延期し置き、次期大會に其の事情を報告しその處置を請ふべし。  
但し右の場合に於て大會は其の不足金額を補足するため適當の方法により臨時募集する事あるべし。

第十四條 會計委員の任期は三ヶ年とす。

#### 第四章 調査委員

第十五條 大會は恩給金又は扶助金を受くべき者の資格調査及附帶事務を執らしむるため調査委員若干名を選擧すべし、又各中會に命じ同一の事務を執らしむるため調査委員若干名を選擧せしむべし。

第十六條 右中會調査委員は其中會部内に於て恩給金又は扶助金を受く可きものある時、十分調査を遂げ

資格充分と見做す時は、詳細なる報告書を作り、之を大會調査委員に推薦すべし、而して大會調査委員之に同意したる時は、中會委員よりの推薦書を添へ其の旨を會計委員に報告すべし。

第十七條 中央委員と中會委員との間に於て、若くは中央委員相互間に於てその意見を異にする場合に於ては、次期大會に其の事情を具申しその裁決を乞ふべし。

第十八條 會計委員及中央調査委員は大會毎にその執行せる事務の詳細なる報告書を提出すべし。  
第十九條 大會調査委員の任期は三ヶ年とす。  
但し中會調査委員の員數及任期は中會に於て適宜之を定めしむべし。

#### 第五章 規則改正

第二十條 此の規則は大會出席議員三分の二以上の同意ある時之を改正する事を得。

附則

第一條 恩給及扶助金は當分の内左の標準によりて支給するものとす。

一、恩給金	終身年金	參百圓
一、扶助金	甲種(三ヶ年)	參百圓
	乙種(同)	貳百圓
	丙種(同)	壹百五拾圓
	丁種(一時金)	壹百圓

○日本基督教會日曜學校局條例

第一條 名稱 日本基督教會日曜學校局。

第二條 目的 日本基督教會に屬する總ての日曜學校を統一し其の事業の發達進歩を圖るにあり。



第三條 事業

- 一、日曜學校教職の養成訓練。
- 二、日曜學校に關する雜誌の刊行圖書の出版教科書教具の選擇供給。
- 三、日曜學校事業の調査統計研究並に計畫施設。
- 四、個々の日曜學校に對する應援。

六六

第四條 組織

- 一、本局事務所を東京又は大阪に置く。
- 二、本局は理事十二名(内長一名)主事若干名、會計一名の役員を置きて事業を經營せしむ。
- 三、理事長は理事中より互選し主事會計は理事之を選定す。
- 四、理事の任期を二年とし大會に於て之を選挙す。
- 五、理事中常務理事若干名を互選し臨時緊急の事務を處理せしむ。
- 六、理事會は毎年二回開くものとす、但し都合に依り其の回數を増減することあるべし。
- 七、各中會の選挙したる日曜學校委員を本局評議員として本局事業經營上の協力を乞ふ事とす。

第五條 經費 本局の經費は大會に於て豫算を決議し各教會及傳道教會より徴收し尙ほ團體有志者より募集す。

第六條 修正 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時に修正變更する事を得但し修正案は討議の前日迄に提出すべきものとす。

○日本基督教會教師試驗條例

第一章 教師試験補試験

第一條 教師試験補試験は日本基督教會規則第七條第一款の規程によつて中會より擧げられたる委員之を執行す。

第二條 教師試験補志願者は左の資格の一を備ふる者たるべし。

- 一、認可神學校の本科を卒業したる者。
- 二、高等教育を受けたる者(若は之れと同等の學力ある者)にして、教職となるに必須の神學科目を研究したる者。

第三條 教師試験補志願者は受験願書、履歷書及會員としての資格に關する所屬教會の證明書を試験委員長宛に差出すべし。

第四條 教師試験補志願者は所屬教會の屬する中會に於て試験を受くべきものとす。

第五條 試験委員は志願者に對し左の試験を爲すべし。

- 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由。
- 二、日本基督教會の信仰告白。
- 三、日本基督教會の歴史及政治。

四、聖書緒論

五、聖書釋義

六、聖書神學

七、基督教會史

八、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし。必要と認むる時は説教を爲さしむべし)

第六條 試験委員は、認可神學校の本科を卒業せる者にして、當該學校教授會の推薦證明せる者に對し、前條四以下の試験の一部又は全部を省略することを得。

六七



條七條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし。

六八

第貳章 教師 試験

第八條 教師試験は日本基督教會規則第八條第一款の規定によつて、大會より擧げられたる委員之を執行す  
第九條 教師志願者は日本基督教會規則第七條より准允を受け、教師試験補として二箇年以上専ら實地傳道に從事し、かつ所屬中會部内の教師二名より推薦せられたるものたるべし。

第十條 教師志願者は受験願書履歴書及推薦書を試験委員長宛に差出すべし。  
第十一條 試験委員は教師志願者に對し左の試験を爲すべし。

- 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由。
- 二、日本基督教會の信仰告白。
- 三、系統神學(教義學、辯證學、倫理學の三部門の一つに屬する題を指定し、三ヶ月以上の時間を與へて論文を提出せしめ、かつ三部門に涉りて口頭試験を爲すべし)

四、聖書神學。

五、聖書釋義(聖書緒論を含む)

六、基督教教理史。

七、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし)

第十二條 教師志願者は前條第一項、第二項を除くの外任意の科目を選んで數回に受験することを得此の場合には、受験願書の提出と同時に志望科目を指定して届け出で、豫め試験委員長の認可を受くべし。

第十三條 試験委員は准允を受けてより十五年以上引續き實地傳道に從事する者にして、教會の牧師として招聘を受ける者、又は十五年以上引續き實地傳道に從事する者にして、傳道上功績顯著なるの故を以て

所屬中會より特に推薦せられたる者に對し、第十一條三以下の試験の一部又は全部を省略することを得

第十四條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし。

第十五條 本條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時は之を修正する事を得。

○日本基督教會教育局條例

第一條 本局を日本基督教會教育局と稱す。

第二條 本局は基督教主義各種教育事業の進歩發展を圖るを以て目的とし主として左の事務を掌理す。

- 一、日本基督教會に直接若くは間接の關係ある各種學校の加盟を勧誘すること。
- 二、加盟學校の状況を調査報告し及び必要なる内外の資料を集配攻究すること。
- 三、加盟學校と文部省其他との間に在る共通の關係問題を考慮し其交渉、連絡、統一に努むること。
- 四、基督教主義教員養成の途を開き及び紹介の依頼に應ずること。
- 五、以上の經過、成績、計畫等は及ぶ限り詳細に毎年日本基督教會定期大會に報告すること。
- 六、必要の場合には各學校の資金募集の協議にも與かり其の計畫を援助すること。
- 七、奨學金制度を設定し及び給費生の補助的監督をなすこと。

第三條 本局は大會の選出せる理事七名を以て組織し其任期は三年とす。

理事會は有給の幹事及書記を置くことを得。

第四條 本局の經費は左の三種の收入を以て支辨す。

- 一、大會よりの割當金。
- 二、加盟學校よりの會費。
- 三、有志家よりの寄附金。

六九



第五條 本規定の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要するものとす。

○日本基督教會社會局條例

第一條 本局を日本基督教會社會局と稱す。

第二條 本局は日本基督教會關係の各種社會事業團體及び其關係者の聯絡統一進歩發達を圖ると共に一般社會事業の調査報告及び内外の必要なる資料の蒐集研究等を以て其目的とす。

第三條 本局に大會の選出せる理事五名を置き局務に當らしむ、理事の任期は一ケ年とす但再選を妨げず。

第四條 本局の經費は大會より支給及び有志の寄附金を以て之に充當す。

第五條 本條例の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要す。

○東京中會傳道部規程 (昭和九年四月十一日第四十八回定期中會決定)

第一條 東京中會傳道部は部内に於ける傳道經營に任するものとす。

第二條 傳道部委員は中會常置委員を以て之に當らしむ。

第三條 傳道部は毎年所要の豫算を編成し定期中會の協賛を求むべし。

第四條 傳道部事務所を東京に置く。

第五條 本規程の改廢は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成あるを要す。

○浪速中會傳道部規定 (一九二八年四月十二日第五十一回定期中會に於て決定)

第一條 浪速中會部内に於ける傳道教會及傳道所を管理、經營し且つ部内に傳道せんが爲浪速中會傳道部を設置す。

第二條 當部に左の委員を擧げて之が管理經營に當らしむ。

委員十二名(教師七名長老五名)とし内常置委員五名を互選して其の事務を掌らしむ

常置委員中に委員長一名書記一名會計一名を置く。

第三條 當部の事務所を當分大阪市北區常安町大阪北教會内に置く。

第四條 本規定は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成を得たる時は之を改廢することを得

附記 一九三四年四月四日第五十七回定期中會は委員には原則として中會議長並に書記を加ふとの決議をなせり。

○東北中會傳道局條例

第一條 東北中會は部内諸教會の充實發達を計り獨立自給の精神を盛にし其の實を擧げんがため東北中會傳道局を設置す。

第二條 東北中會は第一條の目的を達するため理事六名を選擧し常置委員會との聯絡を保ちて本局事業の經營に當らしむ。

第三條 理事長及び書記兼會計を理事中より互選す。

第四條 理事の任期を二ケ年とし中會毎に其半數を改選す。

第五條 理事會は毎年二回之を開き必要の時は臨時開會す。

第六條 本局の事業並に理事會に要する費用は中會の支出並に各教會及び贊助員の寄附金を以て之に充つ

第七條 本條例は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成あるときは變更修正することを得。

○山陽中會傳道局條例 昭和七年四月決議

第一條 本局を山陽中會傳道局と稱す。

第二條 本局は傳道教會の獨立、各教會の充實、擴張及新傳道地の開拓を以て目的とす。

第三條 中會は三名の委員を選擧し(議長、書記の外)前條の目的を達成する爲に諸般の事を協議實行せし



む。委員の任期は一年とす。

第四條 局務を執行する爲に委員長、書記、會計を互選によりて定む。但必要に應じ補助書記、補助會計を委員外より選任する事を得。

第五條 委員會は中會開期に於て開く。但必要の際に臨時委員會を開く事を得。

第六條 委員會は年度終了後十日以内に事業の経過及び會計の收支決算を中會常置委員會に提出する事。

第七條 委員會は毎年中會開期に於て事業の計畫を樹て豫算を作成し之を中會に提出する事。

第八條 本局の經費は中會費の比率による各教會傳道教會並に傳道所の割賦金、及び個人献金、日曜學校、婦人會、青年會、其他の献金を以て支辨す。

第九條 本條例は議員三分の二の賛成によりて改正する事を得。

○北海道中會傳道局規定

一、北海道中會部内に傳道事業を經營するため北海道中會傳道局を設置す。

二、北海道中會は右の目的を達成するため理事五名（教師三名、長老二名）を選舉し理事會を組織せしめ事業の經營に當らしむ。

三、理事會は理事中より理事長一名會計一名書記一名を互選すべし。

四、理事の任期は二ケ年とし中會毎に其半数を改選す。

五、理事會を助け事業の經營を援助するため評議員若干名を置く。評議員は各教會及傳道教會の主任者並各教會の小會及傳道教會の委員會より推薦せられたる一名宛の長老或は執事又は委員とす。

六、本局の事業資金は各教會各傳道教會又は有志團體個人其他の寄附による。

七、本規定は定期中會出席議員の過半数の賛成を得て變更することを得。

○滿洲中會傳道局假規程

1、名稱 日本基督教會滿洲中會傳道局

2、位置 滿洲中會事務所内（大連市沙河口霞町一六 高橋一男方）

3、目的 中會の教勢擴張及強化

4、事業 イ、未着手地方の開拓傳道  
ロ、部内諸教會の應援  
ハ、其他傳道上諸般の事業

5、役員 每年中會に於て選出せらるゝ委員七名局務に當る但し事務遂行のため委員長、書記、會計の三名を互選

6、資金 傳道資金及局經費は毎年豫算を計上、部内教會員有志より募金

7、報告 隔月位に局報刊行、關係方面に配布

○北長老ミツシヨンの協調申合

大會は二個以上の中會に跨りて傳道せんとするミツシヨンの傳道事業につきて、實際的一般計畫を立つるために、議長指名を以て委員八名を擧げ、ミツシヨンの協調實行案を作製して關係中會をして其實行に着手せしむること。

一、ミツシヨンの傳道事業を行ふべき中會及び傳道地の決定

二、傳道事業の種類及び計畫の決定

三、豫算の決定

四、宣教師の傳道の準備及び其の任地の推奨



○米國リフォードミツションと鎮西中會との協調規定

七四

(A)鎮西中會對米國リフォード・ミツション協調規約

リフォード・ミツションは鎮西中會と共に左の規約に基き九州に於ける傳道事業を實施し且日本基督教會發展の爲めに力を盡すこと。

第一條 宣教師は日本基督教會の信仰告白、憲法規則を誠實に受容るゝこと

第二條 ミツションに屬して傳道に従事する者は日本基督教會の教師又は教師試補たること

第三條 ミツション傳道所の會員は日本基督教會に屬せしむること

但將來教會又は傳道教會を建設せんとする場合に於て、中會に申請すべきこと

第四條 ミツションの傳道に因り受洗せんとする者あるときは其附近の日本基督教會に其手續を爲し又は宣

教師之に洗禮を施して其名簿を中會に提出すべきこと

第五條 中會及びミツションは夫々四人の委員を擧げて協調委員會を組織し、時宜に應じて委員會を開き別

に定むる規定に基き事業の實施に當ること

第六條 宣教師は中會の推薦に因り中會に於て員外議員たり得ること

第七條 ミツションは毎年一回其傳道事業の教狀を中會に報告すること

第八條 本契約は中會及ミツションの合議に因り大會の承認を経て改廢することを得。

(B)協調委員規定

一、本會は鎮西中會、對米國リフォードミツション協調規約に基き傳道の實施に當るを以て目的とす

二、委員の任期は二ケ年とし定期中會より始まり毎年其半數を改選するものとす

三、本會は其議長及び書記、會計若干名を互選す



四、本會の議事、日本文及び英文を以て記録し且之を保存す

五、本會は少くとも年一回之を開催することを要す

六、本會は左の事項を實行す

第一、豫算案の作成

第二、ミツションより本會に提出する資金の運用

第三、管轄各教會に對する宣教師の擔任部署の決定

第四、傳道開始地の決定及び閉鎖

第五、傳道者の招聘及び解職其他の異動

第六、傳道教會の設立及び解散に關する事項

第七、謝金手當恩給等の決定

第八、會計の検査

第九、神學生夏季傳道の配置

第十、大會出席者の決定

第十一、月報の様式決定

第十二、其他必要な事項

七、本會は毎年中會及びミツションに對し文書を以て左の事項を報告す

第一、本會所管の傳道狀態及び一年間の主要なる決議

第二、前年度の決算

第三、次年度の豫算案

七五



第四、其他必要なる事項

八、本會は左の事項に關しては其責に任ぜず

第一、宣教師の補助者の任免

但男子補助者の任免に就ては豫め本會に諮ること、婦人補助者の任免に就ては豫め所在地の日本基督

教會主任者に諮ること

第二、宣教師單獨の一般傳道事業

第三、ミツシヨンの所有する傳道用不動産の管理

但前項各號に關しミツシヨンに對し意見を述べ且擔任宣教師の職務遂行に就て注意することを得

九、本協定は鎮西中會及びミツシヨンの合議に因り之を改廢することを得

○日本基督教會教職會規則

第一條 本會は日本基督教會教職會と稱す。

第二條 本會は會員相互の友誼を厚ふし智徳を進め緩急相扶くるものとす。

第三條 本會は日本基督教會に屬する凡ての教職を以て會員とす。

第四條 本會の目的を贊助し年額金拾圓以上を寄附する者を贊助員とす、贊助員は總會に於て員外議員とな

第五條 本會一般の會務を處理する爲めに委員十三名を總會に於て選舉す。委員の任期は二ヶ年とし總會毎

第六條 本會の總會は日本基督教會大會の時期之れを開く。

第七條 本會は其の目的を達せんが爲めに左の二部を置く。

イ、修養部 毎年一回修養會を開き祈禱、講演、親睦を爲す。

ロ、共済部 會員の傷死死亡並に會員の妻の死亡に際して共済金を贈呈す。

第八條 本會の収入總額三分の一を修養部に三分の二を共済部に用ふ。

會費は日本基督教會の教師又は教師候補としての一定の収入の千分の二、五とす。

但住宅料を支給せらるゝものは其額を、住宅を支給せらるゝものは金貳拾圓を本給に加算して會費納入率を算出す。

尙三十年以上日本基督教會の教職にありて退隱したる會員は爾後其の會費を免除することを得。

第九條 會費の納入は月額金參圓以上の者は毎月其他は便宜上其額金參圓に達する場合集金郵便の方法を以てす。

會費年額少くとも金貳圓以上たるを要す。

第十條 本給の査定は前年十二月末日現在に由る。會員各自之れを本會に通告するを要す。

第十一條 會員中一年以上の會費滞納者にして三回以上督促せらるゝも會費を納付せざるものは共済金を受

第十二條 會員の身上若しくは會員の妻に事故ある時に情報委員及事情を知れる會員より直ちに本會に通知

第十三條 共済金の贈呈は左の如くに規定す。

一、會員の死亡に際してはその遺族に金貳拾五圓を贈呈す。

二、會員にして一ヶ月以上の疾病の爲めに臥床する者には左の率を以て贈呈す。



第一回 (第一ヶ月目) 金拾圓

第二回 (第二ヶ月目) 金拾五圓

第三回 (第三ヶ月目) 金貳拾圓

第四回 (第四ヶ月目) 金拾五圓

第五回目より委員会の決定に従ひ相當の額を贈呈することあるべし。  
三、會員にして三週間以上の治療を要する外科手術を受けたるものと委員に於て認定せられたる者は金貳拾五圓を贈呈す。

四、會員の妻死亡の際は金拾五圓を贈呈す。

五、本會に入會して六ヶ月以上を經過したる會員にあらざれば原則として共済金を受くることを得ず。

六、本會則は總會に於て出席者三分の二以上の同意を以て修正することを得。

○日本基督教會全國聯合婦人會規約

第一名 稱 本會は日本基督教會全國聯合婦人會と稱す

第二 事務所 本會は本部事務所を東京に置き必要の地に支部事務所を置く

第三 目的 本會は日本基督教會各婦人會協力一致して傳道し神國建設のため奉仕するを以て目的とす

第四 事業 本會は其目的を達成するため諸般の計畫をたて之を實行す

第五 組織 本會は日本基督教會各中會聯合婦人會を以て組織す、但しいまだ中會聯合婦人會の組織成らざる地方に在つては各個教會婦人會直接加盟する事を得

第六 經費 本會の經費は各婦人會の會費及び團體並に個人の贊助金を以て之に充つ、會費は一個婦

人會毎に年額五十錢以上とし各中會聯合婦人會は其附屬婦人會の會費を纏めて本會に納む

第七 總會 本會は毎年日本基督教會大會前後に總會を開き諸報告をなし議事の審議役員の選舉を行ふ

第八 代議員 總會に出席すべき代議員は各中會聯合婦人會の代表者二名及各個人婦人會の代表者一名とす

第九 役員 本會に會長一名副會長二名理事若干名を置く、會長副會長理事は總會に於て之を選舉し其任期を二ケ年とす

第十 理事會 本會は會長副會長理事各中會聯合婦人會委員長を以て理事會を組織し事業の經營其他事務を處理せしむ

第十一 常務理事 理事中より理事長書記會計及常務理事若干名を互選し常務理事會を組織し臨時緊要事務を執行せしむ

第十二 會報 本會は會報を發行して日本基督教會各婦人會に配布す

第十三 修正 本規約は總會に於て出席代議員三分の二以上の同意ある時之を修正する事を得



### 宗教の宣布に關する諸届願書式例

宣 教 届 (卅二年内務省令四一號一條) (同年社寺局通秘甲二九四號)

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(從前ヨリ宗教ノ宣) 別紙歴履書相添左記事項ヲ具シ此段御届申上候也  
一、宗教ノ名稱

宗教 基督教

宗派 日本基督教會

二、布教ノ方法

何府縣市郡町村何番地所在教會堂(信徒其ノ他ノ住宅ヲ假會堂ニ充ツ)ニ於テ何々教會信徒並一般會衆ト共ニ

毎日曜日及毎何曜日其ノ他隨時ニ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依

リ布教ヲ爲ス

(布教ノ助ケトシテ雜誌又ハ新聞ノ類ヲ發行シ若ハ通信傳道ヲ爲ス場合ニハ其ノ旨ヲ詳記スルコト)

年 月 日

何 誰

長官(知事)宛二通又ハ三通)

年 月 日 誰 日生

履 歴 書 (卅二年内務省令四一號一條一項) (同年社寺局通秘甲二九四號)

本籍 何府縣市郡町村何番地平民(華、土、族)  
住所 何府縣市郡町村何番地戸主(何々誰々)

日本基督教會教師(宣教師又ハ教師試補)

何

年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
學 歴	職 業	賞 罰	何々	何々	何々
何々	何々	何々	何々	何々	何々

右ノ通相違無之候也

右



教會堂設立願

(廿二年内務省令四一號二條  
同年社寺局通移甲二九四號)

今般日本基督教會何々教會(何々傳道教會又ハ)會堂設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御願申上候也

一、設立ヲ要スル理由

今般設立ヲ願出ルニ至リタル何々教會ハ日本基督教會信徒ニシテ從來各自最寄ノ教會ニ屬シ其ノ教會堂ニ於テ禮拜ヲ爲シ來リタル處近時本會堂建設地ヲ中心トシテ在住スル者何名ニ達シ尙漸次其ノ數増加スヘキ見込ヲ有スルニ至リタルヲ以テ協議ノ上本教會堂所在地ヲトシ新タニ會堂ヲ建築シ以テ禮拜ヲ行ヒ併テ布教セントスルモノナリ(在來ノ建物ヲ利用スル場合ニハ前略「本教會堂所在地ヲトシ在來ノ建物ヲ買入レ(又)尙本教會ト同教派ニ屬スル既設教會ニシテ本教會ト最近距離ノモノノ所在地、名稱及其ノ距離左ノ如シ

教會名	所在地	距離

二、設置ヲ終ルヘキ期限

御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ起工シ何年何月何日竣工ノ豫定(御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ建物修理着手何年何月何日竣工ノ豫定)

三、名稱

日本基督教會何教會ト稱ス

所在地

何府縣市郡町村字番地

敷地

宅地 何坪(畑又ハ田何段何畝何歩)

所有者 住所氏名(借地ノ場合ハ所有主ノ承諾書寫添付)

建築物 別紙敷地ニ對スル配置圖、平面圖、正面圖、側面圖、斷面圖及寫眞

教會堂 何造何葺何階建(又ハ平家)何棟

此建坪何拾何坪外ニ貳階(又ハ參階)何坪

内譯禮拜場 何室 何階 何坪

祈禱室 何室 何階 何坪

牧師室 何室 何階 何坪

講堂 何室 何階 何坪

圖書室 何室 何階 何坪

何室 何室 何階 何坪



牧師館 何造何葺何階建(又ハ平家) 何棟

此建坪何坪貳階何坪 何々 何造何葺平家(又ハ何階建) 何棟

此建坪何坪何々

所有者 住所氏名(借家ノ場合敷地ト同シ)

四、宗教ノ名稱

宗教 基督教

宗派 日本基督教會

五、管理及維持ノ方法

本教會(本傳道教會)又ハ(別冊)ニ基キ一箇ノ自治團體トシテ以下記載スル方法

機關ニ依リ管理及維持セラル

一、本教會ハ其ノ總會ニ於テ牧師(主任者)長老及執事(傳道教會又ハ傳道所ニ在リテハ「委員」以下倣之)ヲ選舉ス(別冊何頁何條參看)

長老及執事ハ牧師ヲ輔ケテ教會ノ事ヲ掌ル其ノ實行機關ハ牧師及長老ヲ以テ組織セラレタル小會(傳道教會又ハ傳道所ハ「主任者委員」(別冊何頁何條參看)並執事之ヲ管掌ス。小會又ハ小會ニテ選ハレタルヲ以テ組織セラレタル委員會)

長老ハ教會ヲ代表ス但シ管理者ハ長老ノ中ヨリ互選ス

二、會堂建設費用並教會ノ維持費ハ小會ニ於テ決定シタル豫算案ヲ本教會總會ニ附議シ其ノ決議ニ基キ本教會信徒其ノ他ノ任意若ハ定時寄附ニ依リ支辨支持セラル

(ロ) 教會信徒、志道者等ヨリ信仰ニ關スル質問ニ應答センカ爲豫メ別紙ノ如キ各種ノトラクトヲ準備シ  
布教傳道ヲ爲ス  
年 月 日

住所 何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教師又ハ)  
教師(試補)

何 誰  
年 月 日生

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

宣教廢止届 (廿二年內務省令第四一號一條三項)

私儀從來何市區町村番地所在何々教會ニ於テ宗教ノ宣布ニ從事致居候處年月日廢止候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教師又ハ)  
教師(試補)

何 誰  
年 月 日生

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)



宣教者住所（居所）移轉届（廿二年内務省令四一號四條一項）

私儀何々何番地ニ居住候處何年何月何日左記肩書ノ地ニ移轉候ニ付此段御届申上候也  
年 月 日

何府縣市郡町村何番地  
日本基督教會何々教會

牧師（宣教々師又ハ）  
教師（教師試補）

何 誰  
年 月 日生

長官（知事）宛

（二通又ハ三通）

擔當布教者變更（増加）届（廿二年内務省令四一號四三條）

何々教會擔當布教者ハ牧師何誰ニ有之候處同人ハ何年何月何日辭任申出候ニ付日本基督教會規則第九條ニ依  
リ教師何誰ヲ後任牧師ニ招聘致候間別紙履歷書添付此段及御届候也  
年 月 日

何府縣市郡町村何番地

建設費豫算ノ總額金何程  
維持費豫算ノ總額何年度全壹ケ年分金何程

六、擔當布教者ノ資格及選定方法

一、資 格

日本基督教會規則第八條（教師試補ノ場合）ニ依リ教師（又ハ「教」ノ資格ヲ具備スル者

二、選定方法

日本基督教會規則第九條及第十條ニ依リ何年何月何日教會ハ臨時（又ハ「定期」）總會ヲ開キ教師何誰ヲ  
牧師トシテ招聘スルコトヲ決議シ何々中會ヨリ遣ハサレタル委員ニ依リ就職式ヲ執行シタリ（場合ニハ前  
略「第九條ニ準シ何年何月何日中略教師試補何  
誰ヲ布教主任者トシテ招聘スルコトヲ決議ス」）  
年 月 日

本籍 何府縣市郡町村何番地 士族（華族又ハ平民）  
住所 何府縣市郡町村何番地 戶主（戶主何誰何々）  
官吏（又ハ何々業）

日本基督教會何々教會設立者（又ハ管理者）  
何 誰  
年 月 日生

長官（知事）宛

（二通又ハ三通）



(廿二年内務省令四一號二條)  
同年社寺局通秘甲二九四號

別紙擔當布教者ノ履歷書差出申候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)

何

誰

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

(履歷書又ハ宣教届添付ノ分ト同シ)

宣教ニ關スル事項變更届 (廿二年内務省令  
四一號四條一項)

宣教ニ關シ何年何月何日御届申上候處ノ事項中左ノ通變更致候間此段御届申上候也

一、布教ノ方法

從來會堂ニ於テ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依リ布教ヲ爲シ來リ  
タル處今般布教ノ一助トシテ

(イ)別冊(又ハ別紙)「何々」ト題スル「何」刊雜誌(又ハ新聞)ヲ發行シ之ヲ教會信徒其ノ他一般志道  
者(又ハ購讀希望者)ニ實費配布ス

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地

何

誰

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

増加届ノ場合ニハ

(前略)者ハ何誰一人ニ有之候處今般副牧師(又ハ傳道補助者)トシテ教師(又ハ教師試補)何誰ヲ増加招聘致候間云

々(下略)ト記載スルモノトス

教會設立ニ關スル事項變更届 (廿二年内務省令第四一號四條二項)

何々教會設立ノ儀何年何月何日御許可相成居候處右設立願書記載ノ事項中左ノ通變更致度候間御許可被成下  
度此段御願申上候也

一、何々

何々

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地



何

九〇 誰

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

所在地又ハ建物ヲ變更セントスル場合ニハ移轉又ハ竣工ノ期限ヲ記入スルモノトス  
又會堂ノ改築、移築増築及所在地變更等ノ場合ニハ圖面ヲ添附スルモノトス

教會堂移轉(廢止)届 (廿二年內務省令四一號四條三項)

何々教會ヲ何府縣市郡町村何番地ニ設置致居候處明治三十二年內務省令第四十一號第四條第二項ニ依リ何年  
何月何日變更許可ノ指令ヲ受ケ何年何月何日何番地ニ移轉致候間此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地  
日本基督教會何々教會設立者(又ハ代表者)  
何府縣市郡町村何番地

何

誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

廢止届ノ場合ニハ「前略設置致居候處(何々ノ事由)ニ因リ何年何月何日廢止致候間此段云々」ト記載ス  
ルモノトス

信徒員數届 (明治卅二年內務省令第四一號第五條)

- 一、所在地
- 一、宗教ノ名稱
- 一、教會ノ名稱
- 一、信徒員數

男 人  
女 人

計 人 但何年十二月三十一日調

右之通相違無之候明治三十八年十二月二十五日內務省令第二十三號ニ依リ此段及御届候也  
右何々教會管理者(擔當布教者)

年 月 日

何

誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)



#### 第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と 同加入手續其他に關する説明

九二

##### 日本基督教會維持財團寄附行爲

(大正十五年三月三日附改正  
認可指今同月三十日接受)

第一條 本財團は日本基督教會維持財團と稱す。

第二條 本財團は事務所を東京市赤坂區新町四丁目參番地に置く。

第三條 本財團の目的は日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並に同教會所屬諸教會が基督  
教を内外に宣布し基督主義の教育慈善救濟出版の事業に要する土地建物資金其他の財産を所有し借有し  
處理するに在り。

第四條 本財團の資産は左の三種より成る。

- 一、基本財産
- 二、特別財産
- 三、通常財産

第五條 前條の基本財産とは本寄附行爲に依り植村正久の寄附したる別紙財産目録記載の財産及將來基本財  
産として寄附若くは編入せらるる財産を謂ひ特別財産とは將來使用の目的を指定して寄附又は編入せら  
るる財産及其果實を謂ひ通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せざる寄附の財産及基本財産又は  
通常財産より生ずる果實及他の雜收入を謂ふ但第十二條に依り公課金其他の費用を負擔する當該教會に  
使用する特別財産より生じたる果實は特別財産に編入せず當該教會に交付することを得。

第六條 本財團は本財團の目的に反する條件又は其目的に従て維持し又は使用し難き條件を附せられたる寄  
附は一切受くることを得ず。

第七條 本財團の資産は最も安全なる方法に於て管理し殊に金錢は堅實なる銀行に利子預を爲し又は確實な  
る有價證券に替へ保管し而して本財團の目的以外に之を處分することを許さず。

第八條 本財團の目的の爲め已むを得ざる必要ありて基本財産又は特別財産を處分するには理事三分の二以  
上の同意に依り日本基督教會大會の承認を受けるを要す其日本基督教會所屬教會に於て現に使用しある  
特別財産を處分する場合には尙當該教會の總會の承認を受けることを要す。

第九條 本財團の所有する土地建物が不用となりたるときは損失を免れんが爲めに之を他人に賃貸し其益金  
を本財團の通常財産に編入することを得。

第十條 本財團の資産の管理維持其他の諸經費は本寄附行爲に別段の規定あるものの外本財團の通常財産を  
以て之を支辨す。  
通常財産に剩餘あるときは理事の決議に依り基本財産又は特別財産に編入し又は翌年度に繰越すること  
を得。

九三



第十一條 本財團の特別財産を使用せる教會が將來政府の許可を得て法人を設立したるときは本財團は其財産を該法人に寄附すべし但此場合日本基督教會の憲法及規則に従て開かれたる該教會の總會の議決に依る請求あるを要す。

第十二條 基本財産若くは特別財産たる土地建物を日本基督教會並に同教會所屬教會の用に供したる場合に當該教會の管理人をして之を管理せしめ且該土地又は建物に對する租税公課其他必要の費用は現に該物件を使用する日本基督教會又同教會所屬教會の管理人の申込に依り之を負擔せしむることを得。

役員

第十三條 本財團に理事拾貳名を置き理事會を組織す内一名は日本基督教會傳道局理事長を以て員を備ふ。

第十四條 理事は日本基督教會定期大會に於て選任す。

第十五條 理事の任期は五年とす但日本基督教會傳道局理事長にして理事たる者の任期は之を定めず。

第十六條 日本基督教會所屬教會の正會員は理事に選任せらるる權を有す。

第十七條 理事が日本基督教會の正會員たる資格止みたるときは同時に退任したるものとす。

第十八條 理事の業務執行上又は一身上不都合の行爲あるとき又は業務を行ふ能はざる状況にあるときは日本基督教會大會の決議を以て之を解任することを得。

第十九條 理事が死亡其他の原因に依り退任し缺員を生したるときは次の日本基督教會定期大會に於て補缺理事を選挙す但遲滯の爲め損害を生ずるの虞あるときは殘存する理事に於て次の定期大會まで補缺理事を指名す。

第二十條 補缺理事は前任理事の殘任期間在任す。

第二十一條 理事の任期滿了するときは其年の日本基督教會定期大會に於て理事選挙會を開き第二十四條の

理事候補者中に就き新任すべき理事を選挙す。

第二十二條 理事選挙會は大會議長之を召集し且之を整理す。

第二十三條 選挙は連記票を用ひ有効投票の比較多數を得たるを以て當選者と爲す得票の數同じき者は更に投票して其當選を決す。

其他投票の施行は大會の決議したる方法に依る。

第二十四條 理事は理事を選挙すべき年の日本基督教會定期大會の開期前理事候補者を指定し大會議長に報告す但理事候補者の數は選挙すべき理事の員數の倍數とす。

理事が候補者を指定せざる場合には大會議長理事候補者を指名す大會議長は大會の初日に於て理事選挙日を定め候補者の氏名と共に之を大會議員に報告す。

第二十五條 理事は本寄附行爲の趣意に従ひ本財團一切の事務を處理す。

理事が本財團の事務を處理するには理事會の決議に依る。

理事會は理事三名以上出席する時は開會することを得但其決議は理事七名以上の同意を得るに非ざれば其効力を生ぜず。

第二十六條 理事は五選を以て理事長書記理事會計理事各一名を定む。

第二十七條 理事長は外部に對し本財團を代表し理事會の議長と爲る理事長差支あるときは他の理事之を代理す。

其他理事長書記理事會計理事の職務及代理の順序は理事會の決議を以て別に之を定む。

第二十八條 理事會は事務執行の爲め少くとも毎年二回會議を開く。

理事長の意見又は理事三名の請求に依り何時にても臨時理事會を開くことを得。



解散

第二十九條 本財團は理事全員の四分の三以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を得て解散することを得。

第三十條 本財團解散の場合には其財産は左の如く處分す。

- 一、特別財産は寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附す。
- 二、其他の財産は本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附す但日本基督教會大會の承認を要す。

改正

第三十一條 本寄附行為は理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認あるときは主務官廳の認可を経て之を變更することを得。

附則

第三十二條 本財團設立の際理事就任に至るまでは理事の業務は設立者之を行ふ。

第三十三條 本財團は直接に布教、教育、慈善、出版の事業を爲すものにあらず。

本財團は日本帝國外に在る如何なる團體とも法律上何等の關係を有せず又日本帝國に於ける他の宗教的團體若くは營利を目的とする團體とも法律上何等の關係を有せず。

第三十四條 本財團に依り土地建物其他の財産を維持せらるべき日本基督教會所屬教會の擔當布教者の資格は中學校卒業以上の學力を有し日本基督教會規則に依り教師の任職式を受けたるものなることを要す。

第三十五條 本寄附行為に規定する日本基督教會大會は日本基督教會規則の定むる所に從ひ開催するものとす。

第三十六條 本財團設立の際に限り設立者は左の貳拾名を最初の理事に指定す但其の任期は法人設立許可の日に始まり任期満了の年の日本基督教會定期大會を以て終る以下各理事住所氏名略す。  
(大正十三年十一月二十一日設立認可)

日本基督教會維持財團

日本基督教會維持財團加入手續

其他に關する説明書

一、目的

我日本基督教會維持財團の目的は日本基督教會維持財團寄附行為(以下單に寄附行為と云)第三條に規定せらるる通日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並同教會所屬各個の教會が福音の宣傳と基督教主義の教育慈善出版の事業等を爲すに要する土地、建物、資金、其他の財産を所有し又借り受けて之を處理するにあります各教會の中には既に單獨で財團法人となつて居る向もありませんが其れは甚だ少數で其の大部分の教會は未だ財團法人となつて居りませぬ從て教會所有の財産(會堂及會堂の敷地其他の動産又は不動産)は各其の教會が長老、委員、其他の中より假りに代表者を設け其の代表者一個人の所有名義となつて居りますので萬一の場合其れが保争の



種とならむとも限りませぬ之畢竟教會が法律上認められたる一個の公法人となつて居らぬ結果已むを得ぬ便宜の處置で萬一にも過ちは無い譯でありませうけれども若し其の財産の所有名義人が死去せし場合には其の財産は一個人の所有名義になつて居るが爲めに法律上當然其の家督相續人たる者(全く教會に無關係の者或は有關係者ても教會で名義人として選び)の所有に歸する事となるので其處に思ひ設けざる係争問題を惹起す様な場合が生ぜぬとも限りませぬ其處で此の不安を無くする爲めには教會が其の所有財産を當日本基督教會維持財團なる公法人に寄附して之をその所有主となし置くならば當に前述の如き不安を除き得るのみならず斷じて其の禍根莫からしむる譯であります畢竟教會の如き公共的共同團體の財産は之を一個の公法人となして其の財産の安固を確保する事が社會公益上最も必要な事であるけれども各個の教會が悉く單獨にて財團法人たらしむ事は各教會に取ても將又主務官廳に於ても其の手續頗る煩に堪えざるを以て其の取扱手續の簡捷と便宜とよりして茲に本財團の組織を許可されたので主務官廳に於ては寧ろ個々の財團設立を避くる方針で各教會の財産を此の一個の法人に依て管理せしむる事となつた譯であります。

故に全國に於ける我日本基督教會に屬する各個の教會にして未だ單獨にて法人となり居らぬ各教會は此の際速かに本財團に加入せられ各教會の所有せる財産を使用の目的を指定して本財團に寄附せらるれば本財團は寄附行爲第五條により之を特別財産として所有し管理するので要するに此の寄附行爲は一の信託行爲とも見らるゝのであります。

二、資 産

本財團には基本財産があります(寄附行爲第五條參看)之は今迄假りに植村正久氏個人所有名義になつて居りましたが此度財團が成立したので植村正久氏の寄附といふ形式を以て本財團の基本財産に編入せられたのであります次に特別財産とは各教會が其の使用の目的を指定して本財團に寄附せらるる財産と其の果實(財産より生ずる地代、利)を申します。又通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せぬ寄附の財産(財務局へ毎月送らるる大關學校局費、恩給扶助部費、會堂建築局費、並是等諸費)其の他雜收入などを申します。

然し各教會より其の所有の不動産其の他の財産を特別財産として本財團に寄附せらるる場合本財團の目的に反する條件や其の目的に従て維持し又は使用し難い條件を附せらるる寄附財産は一切之を受ける事が出来ぬのでありますけれど此の規定(寄附行爲第六條參看)に抵觸せず特別財産として寄附を受けた財産は寄附者が寄附の際指定せらるる條件や目的を尊重して管理するのであります。以下寄附申出(加入の意)に附ての例を示します。

(第一例) 寄附申出書

三錢收  
入印紙

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在  
一、宅地 壹千貳百坪  
價格金貳拾四萬圓也



右土地ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會堂ノ敷地トシテ使用

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某印

日本基督教會維持財團 御 中

(第二例)

寄附申出書

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在

一、鐵筋混凝土造スレート葺參階建家屋

壹棟

三錢收  
入印紙

此ノ建坪  
第壹階 參百坪  
第貳階 貳百坪  
第參階 壹百坪

價格金參拾萬圓也

右建物ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會員其他ノ禮拜又福音宣傳ノ爲メ使用

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某印

日本基督教會維持財團 御 中

右寄附申出書は

- 一、金額、坪數、年月日、番地等の數字ハ必ず壹、貳、參、拾、を使用する事。
- 二、誤書、訂書の場合は欄外に何字挿入又刪除と記して代表者、捺印の事。
- 三、日本紙に毛筆にて認めハン書及カーボン複寫せざる事。

以上假設例の如き寄附申出が有りしとすれば本財團に於ては其の財産は各指定せられたる目的に従て之を管理するのであります(寄附行爲第七條第二項參看)若し本財團が其の目的遂行上已むを得ぬ必要を生じて基本財産又特別財産を處分せねばならぬ場合には本財團理事三分の二以上の同意を受け日本基督教會大會の承認を経なければ處分し得ぬのであります加之寄附したる教會に於て現に使用しつゝある特別財産を處分するには先づ第一に

當該教會(加入した教會)の總會の承認を受けねばならぬのであります(寄附行爲第八條參看)又本財團の特別財産として寄附せられたる土地建物等を使用せる教會が政府の許可を得て將來法人を設立したときには(寄附行爲第十一條參看)本財團は其の財産を該法人に寄附します然し其れには日本基督教會の憲法規則に従て開かれた該教會の總會の決議による請求が無ければなりません。

### 三、財産の管理

特別財産として本財團へ寄附されたる土地建物の管理は當然本財團で爲すべきですけれど其の寄附された土地建物を其の寄附した教會の用に供する場合には其の教會の管理人に管理せしめ其の土地、建物に對する租



税公課等の必要費は其の經常費たるを臨時費たるを問はず教會の負擔とするのであります(寄附行爲第(十二條參看))

其の代り此の負擔を引受けられた教會は寄附行爲第五條但書によつて寄附せられた特別財産より生ずる果實のある場合に限り其の果實の交付を財團へ請求する事が出来ます。

若し將來本財團が解散する場合は寄附行爲第三十條第一號の規定せる通(一)特別財産は最初寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附するのであります。(二)其の他の財産は日本基督教會大會の承認を経て本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附します。

本財團に加入の結果寄附さるべき特別財産に關する事柄は大略前記の通寄附を受け之を管理し且處分せらるるのであります其の寄附に關する手續に付尙一言説明を附加します。

特別財産へ寄附せらるべき物件が土地建物の場合には所有權の移轉登記をなさねばなりません其れは不動産の所在地を管轄する登記所で登記せらるればよいのであります凡て寄附を申出らるる場合には、

一、寄附申出書 (壹通)

二、總會記録の寫 (寄附に關する決議事項) (壹通)

をい、書留郵便にて御送附を願ひます從て此の不動産の所有權移轉に付て要する登録税は其の不動産價格の千分の二十五でありまして之は寄附せらるる各教會の負擔であります但教會堂の敷地に付ては登録税法第十九條第一項第二號に依り登録税も登記料も共に免除せらるるのであります序に申て置きますが此の他本財

團より脱退の爲め若は本財團解散の爲め特別財産を還附する場合及加入後特別財産の變更増減抹消又名稱變更等に關する登記を爲さむとするときは其の登記に要する登記料並登録税等は其の都度各教會の負擔せらるべきものと御承知下さい。

寄附申出をせらるる各教會に於ては當方へ送らるる寄附申出書、財産表、其他の控書は勿論登記簿謄本等遺漏なく備附置かる様願います。

當財團所有名義に變更せられたるとき登記簿の謄本登通御提出ありたし。

財團法人事務取扱に付ての諸經費に充當する意味に於て本財團に加入又は脱退其他の場合に本財團は各其の當該教會より一時限りの左記手数料を申受けます。

一、加入脱退の場合

- 一 教會の特別財産として提供せらるる財産の總價格
  - 二千圓迄 三圓
  - 一萬圓迄 七圓
  - 五千圓迄 五圓
  - 一萬圓以上 十圓

二、加入後資産の増減及び名稱變更の場合

- 一 登記事項毎に 壹圓



### 五、財團加入後其の不動産に異動ある場合の取扱方に關する件

- 一、財團へ事後報告せらるべき場合  
但し此の場合と雖も教會備付の臺帳へは財團と打合の上記帳すること
  - 甲、現在の建物を増減なしに修繕せるとき
  - 乙、天變地異に因り又は實測の結果不動産に増減を生じたる時
  - 二、左の場合に於ては財團の承認を受けたる後施工せらるべし  
模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を増すと
  - 三、寄附行爲第八條に依り理事會の同意と大會の承認を経て施工又は訂正せらるべき場合  
甲、模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を減殺する時  
乙、現在の不動産を處分（賣却、讓與、取毀）せんとする時
- 寄附行爲第九條に依り將來不用の不動産を他人に貸與せむとするときは其の契約書案を添へ財團の承認を受けられたし

### 六、諸稅法規抄錄及通牒、判例

#### ○登録 稅 法 (明廿九、三ノ廿八、法律第廿七號、昭四、四ノ第六三號改正迄)

- 第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
- 一 相續ニ因ル所有權ノ取得  
不動産價格千分ノ五
  - 二 遺言、贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得  
不動産價格千分ノ四十五
  - 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ無償名義又ハ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ  
千分ノ二十五
  - 四 所有權ノ保存  
不動産價格千分ノ五
  - 五 共有物ノ分割、分割ニ因リテ受クル  
不動産價格千分ノ五
- 第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス
- 二 社寺若ハ堂宇ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記
  - 十四 學校經營ヲ目的トスル法人ノ土地、建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

#### ○基督教會堂敷地ノ登録稅ノ件 (明卅八、三ノ九司法次官通牒民刑第一一七號)

控訴院、地方裁判所、區裁判所、區裁判所出張所

從來基督教會堂ノ敷地ニ係ル登録稅ヲ課スヘキヤ否ヤニ付テハ其ノ解釋區區ニ涉リ居候趣ニ有之候處今回大藏省ト協議ノ上基督教會堂ニ係ル登録ハ登録稅法第十九條第二號ノ社寺堂宇ノ敷地ニ係ル登記ニ準シ之ニ登録稅ヲ課セサル事ニ相定メ候間爲御心得此段及通牒候也



○地方税

市制

第百廿一條 所得税法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス  
神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス(以下各項省略)

町村制

第百一條 所得税法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス  
神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス(以下各項省略)

府縣制

第百十條 府縣税ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除クノ外市町村税ノ例ニ依ル(以下各項省略)

○北海道一級町村制 第八十五條及樺太町村制第五十條ノ規定ハ前記各條項ト略ホ同一ニ規定セラル

○基督教會構内(會堂敷地内)建物ニ家屋税ヲ賦課セサル件(大正二年一月十六日愛知縣照會庶發第六〇號)

本縣ニ於テ家屋税ヲ賦課スル地域中耶蘇教會ノ所有スル建物有之其一部ハ教會堂又ハ聖堂ト稱ヘ禮拜又ハ儀式ヲ行フ場所所有之右ニ對シテハ府縣制第百十條ニ依リ町村制第百一條ノ教會所ノ用ニ供スル建物トシテ縣税ヲ賦課セサルコトニ取扱居候處右教會所ノ構内ニ建設シアル宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物ハ市町村制

改正前ニ於ケル寺院ノ庫裡即チ僧侶ノ住宅ニ課税セサリシコトヲ引證シ縣税ノ賦課ヲ受クヘキモノニ無之旨申出ノモノ有之右ハ市町村制改正ノ結果前記宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物ハ市制第百廿一條町村制第百一條ニ定メラレタル神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物ト認メ市町村税ヲ賦課セス從テ府縣制第百十條ニ依リ縣税ヲモ賦課セサルコトニ取扱可然哉御意見承知致度此段及照會候也

(内務省地方局大正二年四月一日回答第三號)

御照會ノ趣了承右教會所ノ構内ニ建設セル宗教教授用ノ建物ニ對シテハ之ニ賦課スルヲ得ス又教會所ノ構内ニ在リテ其主管宣教師又ハ番人等ヲ居住セシメ居ル建物ノ如キハ教會所ノ一部又ハ附屬舎ニシテ教會所ノ用ニ共スル建物ナレハ宣教師ノ住宅ニ關シテモ同様課税スルコトヲ得サル義ト御了知相成度候

○教會堂ノ敷地ト登錄税ニ關スル大審院ノ判例其ノ他

基督教會敷地登記ノ登錄税(大正三年四月登記學會解答)

基督教會ノ登記申請ニハ市町村長並牧師等ノ證明アレハ免稅ノ理由トシテ十分ナリ

個人名義ノ社寺堂宇ノ敷地ト登錄税(大審院大正十二年民六九三頁判決總攬諸法令下卷一六七〇頁)

登錄税法第十九條第三號ニ社寺堂宇ノ敷地トアルハ其宗教事業ニ保護ヲ加フル精神ニ鑑ミテ苟モ社寺堂宇ノ敷地ニ屬スル以上ハ其所有名義ノ如何ヲ問ハス登錄税ヲ免除スヘキモノニシテ個人ノ所有名義ノ敷地ナルカ故ニ之ヲ免除セサルモノト解スルヲ得ス本件三筆ノ土地ハ神道天理教芦津大教會ノ敷地ニシテ抗告人先代五三郎ノ所有名義ト爲シアルモノナレハ抗告人ハ家督相續ニ關スル登記申請ヲナスニ付キ同條同號ニ依リ登錄税ヲ免除セラルヘキモノトス

社寺堂宇ノ敷地ノ範圍(民事局長大正十二年民事第一九四八號回答)

本條第三號ノ社寺堂宇ノ敷地ノ範圍ハ社寺堂宇ノ境内地全部ナリトス



第五 日本基督教會役員委員及職員其他一覽 (昭和十年)

(一) 役員之部

大會議長 佐波 亘 東京市蒲田區新宿町五一  
 同副議長 三好 務 同市中野區高根町二  
 同書記 村岸 清彦 同市京橋區入船町一  
 同常置委員(長) 佐波 亘 前出  
 同 三好 務 前出  
 同(書記) 村岸 清彦 前出  
 同 山本 忠興 東京市牛込區江戸川同  
 同 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目  
 同 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅  
 同 川添万壽得 東京市目黒區自由ヶ丘  
 同 郷司 儲爾 同市大森區石川町一四

同 富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ  
 同 小平 國雄 同市大森區田園調布三  
 同 石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八  
 同 傳道局理事 多田 素 高知市水通町二丁目  
 同(長) 毛利 官治 廣濱市中區大橋町三ノ  
 同(書記) 金井爲一郎 東京市牛込區甲長町一  
 同 和田 方行 廣島市國泰寺町一八九  
 同 村田 四郎 東京市杉並區天沼三ノ  
 同 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目  
 同 佐波 亘 前出  
 同 山本 忠興 前出  
 同 今村好太郎 兵庫縣武庫郡住吉村八  
 同 甲田七三六ノ一

同 ○藤田 治芽 福岡市春吉六月田八六

同 ○秋月 致 京城府貞洞一

同 (二名缺員)

財務局理事(事務)間野 松藏 東京市品川區下大崎一  
 同(長) 山本 五郎 大阪府泉北郡濱寺町松  
 同 吉川逸之助 名古屋市東區白壁町四  
 同 松原 英一 東京市澁橋區角管二ノ  
 同 淵 時智 同市世田谷區野澤町一  
 同 結城 長治 同市本郷區元町二ノ二  
 同 堀内友四郎 廣濱市鶴見區鶴見町豊  
 同 宍戸 豐莊 東京市大森區山王二ノ  
 同 石橋 慶藏 同市品川區大井立會原  
 同 加藤 俊平 同市澁野川區上中里三

同 日曜學校局理事 山本 忠興 東京市牛込區江戸川同

同 高村 甚平 同市品川區大井出石町

同 栗飯原梧棲 同市外吉野寺町野田南

同 福田敬太郎 神戸市灘區高羽橋丘一

同(長) 笹倉 彌吉 廣濱市中區平樂一三八

同 馬場 久成 神戸市神戶區再度筋三

同 新島 善直 札幌市北六條西二十二丁

同 小平 國雄 東京市大森區田園調布

同 小杉 德治 同市本所區錦糸町一ノ

同(書記) 赤石 義明 仙臺市北五番丁八

同 霜越 四郎 大阪市東區船越町一ノ

同 番匠 鐵雄 鹿兒島市下瀧尾町四五

同 中松 盛雄 東京市大森區新井宿四

同 維持財團(長) 法人理事 一〇九



同 秋月 致 京城府貞洞一  
 同 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅  
 同 笹倉 彌吉 横濱市中區平樂一三八  
 同 小林 誠 東京市日本橋區矢ノ倉町一  
 同 渡邊 暢 千葉市登戸町穴川三九〇  
 同 新島 善直 札幌市北六條西十二丁目  
 同 (書記) 山本 忠興 東京市牛込區江戸川同潤會アハ1ト一〇一  
 同 三好 務 同市中野區高根二  
 同 山本 五郎 大阪府下泉北郡濱寺町松風通  
 同 毛利 官治 横濱市中區大橋町三ノ五七  
 同 (一名缺員)  
 同 田川大吉郎 東京市小石川區小日向臺町二ノ二五  
 同 市村 興市 名古屋市外守山町小幡二ノ二二

同 出村悌三郎 仙臺市南六軒丁二  
 同 笹尾余太郎 東京市世田ヶ谷區玉川奥澤一ノ二三八  
 同 村田 四郎 同市杉並區天沼三ノ六八五  
 同 新島 善直 札幌市北六條西十二丁目  
 同 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅  
 同 社會局理事(長) 小林 誠 前出  
 同 (書記) 吉本 一良 東京市澁谷區千駄ヶ谷五ノ八五六  
 同 賀川 豊彦 同市世田ヶ谷區上北澤町二ノ六〇三  
 同 外村 義郎 同市牛込區市谷臺町五  
 同 齋藤 敏夫 堺市渡野町東四丁一八  
 同 川添万壽得 東京市目黒區自由ヶ丘二〇〇  
 同 市村 四郎 前出  
 同 理事(長) 井深棍之助 同市芝區白金三光町三四六

同 佐波 亘 同市蒲田區新宿町五一  
 同 毛利 官治 横濱市中區大橋町三ノ五七  
 同 (書記) 山本 忠興 東京市牛込區江戸川同潤會アハ1ト一〇一  
 同 山本 五郎 大阪府泉北郡濱寺町松原通  
 同 (會計) 田川大吉郎 東京市小石川區小日向臺町二ノ二五  
 同 金井爲一郎 同市牛込區甲長町一八  
 同 多田 素 高知市水通町二丁目  
 同 日高 善一 東京市世田ヶ谷區中原一ノ七六六  
 同 三好 務 同市中野區高根町二  
 同 原田 友太 同市世田ヶ谷區池尻町四一〇  
 同 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目  
 ※常務理事  
 同 多田 素 前出

同 吉川逸之助 名古屋市東區白壁町四ノ七  
 同 市村 興一 同市外守山町小二幡中新田二ノ二二  
 同 スマイス 同市東區吉野町二ノ一六  
 同 辻 亮吉 同市外麻川町勝景園  
 同 富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ一〇八  
 同 田川大吉郎 前出  
 同 財団法人私理事 立女子學院理事 長尾 半平 東京市中野區水川町九  
 同 教役者恩給扶助 調査委員 小林 誠 東京市日本橋區矢ノ倉町一  
 同 貴山幸次郎 同市杉並區荻窪三ノ一三六  
 同 笹倉 彌吉 横濱市中區平樂一三八  
 同 吉川逸之助 前出  
 同 小平 國雄 東京市大森區田園調布三ノ八九

財團事務擔當者  
 金城女子專門學校  
 理事



敬役者恩給  
扶助會計委員

岡見千吉郎 東京市目黒區下目黒一ノ二二  
 長野 嘉吉 同市中野區本町通五ノ三七五三  
 日疋 信亮 同市淀橋區百人町三ノ二八五  
 下石 幸也 同市杉並區高圓寺三ノ一八八  
 増田 大吉 京城府竹添町三ノ三  
 中田 光治 東京市豊島區西巢鴨二ノ二五一三  
 (一名缺員)  
 會堂建築局委員 (長)  
 光 晉 同市小石川區原町七一  
 井上朋三郎 同市目黒區自由ヶ岡一ノ九〇大村邸内  
 穴戸 豊莊 同市大森區山王二ノ一八六九  
 森田 殿丸 大阪市南區南船場町四ノ九一  
 清水 欣 兵庫縣武庫郡本山村岡本字中島

讚美歌委員

富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ一〇八  
 川添万壽得 同市目黒區自由ヶ岡二〇〇  
 ハナホード 同市芝區白金明治學院構内  
 今村好太郎 神戸市外住吉村八甲田七三六  
 手塚儀一郎 東京市杉並區上荻窪町九三九  
 矢野猪三郎 仙臺市新小路八  
 大野 直周 神戸市須磨區大谷町三ノ四七  
 番匠 鐵雄 鹿兒島市下龍尾町四五  
 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七  
 丹 忠 會津若松市榮町三四八  
 近藤 治義 小樽市稻穂町西八ノ九  
 霜越 四郎 大阪市東區船越町一ノ四八  
 江村 寛一 山口市早間田三三

基督教聯盟委員

齋藤 敏夫 堺市熊野町東四丁一八  
 熊野 義孝 東京市豊島區長崎仲町二ノ三六六四  
 佐波 亘 東京市蒲田區新宿町五一  
 三好 務 同市中野區高根町二  
 村岸 清彦 京橋區入船町一ノ二一  
 山本 忠興 前出  
 川添万壽得 目黒區自由ヶ岡二〇〇  
 郷司 懺爾 大森區石川町一四三  
 富田 滿 前出  
 石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八  
 小林 誠 東京市日本橋區矢倉町一  
 竹内 浩 室蘭市幸町六  
 原田 友太 東京市世田ヶ谷區池尻町四一〇

教會合同委員

川崎 義敏 福岡市渡邊通四丁目  
 原 成吉 東京市世田ヶ谷區代田一ノ六三四  
 小林 誠 前出  
 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅  
 毛利 官治 横濱市中區大橋町三ノ五七  
 小平 國雄 東京市大森區田園調布三ノ八九  
 石川 四郎 前出  
 中山 國三 吳市中通五ノ一三  
 金井爲一郎 東京市牛込區甲良町一八  
 郷司 懺爾 東京市大森區石川町一四三  
 多田 素 高知市水通町二丁目  
 金井爲一郎 前出  
 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目



石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八  
 川崎 義敏 福岡市渡邊通四丁目  
 和田 方行 廣島市國泰寺町一八九  
 丹 忠 會津若松市榮町三四八  
 教師試験條例改正委員(全部教師試験委員に附托)  
 日本基督教會員 笹倉 彌吉 横濱市中區平樂一三八  
 心得作成委員 金井爲一郎 東京市牛込區甲長町一八  
 同 日高 善一 同市世田ヶ谷區中原一ノ七六六  
 同 外國傳道 郷司 慥爾 同市大森區石川町一四三  
 同 調査委員 富田 滿 同市杉並區荻窪二ノ一〇八  
 同 小平 國雄 同市大森區田園調布三ノ八九  
 同 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七  
 同 林 三喜雄 滿洲國奉天八橋町五

大會修養會委員 佐波 亘 前出  
 三好 務 前出  
 村岸 清彦 前出  
 川添万壽得 前出  
 堀内友四郎 前出  
 小林 誠 前出  
 郷司 慥爾 前出  
 (三) 職員之部  
 會計 九川 令 東京府下北多摩郡上組 彌ヶ谷六〇五  
 維持財團 篠澤 武夫 同市中野區川島町三八  
 事務擔當 中田 光治 同市豊島區西巢鴨二ノ二五-三  
 日曜學校局 主事(名譽) 小出 正吾 同市世田ヶ谷區玉川奧 澤町一ノ四三三  
 同 編輯主任 小杉 徳治 同市本所區錦糸町一ノ七  
 同 (會計)

(四) 各中會議長、書記

東京中會(議長) 富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ一〇八  
 (書記) 光 晉 同市小石川區原町七一  
 浪速中會(議長) 秋元 茂雄 京都市左京區吉田二本松町四  
 (書記) 飯島 誠太 堺市大町西四丁一一  
 東北中會(議長) 丹 忠 會津若松市榮町三四八  
 (書記) 渡邊 良亮 山形市六日町二七四  
 鐵西中會(議長) 番匠 鐵雄 鹿兒島市下龍尾町四五  
 (書記) 川崎 義敏 福岡市渡邊通四丁目  
 山陽中會(議長) 松本徳三郎 下關市大坪町一三一  
 (書記) 中山 通夫 岡山市西中山下五二  
 北海道中會(議長) 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目  
 (書記) 近藤 治義 小樽市稻穂町西八ノ九

(四) 各關係ミツション議長、書記

臺灣中會(議長) 上 與二郎 臺北市寺町八  
 (書記) 子島 友熊 臺中市大正町一ノ四  
 滿洲中會(議長) 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七  
 (書記) 高橋 一男 大連市霞町一六  
 朝鮮中會(議長) 秋月 致 京城府貞洞一  
 (書記) 宮田 熊治 新義州府榮町六丁目  
 米國リフオムド教會(議長) エチ、イ、カ、イ、バ、イ、五二 大分市中島浦町一、八  
 (書記) ミ、ダ、ロ、ス、一 東京市芝區白金明治學院構内  
 北長老教會(議長) エイ、ケイ、ライシヤワ、一 東京市杉並區上井荻町  
 (書記) ウ、イ、ル、ス、シ、ラ、マ、ツ、ト、一 東京市芝區白金明治學院構内  
 南長老教會(議長) エ、ハ、ツ、セ、ル、一 德島市徳島本町  
 (書記) エ、ハ、ツ、セ、ル、一 前出



合衆國リフオー  
ムド會教(議長) イー、ニ、エ、グ、チ 仙臺市東三番丁一六二  
(書記) シー、サイ、アルム 仙臺市土樋一二五

(六) 教職會委員

委員(長) 郷司 愷爾 東京市大森區石川町一四三  
(書) 佐藤 良雄 同市荏原區中延町旗臺一〇二〇  
(會) 堀内友四郎 横濱市鶴見區鶴見町豊岡三五四  
今村好太郎 兵庫縣武庫郡住吉村八甲田七三六ノ一  
森田 殿丸 大阪市南區南船屋町四九ノ一  
秋元 茂雄 京都市左京區吉田二本松  
渡邊 良亮 山形市六日町二七四  
中山 通夫 岡山市西中山下五二  
近藤 治義 小樽市稻穂町西八ノ九  
高橋 一男 大連市霞町一六

同 宮内 彰 門司市宗利町一丁目

同 子島 友熊 臺中市大正町一ノ四

同 宮田 熊治 新義州府榮町六丁目

(七) 全國聯合婦人會役員

會長 植村 環 東京市淀橋區柏木四ノ九四八  
副會長 山本 つち 大阪府下濱寺町松原通  
原 しか 東京市世田谷區代田一ノ六三四  
武田 越 同市澁谷區代々木富ヶ谷町一四六四  
榊富 てる 同市目黒區上目黒五八〇  
尾山 たき 同市麴町區富士見町二丁目三ノ一八  
山室 ひな 同市麻布區三河臺町二三  
横川とよの 同市淀橋區西大久保四ノ一七〇北海寮  
渡邊 たき 同市澁谷區代々木初臺四七七

同 奥平 敏 同市麻布區葎菊町六二牧山邸内

同 淺野 はな 同市澁谷區金玉町五四

同 田中 正子 同市澁谷區青葉町二〇

事務所 東京市淀橋區柏木四ノ九四八 柏木教會内

(八) 東京中會聯合婦人會役員

會長 植村 環 前出  
書記 小平 テル 東京市大森區田園調布八九  
同 村岸 榮子 同市京橋區入船町一ノ二  
同 岩藤 勇子 同市神田區錦町三ノ二  
同 渡邊 たき 前出  
常務委員 武田 越 前出  
同 若林美津子 東京市大森區新井宿四ノ九九六  
同 紅松 文子 同市杉並區大宮前六ノ四一三

同 間野かよ子 同市淀橋區下落合二〇八〇

同 河田 良子 同市牛込區辨天町一五

同 城戸 順子 横濱市山手町一〇九共立女子神學校

同 大庭 芳子 浦和市字鯛ヶ窪一、六八八

同 清水しげ子 静岡市丸山町八〇

同 清水富貴子 鎌倉町雪下一〇六九

同 松山あい子 川崎市見染一三一

事務所 東京市淀橋區柏木四ノ九四八 柏木教會内

(九) 浪花中會聯合婦人會役員

會長 山本 つち 大阪府下濱寺町松原通  
書記 服部ハツミ 兵庫縣武庫郡真元村仁川  
同 森田 との 大阪市南區南船屋町四九  
同 堀 章子 京都市上京區下加茂中河原六〇



委員 梶原 きみ 神戸市須磨區天神町一ノ三〇

同 星野 やす 京都市吉田下大路町四五

同 平尾 いと 兵庫縣武庫郡住吉村住吉教會内

同 石川 よね 和歌山市三木町堀詰八

事務所 大阪府南區南船場四九ノ一 大阪南教會内

(5) 北海道中會聯合婦人會役員

委員長 小野村せん 札幌市北一條西六丁目

委員 佐藤 あや 札幌市外圓山三條五丁目

書記 柴田 花子 同市南大通西五丁目

會計 泉 みよ 同市南十條西九丁目

事務所 札幌市北一條西六丁目 札幌教會内

(二) 山陽中會聯合婦人會役員

委員長 清水マサ子 廣島市竹屋町二八七ノ二

副委員長 小林 すま 山口縣岩國町紅臨寺谷

書記 戸田都賀野 廣島市千田町一六六

會計 尾谷美津尾 同市東千田町四三七

事務所 廣島市國泰寺町一八九 廣島教會内

第六 各教會、牧師、役員氏名住所

(無印)ハ牧師○印ハ教師△印ハ教師候補●印ハ中會未加入者(書)ハ書記(會)ハ會計(執)ハ執事(日)ハ日曜學校長(堂)ハ會堂ヲ有スル教會(館)ハ牧師館

(一) 東京中會所屬教會

名稱 地位 傳道開始又ハ教會建設年月日 牧師又ハ主任者 住所

海岸 橫濱市中區日本大通八 傳道開始明治五年三月十日 笹倉 彌吉 中區平樂一三三八 電話本局三九五〇

⑤ 佐久間勝之助 中區中村町一、二〇一 河野 保 中區大岡町岸ヶ谷二、二〇二 渡邊 文子 中區山手町三七八

⑤ 早川 淺吉 中區相生町四ノ七二 三澤 ささ子 神奈川區栗田谷五六 原田 薔薇 中區山下町一六八

濱川 友十郎 中區本牧町大里五九 高田 素 磯子區瀧頭町二四七 室原 富子 保土ヶ谷區保土ヶ谷町二三

金子 なか子 磯子區瀧頭町九七 小林 榮 神奈川區齊藤分町四四 河合 卯一 中區日出町二ノ一一五

新築 東京市京橋區入船町一ノ二一 傳道開始明治六年九月二日 村岸 清彦 (會)同上 電話呼出岩崎京橋二〇三八

⑤ 平野 龍亮 淀橋區下落合二ノ七九七 宮部 力 瀧野川町西ヶ原 (會)奧田 時藏 京橋區越前堀一ノ一八

⑤ 藤原 鈎次郎 下谷區上根岸町七二 赤城 芳雄 荒川區日暮里町三ノ七〇四 (會)佐竹 藤太郎 淺草區小島町七三

東京中會